

平成 29 年 第 3 回定例会

# 青 木 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 9 月 8 日 開会

平成 29 年 9 月 20 日 閉会

青 木 村 議 会

## 平成29年第3回青木村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月8日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○報告第1号及び報告第2号の上程、説明	11
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第2号の上程、説明	37
○議案第3号の上程、説明	40
○議案第4号の上程、説明	42
○議案第5号の上程、説明	44
○議案第6号の上程、説明	46
○議案第7号の上程、説明	48
○議案第8号の上程、説明	51
○社会福祉協議会会計決算の報告	53
○監査報告	55
○議案第9号の上程、説明	58
○議案第10号の上程、説明	59
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第12号の上程、説明	62
○議案第13号の上程、説明	62
○議案第14号の上程、説明	62
○議案第15号の上程、説明	69

○議案第16号の上程、説明	70
○発議第1号の上程、説明	71
○陳情第1号の上程、説明	72
○散会の宣告	73

## 第2号 (9月12日)

○議事日程	75
○出席議員	75
○欠席議員	75
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	75
○事務局職員出席者	76
○開議の宣告	77
○議事日程の報告	77
○一般質問	77
堀内富治君	78
居鶴貞美君	92
松澤正登君	107
坂井弘君	116
山本悟君	138
宮入隆通君	153
○総括質疑	165
○委員会付託	166
○散会の宣告	168

## 第3号 (9月20日)

○議事日程	169
○出席議員	170
○欠席議員	170
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	170
○事務局職員出席者	171

○開議の宣告	172
○議事日程の報告	172
○委員長審査報告	172
○報告第1号の質疑	176
○報告第2号の質疑	176
○議案第1号の質疑、討論、採決	176
○議案第2号の質疑、討論、採決	177
○議案第3号の質疑、討論、採決	178
○議案第4号の質疑、討論、採決	178
○議案第5号の質疑、討論、採決	179
○議案第6号の質疑、討論、採決	180
○議案第7号の質疑、討論、採決	180
○議案第8号の質疑、討論、採決	181
○議案第9号の質疑、討論、採決	181
○議案第10号の質疑、討論、採決	182
○議案第12号及び議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
○議案第14号の質疑、討論、採決	189
○議案第15号の質疑、討論、採決	200
○議案第16号の質疑、討論、採決	202
○発議第1号の質疑、討論、採決	204
○陳情第1号の質疑、討論、採決	205
○日程の追加	206
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	206
○閉会の宣告	207
○署名議員	209

平成 2 9 年 9 月 8 日 ( 金 曜 日 )

( 第 1 号 )

## 平成29年第3回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成29年9月8日(金曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 平成28年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 平成28年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 平成28年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 平成28年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第 9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 平成28年度(繰越)地方創生拠点整備交付金 道の駅あおき包括的情報提供施設建築工事請負契約について
- 日程第16 議案第12号 監査委員の選任について
- 日程第17 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第14号 平成29年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第15号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第16号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第21 発議第 1号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補

助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について

日程第 2 2 陳情第 1 号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について

日程第 2 3 一般質問

出席議員（10名）

1 番	宮 入 隆 通 君	2 番	坂 井 弘 君
3 番	松 澤 正 登 君	4 番	金 井 とも子 君
5 番	宮 下 壽 章 君	6 番	杳 掛 計 三 君
7 番	居 鶴 貞 美 君	8 番	小 林 和 雄 君
9 番	堀 内 富 治 君	10 番	山 本 悟 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	杳 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長 兼事業推進 室長	井古田 嘉 雄 君	建設農林課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼保健衛生 係長	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建設農林課 長補佐兼 建設係長	宮 下 剛 男 君	商工観光移住 課長	新 津 俊 二 君
住民福祉課 長補佐兼 地域包括支 援センター長	宮 澤 章 子 君	住民福祉課 住民福祉係長	上 原 博 信 君
建設農林課 農業振興係長	奈良本 安 秀 君	税務会計課 資産税係長	高 柳 則 男 君
総務企画課 長補佐兼 総務係長	稲 垣 和 美 君	総務企画課 企画財政係長	小 林 利 行 君
税務会計課 住民税係長	早乙女 敦 君	教育係長	横 沢 幸 哉 君

建設農林課  
国土調査係長

小林 義 昌 君

代表監査委員

上 原 一 二 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

井古田 嘉 雄

事 務 局 員

稲 垣 和 美



開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（沓掛計三君） それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成29年第3回青木村議会定例会を開催いたします。

---

◎議事録署名議員の指名

○議長（沓掛計三君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。  
会議規則第115条の規定により、3番、松澤正登議員、8番、小林和雄議員を指名いたします。

---

◎会期決定

○議長（沓掛計三君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

去る9月4日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日8日から21日までの14日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月21日までの14日間と決定いたしました。

日程について、事務局より日程表をお配りいたします。

日程について申し上げます。

本日8日は開会、議案説明のみで散会といたします。ただし、議案第11号 平成28年度（繰越）地方創生拠点整備交付金 道の駅あおき包括的情報提供施設建築工事請負契約については、議会運営委員会で協議された内容を踏まえ、本日審議・採決まで行います。9日土曜日と10日日曜日は休日のため休会、11日月曜日は議案審議のため休会、12日火曜日は一般質問と平成28年度一般会計及び特別会計決算についての総括質疑、委員会付託を行います。

13日水曜日は議案審議のため休会、14日木曜日は社会文教委員会の委員会審議、15日金曜日は総務建設産業委員会の委員会審議を行います。16日土曜日から18日月曜日までは休日のため休会、19日火曜日は議案審議のため休会といたします。20日水曜日は委員長報告、審議・採決、21日木曜日は審議・採決の日程といたします。

---

### ◎村長挨拶

○議長（沓掛計三君） ここで、村長より挨拶がありますので、お願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

本日、平成29年第3回青木村議会9月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、水道断水についておわびをさせていただきます。

去る8月22日午後から、夫神、中挟、細谷、青木、当郷、村松など一部区域で断水が発生いたしまして、23日夜には復旧が完了し、24日夜には通水が完了したところでございます。

また、9月6日夜間に一部区域で、水道本管の老朽化によります破裂のため、断水が発生いたしましたが、未明には復旧いたしました。村民の皆さんには多大な御迷惑をおかけし、大変申しわけございませんでした。

議員の皆さんには、村民の皆さんからの問い合わせ等の対応の御協力をいただきまして、ありがとうございました。早急に工事の管理、それから断水復旧、こういったマニュアルの策定等を行いまして、再発防止に努めてまいります。

8月7日には、九州に大きな被害をもたらしました台風5号が青木村にも最接近いたしました。消防団、区長さんなど関係の皆さんにも応援をいただきながら、夜半から未明にかけて対応いたしました。雨量や浦野川の水位にも問題がなく、ほっとしたところでございます。

8月21日午後、当郷、村松の一部区域で集中豪雨がございました。役場雨量計で20分間に27.5ミリという、短期間では近年まれに見る雨量を観測いたしまして、一部でのり面崩壊がございました。なお、この際、弘法、そして入奈良本の雨量はゼロでございました。

平成29年8月28日付の内閣府月例経済調査では、「景気は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩

やかに回復していることが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある」としております。

さて、ことしは、地方自治法が施行されまして70周年を迎える極めて意義深い年に当たります。昭和22年4月17日に地方自治法が公布されまして、日本国憲法と同時に施行されました。第8章に「地方自治」の章を設けて、日本国憲法の規定に基づく地方自治法は、地方住民の政治参加の権利を保障し、地方自治の主体性・自立性を強化することとしております。住民による直接選挙や地方議会の地位・権限が強化されましたほか、住民の直接請求や監査請求など、憲法第92条にいう「地方自治の本旨」の徹底した具体化が求められております。

ここに、地方自治法の目的、そして地方公共団体の役割と国による配慮、この条文を列記してございますので、お目通しいただければ幸いです。

自治法は、市町村の組織・運営に関して規定し、首長と議員を住民の選挙で選ぶ二元代表制であります。地域の発展の両輪として責務を負うこととしております。地方自治体がみずからの発想と判断、創意工夫の実行によりまして、地域の課題解決を図っていかねばなりません。

予算編成の困難、あるいは行政の効率化などから、戦後、約1万ありました市町村を昭和の大合併で3,200に、そして、平成の大合併で1,718まで縮小となりました。この中にあって、私どもの青木村は、自主・自立の村を議員の皆さん、住民の皆さんとともに確固たるものにしてまいりました。その事実は、他に大いに誇ってもよいと思うのでございます。

現在、超少子化・高齢化は、村にとりましても喫緊の課題であります。幸い昨年度、議会、住民の皆さんとともに策定し、今年度から実施中の第5次青木村長期振興計画後期基本計画、日本一住みたい村づくり計画の実施によりまして、地方公共団体の健全な発達や自主性・自立性の十分な発揮、さらには住民福祉の向上に努めてまいります。

地方自治法が、戦前のさまざまな反省から、自治体が自立することを目指す制度といたしまして、日本国憲法と時を同じくして施行されてから70年の節目の今、自治のあり方を足元から見直す機会でありたいと考えております。

来る11月20日、都内におきまして、地方自治法施行70周年記念式典が国の主催により開催されますが、沓掛議長とともに出席を予定しているところでございます。

上田地域広域連合といたしまして、広域的な観光振興の事業を幾つか実施しております。ことしも8月10日から3日間、金沢駅で観光キャンペーンを実施いたしました。昨年度、ここで実施した観光動向調査の結果では、上田・小県地域には46%の人が行ったことがないが、

そのうち74%は行きたいという回答でございました。また、341人中、田沢温泉に行ったことがあるという方は66人、沓掛温泉に行ったことがあるという方は55人でありました。

交通手段は、新幹線、自家用車ともに半々でした。誰と行きたいかにつきましては、家族・配偶者が6割で、今後、長野県への旅行の目的は、多い順に、温泉、神社仏閣・史跡、真田氏関連の史跡、グルメでございました。今後、このデータを村の観光事業の参考にしてまいります。

次に、さきの6月定例会閉会后、本日までの主な行事の報告をさせていただきます。

6月17日、青木診療所長であります小川原辰雄先生の養子さんの結婚式が行われました。医師である新郎新婦から、「診療所の跡取りとして、青木村の医療の支えになればと思います」とのメッセージを青木村の皆さんにいただきました。

7月14日、内閣官房参与の浜田宏一先生の村内視察と講演会が開催されました。「経済政策にとって最も大事なことは、物価が上がることでも、財政が健全化することでもありません。雇用、生産、消費など、国民の暮らしがもっとよくなることです。ここまでうまく働いた金融政策の手綱を緩めることなく、減税も含めた財政政策で刺激を加える必要がある」というお話が印象でございました。

後日、先生から、「先日は素晴らしい歓待をありがとうございました。義民太鼓の演奏、それに宿からの景色は、温泉、料理ともども、長く記憶に残ると思います。電力施設の小型化も印象的でした。小さい村が日本でも頑張っている姿を十分拝見させていただきました。今後、いろいろな講演会などで青木村の話をさせていただきます」と、御丁寧なメールをいただいたところでございます。

7月20日、青木村農業委員の12名の任命式が行われました。制度改正によりまして、村長が議会の同意を得て任命する選出方法になってから初めての任命であります。農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の重点業務として位置づけられました。また、新たにあわせまして、農業委員会体制強化のために農地利用最適化推進委員委嘱も行われました。

8月2日、青木小学校15人が、オーストラリア、マリスト・サイオン校との交流に出発いたしました。平成11年から始まりましたこの交流で、こちらから訪問するのはことしで10回目、合計126名が訪れたことになりました。学校生活や今後の人生に大いに役立つことを期待するところでございます。

8月5日、夏祭り・花火大会が、天候にも恵まれた中で、踊り連4団体、子供みこし15基、大人みこし7基の出場など、盛大に行われました。花火大会は、商工会を中心に160社・事

業所から約400万円の御寄附をいただき、例年以上の豪華な花火大会となりました。また、交通整理・警備など、警察、交通安全協会、消防団など、大勢の皆さんの協力のもと、安全・安心に祭りが開催でき、感謝いたしております。

8月9日、農業再生会議が開催されました。政府は米価維持のため、半世紀近くにわたって主導してきた生産調整を、村では昭和62年から、ブロックローテーションといたしまして実施してまいりました。しかし、国では、来年度からこの制度を見直すことから、この会議では、今後の村の米づくりのあり方が検討され、その結果、従来どおりのブロックローテーションを継続していくこととし、地区分けについては、以下のとおりとすることが決定いたしました。

平成30年、下奈良本、入奈良本、沓掛、夫神、細谷、殿戸、村松、平成31年、当郷全域、殿戸の一部、平成32年、村松、入田沢、中村、平成33年、中挟全域、下奈良本、沓掛。今後、村民の皆さんの御理解と御協力をお願いしてまいります。

8月14日、各地区で夏祭りが行われまして、私も全ての地区を訪問してまいりました。各地区とも、趣向を凝らしまして、盛り上げの工夫をされておられました。帰省された皆さんの参加も多く見られまして、青木村の人口が一時的にはふえた、活気ある夏祭りでありました。

8月19日、軽井沢プリンスショッピングプラザにおきまして、長和町と共催で、「信州・小県御当地蕎麦イベント」を開催いたしました。タチアカネそばや村の観光・移住など、十分な宣伝ができたところでございます。

8月24日、国道143号整備促進期成同盟会といたしまして、国土交通省及び関東地方整備局へ新トンネル促進の要望に行つてまいりました。石川道路局長さんは、一昨年、現地を視察していただいておりますことから、心強い応援をいただいたところでございます。

さて、本9月議会は決算議会でありますので、まず、平成28年度の青木村決算の状況について概要を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額は34億1,810万2,000円で、歳出総額は30億671万3,000円、歳入歳出差引額は4億1,138万9,000円となりました。

歳入の主なものは、村税は3億9,454万4,000円、歳入合計に対します構成比は11.5%でございます。前年度より737万2,000円の減となりました。

地方交付税は15億2,561万円で、構成費44.6%、前年度より2,039万9,000円の減となりました。

国庫支出金は3億8,592万8,000円で、構成費11.3%、前年度より6,326万8,000円の増となりました。

主な内訳といたしましては、地方創生加速化交付金といたしまして5,072万5,000円、臨時福祉給付金支援事業補助金といたしまして2,337万円、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業の補助金といたしまして1億5,025万6,000円、防災・安全交付金2,203万5,000円で行いました。

ふるさと納税応援寄附金は2,893万5,000円、前年度より2,202万円の大増となりました。

村債は2億6,390万円で、構成比7.7%、前年度より1億4,480万円の増となっております。主な内訳といたしましては、一般補助の施設整備当事業債1億3,400万円、辺地対策事業債2,240万円、一般廃棄物処理事業債2,060万円、臨時財政対策債7,700万円で行います。

次に、歳出について、主なものを申し上げます。

若者定住促進事業補助1,034万円、地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金事業で、タチアカネ推進プロジェクト及び御当地蕎麦イベントで844万4,000円、元気な企業づくり推進事業5,718万円、臨時福祉給付金支援事業2,813万6,000円、し尿前処理施設経費負担2,441万2,000円、鳥獣有害駆除委託料及び有害鳥獣対策協議会交付金1,216万4,000円、中山間地地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金2,460万3,000円、道の駅直売所、高機能拠点施設整備3億6,143万7,000円、松くい虫防除対策5,594万4,000円、二地域居住者向けコンパクト住宅の建設といたしまして1,346万円、村道及び河川の改修14カ所2,360万円、各地区への除雪機の購入配備12台1,076万6,000円、橋梁定期点検・長寿命化修繕計画策定2,910万3,000円、AET派遣委託料447万1,000円、奨学基金拠出600万円、小学校ICT整備事業でタブレットパソコン50基の配備で668万7,000円、中学校体育館LED照明工事217万5,000円、同じくグランドピアノ購入で256万1,000円で行います。

国民健康保険特別会計ほか6特別会計も黒字決算で行いました。

主な事業といたしまして、簡易水道特別会計といたしまして、殿戸の配水池の電磁弁の設置工事といたしまして831万6,000円、簡易水道建設特別会計、市之沢浄水場建設工事請負費2億6,274万円、滝川浄水場遠方監視システム整備640万4,000円、特定環境保全公共下水道事業特別会計、浄化センター機械設備・電気設備更新業務の委託1,000万円などで行いました。

財政状況につきましては、国が定めました健全化の判断基準並びに資金不足比率につきまして算定いたしましたところ、一般会計、特別会計全て、早期健全化基準・経営健全化基準

の基準内にありました。また、償還金の程度を示します実質公債費比率は、昨年度に比べまして0.4%増加いたしまして7%となりましたが、良好な基準内にあり、資金不足比率につきましても、資金不足がなく、財政状況及び公営企業の経営状況ともに健全な財政運営がされておりました。

議員の皆様の御協力をいただきましたことから、平成28年度全体といたしまして、健全財政を堅持した決算とすることができました。ありがとうございました。

去る9月5日、上原一二代表監査委員、小林和雄監査委員から、平成28年度青木村会計歳入歳出決算につきまして意見書をいただきました。

この審査に当たりまして、監査委員の皆さんには、長い時間をかけ慎重な審査をいただきますとともに、適切な意見書をいただきまして、まことにありがとうございました。今後は、いただきました意見を職員ともども真摯に受けとめさせていただきまして、日々の業務の中で生かしてまいります。

次に、平成29年度一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ2,668万9,000円を追加いたしまして、総額を30億148万9,000円とするものでございます。

今回の歳入で主なものは、国庫補助といたしまして、社会保障・税番号制度システム整備補助金65万8,000円、県補助金といたしまして、地域福祉総合助成金事業補助金5万1,000円、森林づくり推進支援金事業補助金168万円、前年度繰越金から2,430万円でございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務管理費、社会保障・税番号制度対応のための電算機器設定委託料83万9,000円、交通安全道路照明の修繕料43万7,000円、消防費といたしまして、消防団出動手当75万円、非常用給水袋等消耗品41万5,000円、消火栓修繕工事86万4,000円、徴税费では住民税の還付金といたしまして49万1,000円でございます。選挙費といたしまして、参議院の議員選挙委託金の返還金といたしまして13万5,000円、民生費、社会福祉費といたしまして、障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還557万円、農業費といたしまして、農業振興費ライスセンター荷受け計量機導入補助金100万5,000円、商工費、商工業振興奨励金17万7,000円、観光事業といたしまして、横手キャンプ場宿泊棟ベランダ等の修繕費94万7,000円、道の駅管理費トイレ自動ドア修繕費22万4,000円、林業費といたしまして、間伐材施設設置事業378万円、道路維持費といたしまして、当郷室賀線ののり面崩落復旧工事といたしまして540万円。

次に、教育委員会関係でございますが、準要保護当児童・生徒就学援助費73万6,000円、

村松西地区公民館改修工事補助金108万円、文化会館東側高圧ケーブル支柱の修理代といたしまして54万3,000円、小学校児童昇降口のといと軒の修繕工事118万6,000円、保育所の遊具、調理設備の修繕工事57万円を計上させていただいたところでございます。

以上、提案いたしました議案のうち、主な内容を説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 村長の挨拶が終わりました。

---

### ◎報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第3、報告第1号 健全化判断比率について、日程第4、報告第2号 資金不足比率についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、初めに、報告第1号について御説明申し上げます。

健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成28年度の健全化判断比率について別紙のとおり報告する。

平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度健全化判断比率報告書。

実質赤字比率につきましては、普通会計を対象といたします実質赤字となりますので、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率につきましては、全ての会計を対象とした実質赤字となりますが、資金不足が生じていないため、比率はやはり算定されておりません。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計が負担する元利償還金等の比率となります。前年度の6.6%から0.4%増加して7.0%となりました。

増加した要因といたしましては、元利償還金は前年度より1,476万3,000円の減となりましたが、標準財政規模も前年度に比べまして1,870万2,000円の減となったところで、結果



として公債費が増加したものでございます。

続いて、将来負担比率につきましては、普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対して、財政調整基金積立金を初めといたします充当可能財源等の額が将来の負担額を上回っているため、将来負担比率は算定されておられません。

なお、括弧内の数値につきましては、早期健全化基準を記載しております。

続きまして、報告第2号について御説明申し上げます。

資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成28年度の各公営企業における資金不足比率について、別紙のとおり報告する。

平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

平成28年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率であります。青木村で対象となる会計は、簡易水道特別会計、簡易水道建設特別会計、特定環境保全公共下水道事業会計の3会計であります。

いずれの会計におきましても、資金不足額が生じていないため、比率は算定されない結果となっております。

なお、備考欄に記載されている金額につきましては、それぞれの会計におけます事業規模、主には料金収入の内容となっております。

以上、報告第1号並びに報告第2号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第5、議案第1号 平成28年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、平成28年度各会計決算の説明をさせていただきます。

一般会計、特別会計とも数値の朗読をもつての説明は、記載のとおりでございますので、

できるだけ簡略にさせていただきます。

決算書は、見開きの2ページで1枚の表となっておりますので、説明では左ページでお示しいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、決算書の開いて最初の、目次の次のページをお願いいたします。

一般会計、特別会計歳入歳出決算総括表をお願いいたします。

平成28年度青木村全会計の総括表でございます。

各会計の収入済額、支出済額などの構成割合について御説明申し上げます。

歳入の収入済額の構成割合、一般会計63.5%になります。国民健康保険特別会計11.2%、簡易水道特別会計2.5%、簡易水道建設特別会計5.3%、別荘事業特別会計0.4%、特定環境保全公共下水道事業特別会計5.3%、介護保険特別会計10.8%、高齢者医療特別会計1.0%、収入済額合計53億8,389万2,179円は、対前年度プラス2.2%、1億1,820万4,793円の増でございます。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合は、一般会計61.1%、国民健康保険特別会計12.0%、簡易水道特別会計2.7%、簡易水道建設特別会計5.7%、別荘事業特別会計0.3%、特定環境保全公共下水道事業特別会計5.7%、介護保険特別会計11.5%、後期高齢者医療特別会計1.1%、支出済額合計49億2,142万7,585円は、対前年度プラス1.7%、8,322万4,965円の増でございます。

それでは、議案第1号 平成28年度青木村一般会計決算について御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

村税11.5%、不納欠損額は33万8,200円、収入未済額は1,172万563円でございます。地方譲与税0.9%、利子割交付金、配当割交付金、株式当譲渡所得割交付金の構成割合は出てまいりません。地方消費税交付金2.1%、自動車取得税交付金0.2%、地方特例交付金は構成割合が出てまいりません。地方交付税44.6%、交通安全対策特別交付金、こちらも構成割合は出てまいりません。分担金及び負担金0.7%、231万8,240円の収入未済額が出てまいりますが、保育料でございます。使用料及び手数料2.4%、1,029万3,240円の収入未済額が出てまいりますが、通信放送サービス利用料及び住宅使用料でございます。国庫支出金11.3%。

4ページをお願いいたします。

県支出金5.2%、財産収入0.2%、寄附金0.9%、繰入金はございませんでした。繰越金

10.2%、諸収入2.0%、263万6,751円の収入未済額がありますが、老朽危険家屋取り壊しに係る解体費用立てかえ分でございます。村債7.7%。

歳入合計34億1,810万1,875円、対前年度プラス1.5%、4,897万9,156円の増でございます。

6ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.2%、総務費19.7%、民生費22.7%、衛生費5.3%、農林水産業費18.0%、商工費2.8%、土木費11.8%、消防費4.1%、教育費7.2%。

8ページ、災害復旧費ですが、こちらは支出はございませんでした。公債費7.2%、予備費、こちらも支出はございません。

歳出合計30億671万2,924円、対前年度マイナス0.4%、1,211万7,141円の減でございます。

歳入歳出差引残高は4億1,138万8,951円、執行率は93.8%、歳入総額に対します残高割合は12.0%でございます。

12ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細書でございますので、節の収入済額を中心に御説明申し上げます。

款1村税、対前年度マイナス1.8%、737万2,486円の減でございます。現年・滞繰合計での徴収率でございますが、項1村民税98.1%、収入未済額は10万3,456円の減でございます。

項2固定資産税95.8%、収入未済額は57万3,900円の増。

項3軽自動車税95.4%、収入未済額7万5,105円の増。

項4村たばこ税、前年度より55万9,099円の減。

項5入湯税、前年度より45万250円の増となっております。

村税全体での徴収率は97.0%ございました。

款2地方譲与税、対前年度マイナス0.4%、12万7,000円の減となっております。

項1地方揮発油譲与税は前年度より38万2,000円の減。

項2自動車重量譲与税は前年度より25万5,000円の増でございます。

款3利子割交付金、前年度よりマイナス36.0%、24万5,000円の減でございます。

14ページ、款4配当割交付金、対前年度マイナス29.3%、55万6,000円の減。

款5株式等譲渡所得割交付金、対前年度マイナス60.2%、117万3,000円の減。

款6地方消費税交付金、対前年度マイナス12.8%、1,043万4,000円の減。

款7自動車取得税交付金、対前年度マイナス4.2%、23万2,000円の減。

款8 地方特例交付金、対前年度マイナス1.4%、2万円の減でございます。

款9 地方交付税、対前年度マイナス1.3%、2,039万9,000円の減です。内訳といたしまして、普通交付税で2,156万9,000円の減、特別交付税として117万円の増となっております。

款10交通安全対策特別交付金、対前年度マイナス3.8%、2万1,000円の減でございます。

16ページ、款11分担金及び負担金、対前年度プラス5.7%、125万2,625円の増でございます。

項1 分担金、目1 農林水産業費分担金は、当郷区中村水路の改修に伴うものでございます。

項2 負担金、目1 総務費負担金、節1 高速情報通信サービス負担金は、通信サービス加入負担金で3件、放送サービス加入負担金で7件、節2 地方創生事業実施負担金は、繰越事業で、蕎麦イベント等開催経費に充てたもので、長和町からでございます。

目2 民生費負担金、節1 社会福祉費負担金は備考のとおり、節2 児童福祉費負担金及び節3 滞納繰越金は保育料で、合計では前年度より32万6,520円の減となっております。収入未済額は、現年・滞繰合わせて、通常の保育料が160万720円、早朝保育料が1万1,500円、延長保育料37万7,200円、一時的保育料32万9,990円でございます。

目3 衛生費負担金、節1 保健衛生費負担金の未熟児療育医療受給者負担金は、国が2分の1、県が4分の1、残りを村と本人で折半するもので、1名分でございます。

款12使用料及び手数料、対前年度マイナス0.5%、40万2,520円の減でございます。

項1 使用料、目1 節1 総務使用料、村営駐車場使用料の内訳は、個人分が7台、12万6,000円、青木区、商工会、それぞれ2万9,115円となっております。村営バス運行収入は、前年度より2万4,110円の減でございます。

18ページ、節2 現年度分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで25万7,100円の減、放送サービスで1万2,000円の減でございます。節3 滞納繰越分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで14万4,460円、放送サービスで9,000円、それぞれ増となっております。

なお、収入未済額の内訳は、節2 現年度分で通信サービス55万2,600円、放送サービス16万8,000円、節3 滞納繰越分は、通信サービス118万6,040円、放送サービス21万3,000円でございます。

節3 光ケーブル使用料は20万6,226円の増となっております。

目3 商工使用料、節1 観光施設使用料、キャンプ場使用料は、前年度より11万3,450円の減、昆虫資料館使用料は今年度からの新規で、795名の利用がございました。

目4 土木使用料、教員住宅、校長住宅、村営住宅、若者定住住宅に係るもので、対前年度マイナス1.1%、39万5,700円の減でございます。なお、前年度より、現年度分収入未済額は48万7,800円の減、滞納繰越処分徴収額は75万100円の増でございます。

目5 教育使用料、節1 保健体育使用料、前年度より8万972円の減、節2 会館使用料、前年度より4万7,818円の減、節3 美術館使用料、前年度より3,054円の増でございます。

項2 手数料、目1 総務手数料、節3 総務管理費手数料、広告宣伝通信手数料は、情報電話に係るものでございます。節3 戸籍住民基本台帳手数料は、前年度より2万3,740円の減でございます。

目2 衛生手数料、犬の新規登録手数料16頭分、注射済票交付手数料321頭分、一般廃棄物処理業等許可申請手数料は8件分でございます。

款13 国庫支出金、対前年度プラス19.6%、6,326万8,090円の増でございます。

20ページをお願いいたします。

項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は583万3,457円の増、節2 児童福祉費負担金、児童手当負担金は181万3,999円の減、節3 保険基盤安定負担金につきましては、国保税の軽減分のうち、2分の1を国で見いただくものでございます。

目2 衛生費国庫負担金、未熟児療育医療事業負担金は、24万1,820円の減となっております。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務管理費補助金、備考欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、前年度より727万6,000円の減、総務省所管分で、マイナンバー制度に向けてシステム整備に対するもので、住基及び税システム中間サーバー個人番号カード等整備に充てたものでございます。繰越事業で情報セキュリティ強化補助金、基幹系ネットワーク分離インターネット系セキュリティ強化等に充てたものでございます。同じく繰り越しで、地方創生加速化交付金は、「都会と田舎をつなぐ御当地蕎麦イベント」に285万円、元気な企業づくり推進事業に4,500万円、「恋するNAGANO WINE」振興事業に287万5,000円をそれぞれ充てております。地方創生推進交付金は、タチアカネ推進プロジェクトに250万円、元気な企業推進事業に500万円を充てたものでございます。

なお、総務費国庫補助金の予算額に対します収入額の差額が5,135万2,000円ございますが、地方創生拠点整備交付金、情報セキュリティ強化補助金の繰り越し等によるものでございます。

節3 村営バス運行管理費補助金は、210万8,000円の減でございます。

目2 民生費国庫補助金、備考欄、臨時福祉給付事業費補償金、臨時福祉給付事務費補助金は、合計で前年度より2,034万8,000円の増、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金、子育て世代臨時特例給付金給付事務費補助金は廃止となっております。

22ページをお願いいたします。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、総務省国庫補助金でも出てまいりましたが、こちらは厚労省所管分で、障害者福祉、児童福祉、国保、介護健康保険管理システム等の改修に係るものでございます。節2 児童福祉費補助金、児童クラブ運営補助金は、昨年度までは児童健全育成事業補助金でございました。

目3 衛生費国庫補助金、合併浄化槽設置補助金は、循環型社会推進交付金として交付されたものでございます。

目4 土木費国庫補助金、節1 土木費補助金、防災安全交付金は、前年度より1,514万9,000円の増、荒井坂橋の修繕と橋梁定期点検、長寿命化計画策定に係るものでございます。

目7 農林水産業費国庫補助金、節1 農業費国庫補助金、前年度からの繰り越しで、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業は、道の駅直売所建設等に充てております。

項3 委託金、目1 総務費委託金、節1 参議院議員選挙委託金は、昨年7月10日執行に係るものでございます。節3 教育費委託金のインクルーシブ教育システム構築モデル事業は廃止となっております。

款4 県支出金、対前年度プラス8.6%、1,399万1,456円の増でございます。

項1 県負担金、目1 民生費負担金、節1 社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は、前年度より143万8,825円の増。

24ページをお願いいたします。

節4 保険基盤安定負担金、税の軽減分のうち4分の1を県で見えていただくもので、国保分は23万565円、後期高齢分は15万1,440円、それぞれ前年度より減となっております。

目2 衛生費県負担金、備考のとおりでございます。

項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費補助金、地域発元気づくり支援金は新規で、ふるさと公園、みんなの公園プロジェクト及び観光・移住・定住PR事業に充てたものでございます。ひとり親家庭移住・定住促進事業補助金は新規でございます。

目2 民生費県補助金、目3 衛生費県補助金は、特に申し上げることはございません。

26ページをお願いいたします。

目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、中山間地域等直接支払事業交付金は、23集落26地区が対象でございます。農山漁村振興交付金は本年度新規で、道の駅直売所建設の一部に充てたものでございます。新規就農経営継承総合支援事業補助金は前年度より180万円の増、経営体育成支援事業補助金、本年度新規でございます。節2林業費補助金、松林健全化推進事業補助金は132万5,000円の増、保全松林健全化推進事業補助金は177万6,600円の減でございます。

28ページ、目5土木費県補助金、節2農村景観育成事業ビューポイント整備事業補助金は本年度新規でございます。

目6商工費県補助金、節2観光費補助金、二地域居住者向けコンパクト住宅整備事業補助金、こちらも新規でございます。

項3委託金、目1総務費委託金、節1総務管理費委託金、市町村特例処理事務委託金は、県の委任事務に係る委託金でございます。節2徴税费委託金、県民税の賦課徴収事務に対する委託金でございます。節4統計調査費委託金は、前年度より239万1,005円の大幅減となっておりますが、国政調査交付金がなくなったことによるものでございます。節2民生費委託金、節3農林水産業費委託金、特に申し上げることはございません。節15財産収入、対前年度マイナス44.1%、530万2,299円の減でございます。

項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、N I S S I N A P S、青木駐在所等への土地の貸し付け等に係るものでございます。

目2節1利子及び配当金、基金の運用益でございます。

項2財産売却収入、目2不動産売却収入は、行政財産用途廃止に伴う村有地の売却1件、13.08平米でございます。

款16寄附金、817万5,000円は、対前年度プラス102.6%、414万円の増でございます。

目1節1一般寄附金は2名分。

30ページ、ふるさと応援寄附金は、前年度より1,202万円の増、1,476名分でございます。節4教育費寄附金、節2奨学小学資金寄附金は、高柳昇様より、節4小学校寄附金、節5中学校寄附金は、どちらも日置電機様より頂戴したもので、心より感謝申し上げます。節17繰入金、皆減でございます。当初予定しておりました財政調整基金、土地開発基金、公共施設整備基金、繁殖和牛育成事業基金、乳用牛育成導入事業基金、いずれも取り崩しは行っておりません。節18繰越金、対前年度マイナス28.6%、1億4,043万9,575円の大幅減で、通常分の繰越金は6,970万1,425円の増でございますが、繰越明許費財源内訳の一般財源分でご

ございますが、こちらが2億1,014万1,000円の減となったものでございます。

款19諸収入、対前年度プラス1.9%、125万5,658円の増でございます。

項1延滞金加算金及び過料、目1節1延滞金、前年度より2万3,500円の増。

項2村預金利子、歳計現金の短期運用に係る利子分でございます。

項3貸付金元利収入、備考欄、勤労者生活資金融資預託金元金は、長野県労働金庫上田支店への預託金でございます。商工預託金元金は、八十二銀行三好町支店と上田信用金庫川西支店へ750万円ずつ預託したものでございます。

項4受託事業収入、前年度より105万2,469円の減。

32ページ、項5雑入、目1雑入、節1市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売り上げから各市町村へ配分されるもので、227万7,572円の減、節2消防団員退職報償金、前年度より438万6,000円の増、退団者は21名でございました。節3雑入、備考欄、雑入1,099万5,596円の内訳につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

自治総合センター助成金は140万円の減、地域活性化センター助成金は新規で130万1,000円を受けております。収入未済額263万6,751円は、危険家屋解体費用立替受入金でございまして、債務者の経済状況から、今年度中に完済とならなかったものでございます。節80市町村振興協会補助金、本年度新たに節を起こしたもので、衛星系防災行政無線設備更新工事負担金に充てております。

款20村債、対前年度プラス121.6%、1億4,480万円の増でございます。

項1村債、目1節1臨時財政対策債、普通交付税の不足分を補填するもので、2,300万円の減でございます。

目2活性化事業対策債、節1循環型社会形成事業債、水路改修工事2カ所に係るものでございます。

目3辺地対策事業債、節1道路整備債、村道青木の森30号線改良工事に係るものでございます。節2除雪機購入事業、こちらは除雪機の購入4台分でございます。

目4節1緊急防災・減災事業債は新規で、衛星系防災行政無線設備更新工事負担金に充てたものでございます。

目5節1一般廃棄物処理事業債、こちらも新規で、長和町のし尿処理施設建設事業の負担金に充てたものでございます。

34ページをお願いします。



節13、節1 一般補助施設整備等事業債、備考欄、農畜産物販売促進事業は、前年度からの繰り越しで、道の駅直売所建設に充てたものでございます。

なお、一般補助施設整備等事業債の予算額に対します収入額の差額が5,270万円ございますが、包括的情報提供施設分5,050万円が翌年度に繰り越しになった等のことによるものでございます。

以上、一般会計の歳入総額は、当初予算額25億7,440万円、補正予算額2億6,110万円、繰越事業費繰越財源充当額3億6,954万2,000円、予算現額計32億504万2,000円、調定額が34億4,540万9,589円、収入済額34億1,810万1,875円、不納欠損額33万8,200円、収入未済額2,686万9,514円でございます。

36ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 議会費、対前年度マイナス11.2%、465万1,006円の減になります。

項1 議会費、節1 報酬、9名分でございます。節3 職員手当等、節4 共催費は報酬に伴うものでございます。

なお、議員共済負担金は、前年度より392万2,560円の減となっております。

節7 旅費、前年度より45万5,230円の減、節10 交際費、議長交際費、前年度より2,912円の増でございます。議長交際費及び、この後出てまいります村長交際費の内訳につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございますので、その内容については説明は省略させていただきます。節11 需用費、印刷製本費は議会だよりの印刷代でございます。節13 委託料、議事録の作成に係るものでございます。

款2 総務費、対前年度マイナス40.8%、4億783万1,923円の減でございます。繰越額として35万2,000円が出てまいります。情報セキュリティ強化に係る電算機器設定委託料でございます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節1 給料、特別職1名、一般職員9名分でございます。節3 職員手当等、節4 共済費につきましては、給料、賃金等に伴うものでございますので、この後も幾つか出てまいります。特別なことがない限り、説明のほうは省略させていただきます。

38ページをお願いいたします。

節7 賃金、臨時職員2名分が主なものでございます。節10 交際費、村長交際費、前年度より6万5,850円の増、節11 需用費、食糧費、前年度より68万9,686円の減でございます。節

13委託料、電算処理委託料706万5,451円、役場庁舎宿直業務委託料221万4,300円が主なもので、そのほかに弁護士相談費用、新規でメンタルヘルス業務委託料等でございます。節14使用料及び賃借料、使用料は電算システム使用料868万1,472円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は県市町村職員互助会負担金49万6,521円、長野県高度情報通信ネットワーク利用負担金116万3,937円が主なものでございます。補助金は、地区運営補助金283万8,900円が主なものでございます。節26寄附金30万円は、予備費からの充当でございます。災害復旧義援金として、台風10号の被害に遭われた岩手県野田村に送ったものでございます。

目2文書広報費、節11需用費、消耗品費は、例規集等の加除120万3,603円が主なものでございます。印刷製本費は広報あおき印刷代でございます。節13委託料、地区文書連絡員の委託料142万3,520円、例規システム委託料に259万2,000円、例規集データ更新に637万2,000円を支出しております。

目3財政管理費、平成27年度決算附属資料、平成29年度予算書の印刷代でございます。

目4会計管理費、節2給料、一般職員2名分でございます。

40ページをお願いいたします。

節11需用費、印刷製本費は、平成27年度決算書の印刷代が主なものでございます。

目5財産管理費、節11需用費、修繕料は、リフレッシュパーク施設修繕に99万4,841円ほか、公用車の修理費等でございます。節12役務費、保険料は、村有物件災害共済分担金333万8,345円が主なものでございます。節13委託料、庁舎の清掃管理業務委託料164万600円、公共施設警備業務委託料169万4,868円、リフレッシュパーク管理委託料80万円、電算機器設定委託料828万2,760円、新規で公共施設等総合管理計画策定業務委託料に810万円、前年度からの繰り越しで情報セキュリティ強化補助事業委託料1,503万295円等でございます。

なお、繰越明許費の35万2,000円は、情報セキュリティ強化に係る電算機器設定委託料でございます。

節14委託料及び賃借料は、運動公園、村営住宅等の公共施設の地代に加え、公用車のリース代に係るものでございます。節15工事請負費、青木駐在所水道取り出し・下水道引き込み工事150万1,200円が主なものでございます。節17公有財産購入費は、道の駅用地、2名から合わせて2,973平米、青木駐在所用地費が488.46平米でございます。節18備品購入費、情報セキュリティ強化事業で、プリンター8台が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、財産組合への負担金が227万6,000円、マイナンバー制度中間サーバープラットホ

ーム利用負担金142万6,000円を支出しております。節15積立金、財政調整基金へ492万5,995円を積み立ていたしました。

目6企画費、節1報酬、長期振興計画審議委員10名分でございます。節4共済費、地域おこし協力隊分でございます。節8報償費、ふるさと応援寄附者謝礼1,057万1,314円、地域おこし協力隊活動報償費、5月までが4名、6月から9月が3名、以降2名で631万4,000円、そのほか、観光サポーターズ倶楽部の地域消費券等でございます。

41ページをお願いいたします。

節11需用費、印刷製本費は、長期振興計画及びそのダイジェスト版が143万4,240円、村勢要覧が145万8,000円、こちらが主なものでございます。修繕費は、地域おこし協力隊の借り上げ住宅修繕料が主なものでございます。節12役務費、広告料は、ニコニコ生放送で青木村PR等75万6,000円、60周年記念新聞掲載で37万8,000円でございます。保険料は、こちらも地域おこし協力隊関連で、車両保険、住宅火災保険料が主なものでございます。節13委託料、備考欄、委託料は、みんなの花壇プロジェクトの関係に55万800円、60周年記念映像制作に54万円、元気づくり支援金でシティプロモーション映像制作に120万8,304円、長期振興計画及び都市再生整備計画事後評価に449万2,800円が主なものでございます。備考欄、ふるさと寄附金は、ウェブサイト運用業務、返礼品配送業務等の委託料でございます。節14使用料及び賃借料、備考欄、賃借料は、地域おこし協力隊の住宅借上料、車両リース代が主なものでございます。節16原材料費、みんなの花壇プロジェクトの花の苗代でございます。節18備品購入費、みんなの花壇プロジェクトで、芝刈機、散水機、元気づくり支援金で管理機を購入し、いずれもふるさと公園に配備しております。節19負担金補助及び交付金、負担金は上田地域広域連合負担金732万1,000円が主なもの、補助金は青木村民活動支援事業補助金4件で74万1,784円、新規でみんなの花壇コンテスト参加補助、9団体18万円でございます。節22補償補填及び賠償金、補償金はふるさと公園増設に伴う作物補償でございます。解決金は、以前村長からも説明ありましたとおり、協力隊の関係でございます。

目7諸費、節1報酬、青少年補導委員6名分、節15工事請負費、道路反射鏡設置補修工事86万4,000円、路面表示設置工事35万6,400円でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は有料道路通行料負担軽減事業負担金で119万400円が主なもの、補助金では夏祭り補助金254万円、防犯灯LED化設置補助金332万6,420円、若者定住促進事業補助金1,034万円、太陽光発電補助金58万1,000円が主なものでございます。各区への防犯灯電気料補助金38万7,000円は、LED化が進んだことで、前年度より13万7,500円の減となっております。

す。新規で自治総合センター助成事業補助金110万円を当郷区のほうへ支出しております。

目8情報通信サービス事業費、節1報酬、嘱託職員1名、節2給料、再任用職員1名分でございます。

44ページをお願いいたします。

節7賃金、臨時職員1名分でございます。節13委託料は、伝送路保守委託料101万9,789円、サーバー保守委託料1,026万4,320円が主なものでございます。節14使用料及び賃借料、使用料は、光ファイバーケーブルの電柱添架料293万8,975円が主なものでございます。節15工事請負費、情報通信センター機械室UPSバッテリー交換工事でございます。節25積立金、情報通信関連事業基金への積立金でございます。

目10地方創生プロジェクト事業費、本科目の説明におきましては、28年度地方創生推進交付金事業を当年度分、27年度からの繰り越しで、地方創生加速化交付金事業を27繰越分と表現させていただきます。節1報酬、節3職員手当等、節4共済費は、農業コーディネーター、空き家コーディネーターの報酬に係るものでございます。節8報償費、27繰越分で、「都会と田舎をつなぐ蕎麦イベント」関係に32万5,560円、「恋するNAGANO WINEイベント」関係に14万円、元気な企業づくり関係に3万円でございます。節7旅費、当年度分で2万5,060円、27繰越分で蕎麦イベントに24万円、企業づくりに5万9,230円、ひとり親家庭移住支援関係に22万400円、節11需用費、消耗品費ですが、当年度分で田舎暮らしお試し住宅に係るもの、27繰越分は蕎麦イベントで24万9,840円、ワインイベントで8万6,653円です。印刷製本費、当年度分で、移住・定住促進パンフレット印刷代、節12役務費、通信運搬費は当年度分で2万円、27繰越分で5万円、広告料、27繰越分で、蕎麦イベント及びタチアカネ支援に係るもの、手数料、27繰越分で、蕎麦イベントに係るもの、節13委託料、当年度分はタチアカネ関係で、基本計画策定216万円、PR実証実験、CM効果検証197万円、自然エネルギー関係で、発電タワー整備委託生産1,188万円が主なものでございます。27繰越分は、蕎麦イベント関係が277万5,767円で、4月17日の埼玉県川越市での出店、8月11日の昆虫資料館、9月18日のタチアカネ花・実まつり等でございます。イベント関係が161万5,464円で、9月18日の蕎麦イベントと同時開催、元気な企業づくりが4,505万4,000円で、自然エネルギー研究会の運営と番組制作、放映等を委託いたしました。

46ページをお願いいたします。

節14使用料及び賃借料、使用料、当年度分が1万3,284円、27繰越分は16万260円で、10月8日の自然エネルギー研究会総会会場使用料が主なもの、賃借料、当年度分42万円は、移

住・定住お試し住宅借上料、27繰越分はイベント等の車両借上料でございます。節15工事請負費、当年度分でお試し住宅に係るものでございます。節16原材料費、27繰越分で、蕎麦イベントではそば粉等の材料、ワインイベントではワイン代等でございます。節18備品購入費、当年度分でお試し住宅に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は27繰越分で、千曲川ワインバレー特区連絡協議会負担金、補助金は当年度分で、婚活イベントに係るものでございます。

項2村営バス運行管理費、目1一般管理費、支出はございませんでした。

目2運行管理費、節1報酬、委員報酬は地域公共交通会議委員7名分、嘱託職員報酬は運転手3名分でございます。節7賃金は、代替運転手に係るものでございます。節11需用費、印刷製本費は新規で、運賃低減継続の周知に係るポスター、リーフレット等の印刷代でございます。燃料費は前年度より7万3,029円の減、修繕料、車両の点検、定期点検、修理等に係るものでございます。節13委託料は、乗車予約受付業務委託料30万円、評価検証業務委託料45万3,600円が主なもの、新規でバスターミナル清掃委託料を4万9,608円支出しております。節19負担金補助及び交付金、地域路線バス維持対策負担金で、前年度より72万9,000円の減でございます。

項3徴税费、目1税務総務費、節2給料、一般職員3名分でございます。

48ページをお願いいたします。

節7賃金、2名分でございます。節23償還金利子及び割引料、住民税還付金ほかで、前年度より81万5,351円の増でございます。

目2賦課徴収費、節12役務費、手数料は、指定金融機関取扱手数料80万円が主なものでございます。節13委託料、電算処理委託料は総額で913万1,255円、マイナンバー対応のための申告・相談システム帳票等変更業務72万360円が含まれております。電算処理以外では、固定資産分合筆修正・画地条件調査委託料275万4,000円、新規で評価替えに伴う標準宅地鑑定評価委託料が178万5,240円、昨年度整備いたしました航空写真をもとに固定資産台帳等基礎資料整備業務723万6,000円を行っております。節14使用料及び賃借料、賃借料は家屋評価システムのリース料でございます。

項4戸籍住民基本台帳費、目1節1給料、一般職員2名分。

50ページをお願いします。

節13委託料は、印鑑、戸籍、住基の電算処理委託料でございます。節14使用料及び賃借料、戸籍総合システムハードリースが413万2,944円、住基ネットワークハードリースが97

万1,220円でございます。節23償還金利子及び割引料、国庫返納金は平成27年度、中長期在留者居住地届け出等事務委託費に係る返還金でございます。

項5選挙費、目1選挙管理委員会費、節1報酬、選挙管理委員4名分でございます。節2選挙啓発費、支出はございませんでした。

目3参議院議員選挙費、平成28年7月10日に執行された参議院議員選挙に係る経費でございます。

52ページをお願いします。節6村長、村議会議員選挙費、平成29年4月23日執行の村長、村議会議員選挙に係る経費のうち、平成28年度中に要した経費の分でございます。

項6統計調査費、前年度より236万5,436円の大幅減となっております。これは、27年度にありました国勢調査が終了したためでございます。本年度は、経済センサス、工業統計等を実施しております。

項7目1監査委員費、節1報酬、監査委員2名分でございます。

○議長（沓掛計三君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開を10時30分ですよろしいですか。10時30分から再開いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、52ページの途中からになりますが、民生費をお願いいたします。

款3民生費、対前年度プラス5.3%、2,320万1,182円の増でございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬、委員報酬は、民生福祉委員17名分、食卓職員報酬1名分、節2給料、一般職員3名分でございます。

54ページをお願いいたします。

節8報償費、出産祝い金で、内訳は、第1子が5人、第2子が11人、第3子以上はおりませんでした。節19負担金補助及び交付金、負担金で主なものといたしましては、社会福祉協議会負担金694万2,000円で10万4,000円の増、節28繰出金、国保特別会計への繰出金で、前

年度より33万3,778円の減となっております。

目2 障害者福祉費、節12 役務費、手数料は、福祉医療費事務取扱手数料249万5,220円が主なものでございます。節13 委託料、電算処理委託料104万6,088円が主なもので、障害者総合支援法に基づくシステム改修費も含まれております。節19 負担金補助及び交付金、負担金は相談支援事業負担金242万7,000円が主なものでございます。節20 扶助費、障害者医療給付費1,863万9,701円、障害者介護給付・訓練等給付費9,672万6,997円、障害者日常生活用具給付事業113万7,264円が主なものでございます。節23 償還金利子及び割引料、平成27年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金交付額決定に伴う返還金が190万3,768円、これが主なものでございます。

目3 老人福祉費、節1 報酬、介護保険事業計画、老人福祉計画策定委員9名分でございます。節8 報償費、高齢者祝い金が主なもので、99歳以上9名、88歳の方39名、その他でございます。節11 需用費、燃料費は、くつろぎの湯灯油代でございます。節13 委託料、くつろぎの湯管理委託料897万5,000円、老人福祉センター管理委託料735万円、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業委託料700万円、同センター運営委託料140万7,000円、後期高齢者検診委託料132万9,853円が主なもので、新規に日常生活圏域高齢者ニーズ調査委託料128万5,200円を支出しております。

56ページ、節19 負担金補助及び交付金、負担金は長野県後期高齢者医療広域連合負担金6,276万3,648円、シルバー人材センター負担金72万3,689円が主なもの、補助金は、老人クラブ補助金67万7,000円が主なものでございます。節20 扶助費、老人保護措置費889万2,936円、生活管理指導短期宿泊事業155万3,337円でございます。節18 繰出金、介護保険特別会計へ9,120万7,040円、後期高齢者医療特別会計へ1,614万6,518円を繰り出しております。

目4 地域包括支援センター費、節1 報酬、嘱託職員1名、節2 給料、一般職員、主に2名、節7 賃金、主に保健師1名分、節13 委託料、介護予防サービス計画費委託料285万2,400円が主なものでございます。節5 国民年金費、節13 委託料、特に申し上げることはございません。節6 人権対策費、支出はございませんでした。

58ページをお願いします。

節7 臨時福祉給付金支給事業費、節7 賃金、臨時職員1名分でございます。節11 需用費、節12 役務費は申請書等発送にかかった経費、節13 委託料はシステム改修に伴うものでございます。節19 負担金補助及び交付金、年金生活者等641名、障害遺族基礎年金受給者30人、非課税者世帯827人に給付しております。節23 償還金利子及び割引料、27年度精算確定に伴

う国庫返還金でございます。

目 8 地域少子化対策強化事業費、節 8 報償費、講師謝礼 1 名、委員謝礼は子育てサポーター倶楽部 25 名分でございます。節 14 子育て世帯臨時特例給付事業費、節 23 償還金利子及び割引料、国庫補助金返還金は 27 年度精算確定に伴うものでございます。

項 2 授産所費、目 1 一般管理費、節 2 給料、一般職員 2 名分。

60 ページ、節 7 賃金、臨時職員 2 名分。

目 2 保健厚生費、特に申し上げることはございません。

目 3 事業費、節 7 賃金、作業員の工賃でございます。節 8 報償費、作業員の手当分でございます。

目 4 福利費、節 19 負担金補助及び交付金、作業員互助会補助金でございます。

62 ページ、項 3 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 13 委託料、電算処理委託料でございます。

目 2 児童措置費、節 20 扶助費、児童手当 6,387 万円、乳幼児・児童医療給付費 823 万 5,405 円でございます。

目 3 母子父子福祉費、節 20 扶助費、母子・父子家庭の医療給付費でございます。

目 4 保育所費、節 1 報酬、嘱託職員 4 名、嘱託医師 2 名、節 2 給料、一般職員 9 名分、節 7 賃金、主に保育士、月に 12 名、延長・早朝保育 3 名、給食調理員 3 名でございます。節 11 需用費、賄い材料費は前年度より 22 万 9,016 円の増、節 13 委託料、電算委託料 58 万 8,600 円が主なものでございます。

64 ページ、節 15 工事請負費、給食室スチームコンベクションオープン入れかえ工事 171 万 4,500 円が主なものでございます。節 18 備品購入費、指導用オルガン 1 台ほかでございます。節 19 負担金補助及び交付金、バス定期代村負担分 36 万 9,375 円が主なものでございます。

目 5 児童福祉施設費、児童センターに係るものでございます。節 1 報酬、嘱託職員 1 名分。節 7 賃金、臨時職員、主に 4 名、節 8 報償費、水曜クラブ講師謝礼等でございます。節 11 需用費、修繕費、遊戯室手すり等修繕 23 万 8,680 円が主なものでございます。節 18 備品購入費、物置の購入等でございます。

項 4 生活保護費、項 5 災害救助費、こちらは支出はございませんでした。

款 4 衛生費、対前年度プラス 15.2%、2,107 万 5,820 円の増でございます。

項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 1 報酬、委員報酬は、12 地区衛生委員、保健指導員 42 名、嘱託医師等報酬、嘱託医 2 名分でございます。



65ページ、節2給料、一般職員、7月まで3名、以降2名、節7賃金、臨時雇い人料1名のほか、保健師、精神保健福祉士、保育士、栄養士、健診時受け付け事務等でございます。節8報償費、さわやか体力づくり講師謝礼、心配事相談弁護士報酬等でございます。節13委託料、胃検診、肺がん検診を初め各種検診等の委託料919万7,010円、保健センターの管理等83万810円、電算処理委託料222万6,852円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は病院群輪番制運営負担金111万4,000円、初期救急センター負担金100万926円が主なものでございます。補助金では、不妊症治療費給付金77万4,300円が主なものでございます。節23償還金利子及び割引料、国庫返納金は、平成27年度未熟児療育医療費等国庫負担金確定に伴うものでございます。

目2予防費、節11需用費、医薬材料費はワクチン代等で、前年度より184万5,378円の減、節13委託料、主には予防接種委託料555万7,090円で、前年度より143万5,145円の増となっております。節19負担金補助及び交付金、人間ドック等受診補助金が主なもので、26名に補助をいたしました。

68ページをお願いいたします。

目3環境衛生費、節12役務費、資源物収集運搬費でございます。節13委託料、合併浄化槽法定点検検査委託料54万5,000円、合併浄化槽保守点検業務委託料161万5,000円、不法投棄ごみ処理委託料73万7,532円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は大星斎場負担金105万2,000円が主なもの、補助金は各区のごみ分別指導補助金79万9,990円等でございます。節23償還金利子及び割引料、国庫金返還金は、平成23年度循環型社会形成推進交付金超過交付分でございます。

項2清掃費、目1塵芥処理費、節11需用費、消耗品費は、村指定ごみ袋代金等でございます。節12役務費、収集運搬費、燃やせるごみの収集運搬366万7,680円、燃やせないごみ収集運搬436万7,520円に係るものでございます。節13委託料、燃やせないごみ処理業務委託料でございます。節18備品購入費、ごみステーション4基分でございます。節19負担金補助及び交付金、上田クリーンセンター負担金805万3,000円で21万7,000円の減、ごみ処理広域化推進事業負担金163万3,000円で33万2,000円の増、焼却灰処理リサイクル事業負担金218万2,260円で9万4,123円の増でございます。

目2し尿処理費、節19負担金補助及び交付金、清浄園負担金535万7,000円で68万4,000円の増、し尿前処理施設経費負担金で2,441万2,000円を長和町に支払っております。

項3上水道費、内訳は、簡易水道特別会計繰出金3,450万7,000円で前年度より245万

8,000円の減、簡易水道建設特別会計繰出金が43万6,000円で20万8,000円の増でございます。

款5農林水産業費、対前年度プラス200%、3億6,141万3,410円の増でございます。

項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬、農業委員11名分、節7賃金、臨時職員1名、11月分まででございます。

70ページ、節13委託料、農地情報システム管理委託31万8,640円、農地台帳システム保守委託45万3,600円でございます。

目2農業総務費、節2給料、一般職員2名分。

目3農業振興費、節7賃金、農業支援センター企画推進員1名が主なもので、その他、臨時職員2名、農地プラン検討委員等賃金でございます。節11需用費、農産物加工施設の修理でございます。節13委託料、有害鳥獣駆除委託料414万円、農業支援センター委託料191万5,000円が主なものでございます。

72ページ、節16原材料費、コンパラの実の買い取り代でございます。節19負担金補助及び交付金、補助金では農業生産者団体補助金、農技連補助金、農業近代化資金利子補給、学校等給食米粉パン補助金、農産加工施設運営組合運営補助金、6次産業フロンティア支援金、水田営農推進機械施設導入等事業補助金、新規で経営体育成支援事業補助金427万8,000円、需要に応える園芸産地育成事業補助金99万円を支出しております。交付金では、中山間地域等直接支払事業交付金1,392万8,711円、23地区8,111.77平米が対象でございます。有害鳥獣駆除対策協議会交付金802万4,123円で、前年度より104万9,024円の増、多面的機能支払交付金は1,067万4,680円で、農地維持分が6地区464万200円、施設長寿命化分が5地区で603万4,480円でございます。青年就農給付金は3名で430万円、節21貸付金、農産加工施設運営組合に貸し付けたものでございます。節23償還金利子及び割引料、償還金は平成26年度経営体育成支援事業補助金超過交付分でございます。

目4畜産業費、節25積立金、繁殖和牛基金に1頭46万980円、乳用育成牛基金に1頭44万6,985円の返納がありました。

目5農地費、節13委託料、循環型社会形成事業2地区の実施設計37万8,000円が主なものでございます。節15工事請負費、循環型社会形成事業で当郷中村水路237万6,000円、入奈良本向沖水路139万3,200円でございます。節19負担金補助及び交付金、補助金は村単土地改良事業補助金5件で、前年度より207万7,680円の減でございます。

目6生産調整推進対策費、節19負担金補助及び交付金、負担金は農業再生協議会事務費負担金、補助金は集落転作等推進補助金でございます。

目7山村振興費、特に申し上げることはございません。

目8国土調査費、節2給料、一般職員2名分。

74ページ、節7賃金、一筆地調査地賃金10名分でございます。節13委託料、超境物境界復元委託料96万1,200円、一筆地測量委託料420万1,200円、圃場整備地区外周復元委託料107万4,600円が主なものでございます。

目9高機能拠点施設費、27年度からの繰越額2億9,989万円、29年度への繰越明許費1億1,984万9,000円がございます。節11需用費、印刷製本費、27年度繰越分で、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業、外国人向けパンレット作成代でございます。節12役務費、当年度分で、道の駅建築物建築確認検査手数料でございます。節13委託料、27年度繰越分で、道の駅あおき高機能拠点施設整備事業実施設計委託料1,548万8,000円、当年度分で同事業実施設計監理委託料1,720万4,400円、同事業に伴う地質調査、土地境界確定業務、重機等設置工事の実実施設計を合わせて806万2,200円、その他竣工式イベント委託料15万8,112円でございます。

なお、1,180万5,000円は次年度への繰り越しでございます。

節15工事請負費、27年度繰越分で、農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業で直売所建設工事、看板設置サイン工事、重機等設置工事、外国人向け看板整備、合わせまして2億8,382万4,800円、当年度分は国庫補助事業工事請負費、農山漁村振興交付金事業、電気設備変圧器基盤設置工事1,371万6,000円を支出、1億1,804万4,000円が次年度への繰り越しとなっております。同じく当年度分で、村単事業工事請負費、直売所整地工事、支障物移転工事、下水道引き込み工事、その他直売所関係の追加工事1,098万9,479円でございます。節18備品購入費、当年度分で、直売所に係る備品の購入でございます。

項2林業費、目1林業総務費、節19負担金補助及び交付金、補助金は、信州上小森林組合助成事業補助金32万8,000円が主なものでございます。

76ページ、目2林業振興費、節11需用費、修繕料は林道の補修等でございます。節13委託料、備考欄の委託料は、信州上小森林組合青木支所の林務委託料でございます。国庫補助事業委託料は、全て松くい虫対策で、伐倒駆除1,317万6,000円は313万2,000円の増、衛生伐1,959万2,000円は302万4,000円の減、その他樹幹注入129万6,000円、地上薬剤散布86万4,000円でございます。村単事業委託料、松くい虫対策伐倒駆除1,101万6,000円は799万2,000円の増、森林造成事業は森の里親促進事業に係る植栽準備等66万2,013円でございます。また、間伐材利用促進事業で、あずまや建築設計監理13万5,000円を支出しております。

節14使用料及び賃借料は、材料支給事業、重機借上料3件でございます。節15工事請負費、県費補助事業工事請負費は、森林づくり推進支援金間伐材利用普及事業で、沓掛温泉遊歩道にあずまやを建設したものでございます。節19原材料費、林道補修資材等でございます。節18備品購入費、鳥獣捕獲用くくりわな・捕獲おりの購入でございます。節19負担金補助及び交付金、補助金は、森林造成事業補助金694万9,800円は397万9,300円の増、樹種転換事業補助金345万7,600円は121万5,900円の増となっております。交付金は、森林整備地域活動支援交付金で、森林経営計画作成促進分、前年度より180万円の減でございます。

款6商工費、対前年度プラス34.5%、1,237万8,391円の増となりました。

項1商工費、目1商工総務費、節2給料、一般職員1名分。

78ページをお願いいたします。

目2商工振興費、節19負担金補助及び交付金、負担金では、上田地域定住自立圏事業負担金34万4,500円を支出しております。補助金では、商工貯蓄共済融資保証料補助金189万9,561円、地域消費券事業補助金470万1,104円、小規模事業振興補助金550万円、商工会補助金170万円等、また、受注拡大事業として、工業展出店補助金52万6,000円、新規でISO取得費用補助金30万円を支出しております。節21貸付金、商工振興資金預託金原資として、八十二銀行と上田信用金庫にそれぞれ750万円、勤労者生活資金融資預託金原資として、長野県労働金庫へ300万円を貸し付けしております。

目3観光費、節7賃金、臨時職員1名のほか、おやきづくり、観光施設草刈り、キャンプ場管理人等が主なものでございます。節9旅費、特別旅費では、ひとり親移住・定住お試しツアー参加者の滞在費等を支出しております。節11需用費、印刷製本費は観光パンフレット等の印刷代、修繕料は大法寺駐車場トイレ参道擬木修理、沓掛温泉遊歩道ウッドチップ敷設等でございます。節12役務費、広告料は雑誌等への掲載料、節13委託料、駐車場トイレ等清掃委託料88万5,685円、ノベルティグッズ作成委託料10万9,768円のほかに、新規で移住・定住交流促進支援事業委託50万円、二地域居住者向けコンパクト住宅整備事業設計監理業務委託148万680円を支出しております。節15工事請負費、当事業でコンパクト住宅1棟を建築1,197万9,360円、農村景観育成事業ビューポイント整備事業で、ふるさと公園に木製ベンチ3基48万6,000円を支出したものでございます。節18備品購入費、イベント用テント1張りのほか、コンパクト住宅の家電を購入しております。節19負担金補助及び交付金、負担金はコンパクト住宅の下水道受益者分担金等でございます。補助金は、産業祭タチアカネ花・実まつり補助金170万円、田沢・沓掛温泉旅館組合補助金50万円、観光事業推進協議

会補助金50万円が主なものでございます。

目4 観光センター運営事業費、節13委託料は、体験館、観光センターの管理委託料でございます。

目5 昆虫資料館費、本年度から新たに設けられた科目で、昆虫資料館の運営に係る経費を支出しております。

80ページ、節1 報酬、嘱託職員1名分、節7 賃金、臨時職員1名分、節8 報償費、講演・イベント等の謝礼5件、節11需用費、印刷製本費はパンフレット、チラシ等でございます。節13委託料は、消防設備点検、周辺の草刈り代でございます。節18備品購入費、パソコン1台分でございます。

款7 土木費、対前年度マイナス13.6%、5,603万1,662円の減でございます。

項1 土木管理費、目1 土木総務費、節2 給料、一般職員2名分、節7 賃金、臨時職員1名分でございます。節13委託料、道路台帳補正業務委託料149万400円が主なものでございます。

82ページ、節28繰出金、下水道特別会計繰出金で、前年度より125万1,000円の減となっております。

目2 道の駅管理費、節13委託料、株式会社道の駅あおきへの施設管理委託料でございます。

目3 公園管理費、節13委託料、同じく株式会社道の駅あおきへ、ふるさと公園の管理委託をしたものでございます。節15工事請負費、ふるさと公園遊具マット設置工事170万円、公園駐車場造成工事566万7,840円でございます。

項2 道路橋梁費、目1 道路維持費、節11需用費、消耗品費は道路融雪材、修繕料は村道修繕等63カ所に係るもので、113万9,782円の減でございます。節13委託料、備考欄の委託料は、除雪に係るもので18万6,269円の減、村単事業委託料は、村単工事6地区の用地測量実施設計等でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は、建設資材支給事業に係る重機等の借上料4件でございます。節15工事請負費は14カ所で、前年度より218万7,800円の増、村道改良では殿戸下奈線が3カ所合計で643万3,560円、下中村線210万3,840円、床帰2号線152万2,960円、夫神上5号線143万6,400円、岩鼻・上管社橋線132万8,400円、木立線226万8,000円、上手町・沓掛線208万800円、中道線176万400円、河川改修では、下奈良本1カ所193万7,520円が主なものでございます。節16原材料費、建設資材支給事業5地区197万575円、そのほかに村営の直営工事の資材等でございます。節17公有財産購入費、下中村線拡幅工事に伴う用地代2名分でございます。節18備品購入費、除雪機購入4台、辺地地区が

対象で30%の負担をお願いしております。節19負担金補助及び交付金、除雪機の購入8台分、辺地以外の地区が対象で、購入費の70%を補助したものでございます。

目2道路新設改良費、節2給料、一般職員1名分。

84ページをお願いします。

節13委託料、辺地対策事業債で測量設計に162万円、辺地以外で国道交差点協議資料策定業務に16万2,000円でございます。節15工事請負費、辺地対策費、青木の森30号線改良工事でございます。節16原材料費、同じく青木の森30号線にグレーチング等、工事資材を用意したものでございます。節22補償補填及び賠償金、同じく青木の森30号線に伴う補償3件でございます。

目3橋梁維持費、節13委託料は、防災安全交付金事業で、橋梁定期点検超寿命化修繕計画策定業務2,910万2,760円、荒井坂橋修繕工事積算設計・施工管理業務37万8,000円でございます。節15工事請負費、同じく防災安全交付金事業で、早坂橋の修繕工事でございます。

項3住宅費、目1住宅管理費、節11需用費、修繕料は55件、村営住宅、教員住宅に係るもので、前年度より13万432円の増でございます。節13委託料、公営住宅管理システムの電算委託料が主なものでございます。

目2住宅建設費、節19負担金補助及び交付金、住宅リフォーム補助金11件分で、前年度より141万8,000円の減でございます。

86ページをお願いいたします。

款8消防費、対前年度プラス24.7%、2,433万9,275円の増でございます。

項1消防費、目1常備消防費、上田広域消防に係る村の負担分で、前年度より572万9,000円の増でございます。

目2非常備消防費、節1報酬、団員報酬といたしまして、消防本部66万7,600円、本部班14万1,700円、女性班10万1,800円、各分団275万1,500円、自動車ポンプ班員報酬58万5,000円、消防委員報酬3名6万3,360円、節3職員手当等、可搬ポンプ機械員手当で、青木部を除く10部に支給しております。節8報償費、退職報償金24名分で、932万5,400円が主なものでございます。節11需用費、消耗品費は、団員のはっぴ、作業服、ヘルメット等の補充、非常用飲料水、食料等の補充が主なものでございます。節12役務費、保険料は、消防福祉共済掛金250名分、節19負担金補助及び交付金、負担金は退職者報償掛金480万円、消防団員公務災害補償掛金49万207円、消防本部運営補助金52万円等でございます。補助金は分担運営補助金133万1,132円、地域消費券購入補助金73万1,500円が主なものでございます。

目3 消防施設費、節11 需用費、修繕料は、積載車の車検代、ポンプ、その他の修理等でございます。節13 委託料は、非常通報装置保守委託料等でございます。節15 工事請負費、当郷部消防建築工事318万円、消火栓移設工事1カ所100万1,400円でございます。節18 備品購入費、消防ホース208万80円、ホース格納箱5基25万6,500円、小型動力ポンプ1台156万6,000円でございます。節19 負担金補助及び交付金、衛星系防災行政無線設備更新工事負担金946万4,756円を支出しております。

目4 水防費、特に申し上げることはございません。

88ページ、款9 教育費、対前年度プラス8.9%、1,786万585円の増でございます。

項1 教育総務費、目1 教育委員会費、節1 報酬、教育長代理、教育委員3名分、節2 事務局費、節1 報酬、スクールカウンセラーとして嘱託職員1名、子ども・子育て会議委員報酬12名、節2 給料、特別職1名、一般職3名。

90ページ、目3 教育指導費、節8 報償費、保・小・中一貫教育委員謝礼ほか、小学校では農村体験、スキー・スケート学習支援等謝礼、中学校では各種競技大会のバス運転謝礼、アリスセミナーほか講師謝礼等が主なものでございます。節9 旅費、普通旅費、小学校算数講師、それから、武蔵野美術大学の黒板ジャック学生旅費等で支出しております。節13 委託料、AET派遣委託料でございます。節19 負担金補助及び交付金、負担金は定住自立圏事業負担金、補助金は私立幼稚園就園奨励補助金6名分、小学校負担金、児童災害共済負担金、12万3,660円、給食輸送費負担金14万9,871円、中学校負担金、同額で給食輸送費負担金、これらが主なものでございます。節20 扶助費、準要保護で小学校24名、中学校9名、特別支援で小学校7名、中学校4名でございます。節28 繰出金、奨学基金への繰り出しで、このうち寄附金財源分が100万円でございます。

項2 小学校費、目1 学校管理費、節1 報酬、嘱託職員報酬は、メディアコーディネーター1名、非常勤講師5名、給食技師2名、校医は5名分でございます。節7 賃金、図書館司書、庁務員、給食調理員、各1名ほかでございます。節11 需用費、修繕料、LED照明に53万6,544円を支出しております。節21 役務費、手数料は、タブレットパソコンソフト手数料25万3,800円、同じくi-フィルター更新手数料26万6,760円等でございます。節13 委託料、校内ネットワークシステム保守委託料54万円が主なものでございます。

92ページ、節15 工事請負費、ICT整備事業で、タブレットパソコン50台及び周辺機器の設置工事でございます。節18 備品購入費、楽器購入39万5,240円、ノートパソコン10台99万3,600円、プリンター35万7,480円、給食配膳台6台36万6,120円、児童図書52万4,497円

等でございます。

目 2 教育振興費、節19負担金補助及び交付金、バス定期代村負担18名分でございます。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費、節 1 報酬、嘱託職員報酬は、非常勤講師 2 名、嘱託教員 4 名、図書館司書 1 名、給食調理員 1 名、相談員報酬は、特別支援員 3 名、校医は 5 名分でございます。節 2 給料、一般職員 1 名、節 7 賃金、代替給食調理員でございます。節11需用費、修繕料、教室壁紙張りかえ44万4,916円、パソコン教室ハブ修理36万7,848円等でございます。節13委託料、校内ネットワークシステム保守委託料54万円が主なものでございます。A E T派遣委託料は、本年度から教育指導費で小・中合わせて支払うこととなったため、本科目からの支出はございません。節15工事請負費、体育館L E D改修工事217万5,724円、同じく体育館扉修理工事80万4,600円でございます。節18備品購入費、グランドピアノ購入256万1,560円、図書館用図書75万円が主なものでございます。

目 2 教育振興費、特に申し上げることはございません。

94ページ、項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費、節 1 報酬、社会教育委員 3 名分、節 11需用費、生涯学習カレンダー印刷代47万5,200円が主なものでございます。

目 2 公民館費、節 1 報酬、公民館運営審議会委員 9 名、分館主事12名でございます。節 7 賃金、スポーツ推進委員活動、公民館行事等に係る臨時雇い人料でございます。節 8 報償費、子どもはつらつネットワークコーディネーター、あおきっこ寺子屋講師、あおきっこ合宿協力学生及び調理ボランティア、総合文化祭出店者、各種教室講座講師等に支払ったものでございます。節19負担金補助及び交付金、補助金は、分館活動補助金64万9,999円が主なものでございます。

目 3 文化会館費、節 1 報酬、嘱託職員 1 名分、節 7 賃金、文化会館の宿日直 3 名168万2,372円が主なものでございます。

96ページ、節13委託料、文化会館清掃委託料213万4,080円が主なものでございます。節 15工事請負費、文化会館 3 階に避難用はしご 3 基設置101万4,336円が主なものでございます。

目 4 文化財保護費、節 1 報酬、文化財専門審議委員 5 名分、節 7 賃金、古文書整理等賃金 1 名分でございます。節19負担金補助及び交付金、民俗芸能補助金 8 団体で40万円、義民顕彰会運営補助金10万円等でございます。

目 5 青少年健全育成費、節 7 報償費、スポーツ少年団指導者謝礼134万2,920円、小・中学校クラブ活動指導者謝礼21万1,400円でございます。



98ページ、節19負担金補助及び交付金、補助金は育成会活動補助金40万6,000円、その他、夏祭り参加補助金、スポーツ少年団活動補助金でございます。

目6美術館費、節1報酬、嘱託職員2名分、節7賃金、月により臨時職員3から5名、節15工事請負費、トイレの便器交換工事でございます。節16原材料費、喫茶室で提供するための商品でございます。

目7図書館費、節2給料、一般職員1名分、節7賃金、月により臨時雇い人3から6名、節11需用費、消耗品費、図書館で提供する月刊誌等はここから支出しております。

100ページをお願いします。

節13委託料、図書館ネットワークシステム維持管理業務委託料85万2,379円が主なものでございます。節18備品購入費、図書購入代168万4,545円、木製本棚10万円でございます。節19負担金補助及び交付金、図書館ネットワーク運営経費負担金127万2,000円が主なものでございます。

目8歴史文化資料館費、節7賃金、資料館の説明者賃金1名、その他でございます。

目9民俗資料館費、特に申し上げることはございません。

項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬、スポーツ推進委員10名分。

目2体育施設費、節7賃金、総合体育館管理人賃金57万1,995円、プール管理人賃金105万3,440円、節11需用費、光熱水費、体育館・グラウンド照明電気代、プール水道代等でございます。

102ページ、修繕料ですが、体育館・武道館トイレパネルヒーター修繕47万9,258円、体育館外階段コンクリート補修31万3,200円等でございます。医薬材料費は、プールで使用する次亜塩素酸ソーダ等でございます。節13委託料、備考欄、委託料は、総合体育館、運動公園等の清掃委託料等155万6,960円、体育施設器具等の点検59万1,624円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、入奈・夫神・村松マレットゴルフ場整備補助金でございます。

款10災害復旧費、こちらは支出はございませんでした。

104ページをお願いいたします。

款11公債費、対前年度マイナス6.4%、1,476万2,323円の減でございます。

項1公債費、目1元金で1,151万894円の減、目2利子で325万1,429円の減となっております。

款12予備費、岩手県野田村に送った台風10号災害義援金30万円は、ここから一般会計の

ほうに充当しております。

一般会計の歳出合計は、当初予算額25億7,440万円、補正予算額2億6,110万円、繰越事業費繰越額3億6,954万2,000円、予算現額計32億504万2,000円、支出済額30億671万2,924円、翌年度繰越額繰越明許費1億3,021万円、不用額6,812万8,076円でございます。

以上、議案第1号 平成28年度青木村一般会計について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いいたします。

---

### ◎議案第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第6、議案第2号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第2号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明申し上げます。

108ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国民健康保険税15.1%、不納欠損額10万8,400円、収入未済額1,091万8,843円でございます。使用料及び手数料、構成割合は出てまいりません。国庫支出金20.3%、県支出金4.8%、療養給付費給付金0.9%、前期高齢者交付金26.5%、共同事業交付金18.9%、繰入金6.6%、繰越金6.6%、諸収入0.1%、収入未済額1万2,572円でございます。

歳入合計6億247万6,399円、対前年度マイナス9.7%、6,487万2,804円の減でございます。

110ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費0.7%、保険給付費62.3%、後期高齢者支援金等10.5%、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金の構成割合は出てまいりません。介護納付金3.4%、共同事業拠出金20.8%、保健事業費0.9%、諸支出金1.4%、予備費は全額を減額補正いたしましたので、総括表には表示されません。

歳出合計5億8,901万761円、対前年度マイナス6.1%、3,831万9,600円の減でございます。

歳入歳出差引残高は1,346万5,638円、執行率は98.6%、歳入総額に対します残高割合は

2.2%になります。

114ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 国民健康保険税、対前年度マイナス3.8%、364万6,252円の減、徴収率は89.2%、収入未済額は前年度より7,143円の減でございます。

款2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3 国庫支出金、対前年度マイナス0.3%、31万6,417円の減でございます。

目1 国庫負担金療養給付費負担金分は505万8,054円の増。

116ページ、目2 国庫補助金介護給付金分は257万2,000円の減でございます。

款4 県支出金、対前年度プラス32.2%、709万9,884円の増でございます。

目1 県補助金、節1 財政調整交付金は427万2,000円の増、節2 国民健康保険制度関係業務準備事業補助金は本年度から新規で、国保事業の県移管事務に係る費用に対する補助でございます。

款5 療養給付費交付金、対前年度マイナス61.0%、818万円の減。

118ページ、款6 前期高齢者交付金、対前年度マイナス24.6%、5,220万3,039円の減。

款7 共同事業交付金、対前年度マイナス3.9%、468万7,597円の減。

款8 繰入金、対前年度マイナス0.8%、33万3,778円の減でございます。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 介護保険基盤繰入金、国保税の軽減分に係るものでございます。節2 税制安定化支援事業繰入金、法定内での単費繰り入れ分でございます。節3 出産育児一時金繰入金、歳出の出産育児一時金のうち一定割合を繰り入れたものでございます。

項2 目1 基金繰入金、国民健康保険基金より1,000万円を取り崩し、この科目に繰り入れをしております。

款9 繰越金、対前年度マイナス5.9%、250万6,807円の減でございます。

款10 諸収入、対前年度マイナス12.5%、9万498円の減でございます。

120ページ、項2 雑入、目1 一般被保険者返納金に収入未済額1万2,572円がございすが、1名分でございます。

目5 雑入、備考欄、健康審査料収入は特定健診の自己負担分でございます。

歳入合計、当初予算額6億4,324万5,000円、補正予算額マイナス4,604万9,000円、予算現額計5億9,719万6,000円、調定額6億1,351万6,214円、収入済額6億247万6,399円、不

納欠損額10万8,400円、収入未済額1,093万1,415円でございます。

122ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 総務費、対前年度プラス9.8%、37万7,592円の増でございます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節13委託料、国保連合会委託料22万3,704円、国保資格電算委託料181万1,419円が主なものでございます。

項2 徴税费、目1 賦課徴収費、節13委託料は、国保税の電算委託料でございます。

項3 運営協議会費、節1 国保運営協議会報酬、6名分でございます。

款2 保険給付費、対前年度マイナス9.2%、3,736万1,283円の減でございます。

項1 療養諸費2,956万5,023円の減でございます。

124ページ、項2 高額療養費803万9,213円の減となっております。

項3 出産育児諸費、出産育児一時金、3名分39万7,430円の減。

項4 葬祭諸費7名分、昨年と同額でございます。

126ページ、項7 結核精神諸費、今年度から新規、7月から2月の診療分で、月平均55名でございます。

款3 後期高齢者支援金等、対前年度マイナス5.3%、224万6,120円の減でございます。

款4 前期高齢者納付金等、128ページ、款5 老人保健拠出金、特に申し上げることはございません。

款6 介護納付金、対前年度マイナス14.5%、345万2,496円の減。

款7 共同事業拠出金、対前年度プラス5.8%、671万4,467円の増。

130ページ、款8 保健事業費、対前年度マイナス15.8%、98万1,635円の減となっております。

項1 保健事業費、目1 保健衛生普及費、節19負担金補助及び交付金、人間ドックの補助金で、日帰り79名、泊まり10名でございます。

項2 目1 特定健康審査等事業費、節13委託料、国保特定健診委託料でございます。

款9 諸支出金、対前年度マイナス14.6%、137万1,419円の減となっております。

項1 償還金及び還付金加算金、目1 一般被保険者保険税還付金、所得更正等で国保税が可能となった者に対するもので10件分。

目2 償還金、節23償還金利子及び割引料、平成27年度国民健康保険療養給付費等負担金の確定による返還金でございます。節10予備費、全額を減額補正しております。

歳出合計、当初予算額 6 億 4,324 万 5,000 円、補正予算額 マイナス 4,604 万 9,000 円、予算現額計 5 億 9,719 万 6,000 円、支出済額 5 億 8,901 万 761 円、不用額 818 万 5,239 円でございます。

以上、議案第 2 号 平成 28 年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いいたします。

---

### ◎議案第 3 号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第 7、議案第 3 号 平成 28 年度青木村簡易水道特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第 3 号 平成 28 年度青木村簡易水道特別会計決算について御説明申し上げます。

134 ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

分担金及び交付金 0.7%、使用料及び手数料 63.9%、不納欠損額はなく、収入未済額 881 万 5,674 円でございます。繰入金 26.6%、繰越金 8.8%、諸収入はございませんでした。

歳入合計 1 億 3,639 万 1,998 円、対前年度プラス 5.4%、702 万 8,242 円の増でございます。

136 ページをお願いします。

歳出の総括表になりますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。運営管理費 44.2%、公債費 55.8%、予備費は支出がございませんでした。

歳出合計 1 億 3,108 万 6,243 円、対前年度プラス 11.7%、1,370 万 7,960 円の増でございます。

歳入歳出差引額は 530 万 5,755 円、執行率は 96.8%、歳入総額に対します残高割合は 3.9%でございます。

140 ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 負担金及び交付金、対前年度プラス 12.5%、10 万 8,000 円の増でございます。

項 1 目 1 分担金、節 1 新設分担金、一般分 9 件でございます。

項2 使用料及び手数料、対前年度プラス0.5%、44万1,606円の増になります。

項1 目1 使用料、水道料金でございますが、徴収率90.8%、収入未済額は52万3,965円の増でございます。

項2 手数料、特に申し上げることはございません。

款3 繰入金、対前年度マイナス4.7%、178万8,068円の減になります。

項1 一般会計繰入金は一般会計から、項2 基金繰入金は量水器基金からの繰入金でございます。

款4 繰越金、対前年度プラス354.2%、934万6,704円の大幅増、要因は、繰越明許費831万6,000円が新規にあったことでございます。

款5 諸収入、皆減でございます。

142ページ、歳入合計、当初予算額1億2,559万2,000円、補正予算額156万8,000円、繰越事業費繰越財源充当額831万6,000円、予算減額計1億3,547万6,000円、調定額1億4,520万7,672円、収入済額1億3,639万1,998円、収入未済額881万5,674円でございます。

144ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書でございます。

款1 運営管理費、対前年度プラス29.0%、1,302万4,243円の増でございます。

項1 総務費、目1 一般管理費、節1 給料、一般職員1名分、節7 賃金、臨時職員1名6カ月分が主なものでございます。節13 委託料、検針委託料112万1,188円、委託人2名のほか、シルバー人材センターをお願いしております。あとは、電算システム委託料68万4,288円でございます。節27 公課費、消費税納付金はございませんでした。

項2 施設管理費、目1 維持管理費、節11 需用費、消耗品費、浄水場等で使用する薬品代が主なものでございます。

146ページ、水道光熱費、前年度より164万1,354円の減でございます。修繕料、前年度より157万5,334円の増で、村松東沢橋水道管漏水修理140万4,000円、中村配水池敷地弁交換修理162万円、殿戸の導水管布設修理150万円、同じく殿戸配水管漏水修理68万8,000円、中洞水位調整弁不良に伴う漏水修理86万4,000円が主なものでございます。備考欄その他は、メーター取りかえ91万7,854円、メーター器ボックス取りかえ107万1,842円で、前年度より76万2,275円の増でございます。節13 委託料、水質検査委託料466万2,360円、水道施設の草刈り委託料149万7,450円、配水池の清掃管理委託料53万2,764円が主なもので、新規に水道事業経営戦略作成業務委託321万8,400円を支出しております。節13 工事請負費、繰越分は、

殿戸配水池電磁弁設置工事で前年度からの繰り越しでございます。通常分は滝川浄水場苛性ソーダ貯留層改装工事でございます。節16原材料費、交換用量水器の購入代が主なものでございます。節25積立金、量水器基金への積立金でございます。

項3目1受託工事費は支出がございませんでした。

款2公債費、対前年度プラス0.9%、63万3,717円の増でございます。元金分が143万3,209円の増、利子分が75万9,492円の減となっております。

款3予備費の支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額1億2,559万2,000円、補正予算額156万8,000円、繰越事業費繰越額131万6,000円、予算現額計1億3,547万6,000円、支出済額1億3,108万6,243円、不用額438万9,757円でございます。

以上、議案第3号 平成28年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第8、議案第4号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第4号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について御説明申し上げます。

150ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

款1の国庫支出金は、収入がございませんでしたので、総括表には掲載されません。繰入金0.2%、村債78.5%、繰越金3.4%、諸収入1.4%、県支出金16.6%、歳入合計2億8,423万6,381円、対前年度プラス74.4%、1億2,126万3,546円の増でございます。

152ページをお願いいたします。

歳出の総括表になります。

款の支出済額の構成割合ですが、建設事業100%でございます。

歳出合計2億7,977万2,500円、対前年度プラス82.4%、1億2,639万4,031円の増ござ

います。

歳入歳出差引残高は446万3,881円、執行率は99.8%、歳入総額に対します残高割合は1.6%になります。

156ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になります。

款1項1国庫支出金、収入はございませんでした。当初予算の全額を減額補正し、同額を県補助金、村債等で手当てする予算補正を行っております。

款2繰入金、項1目1一般会計繰入金、特に申し上げることはございません。

款3項1目1村債、節1簡易水道事業債、前年度より9,880万円の増、節2辺地対策事業債、前年度より560万円の増でございます。

款6項1目1節1繰越金、前年度の繰越金で、27年度の繰越額が14万6,912円でしたので、皆増並みでございます。

款7諸収入、項1節1雑入、27年度確定申告に伴う消費税還付金で、これはこちらの会計に計上しております。内訳は、消費税及び地方消費税397万9,015円、還付加算金5,000円でございます。

款8県支出金、本年度から新たに設けた科目でございます。

項1簡易水道事業県補助金、生活基盤施設耐震化等補助金でございます。

歳入合計、当初予算額2億8,019万7,000円、予算現額計は当初予算と同額で、補正予算額は出てまいりません。調定額2億8,423万6,381円、収入済額は調定額と同額で、収入未済額はございません。

158ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

委託料及び工事請負費で、前年度の国庫補助事業から、本年度は県補助事業に説明が変わっております。

款1項1建設事業、目1簡易水道建設事業費、節13委託料、県補助事業委託料は、簡易水道施設整備事業、水道施設設計監理委託料756万円、市ノ沢浄水場設備工事設計監理委託料124万2,000円、委託料は水道管理図数值化業務委託料172万8,000円でございます。節15工事請負費、県補助事業工事請負費は、生活基盤施設耐震化等交付金、市之沢浄水場設備工事2億5,762万3,200円、西洞配水管布設工事511万6,500円でございます。村単事業工事請負費は、滝川浄水場遠方監視システム更新工事でございます。あとは特に申し上げることはご



ざいませぬ。

歳出合計、当初予算額 2 億 8,019 万 7,000 円、補正予算額はなく、予算現額計は当初予算額と同額、支出済額 2 億 7,977 万 2,500 円、不用額は 42 万 4,500 円でございます。

以上、議案第 4 号 平成 28 年度青木村簡易水道建設特別会計決算について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いいたします。

---

### ◎議案第 5 号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第 9、議案第 5 号 平成 28 年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第 5 号 平成 28 年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明申し上げます。

162 ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

財産収入、収入はございませんでした。繰越金 19.5%、別荘管理収入は 13.8%、不納欠損額 37 万 8,000 円、収入未済額は 247 万 8,800 円でございます。受託事業収入は収入がございませんでした。諸収入 0.3%。

歳入合計 1,992 万 7,121 円、対前年度マイナス 7.1%、1,522 万 96 円の減でございます。

164 ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、館の支出済額の構成割合を申し上げます。

予備費は支出がなく、事業費が 100%でございます。

歳出合計 1,553 万 3,867 円、対前年度マイナス 15.0%、274 万 2,079 円の減でございます。

歳入歳出差引残高は 439 万 3,250 円、執行率 84.6%、歳入総額に対します残高割合は 22.0%でございます。

168 ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 財産収入、収入はございません。

款 2 繰越金、対前年度マイナス 28.9%、129 万 846 円の減でございます。

款3 別荘管理収入、対前年度マイナス1.4%、24万4,000円の減でございます。収入未済額は、前年度より22万5,600円の増となっております。

款4 受託事業収入、収入はございません。

款5 諸収入、テニスコート使用料が前年度より2,250円の減、雑入は水道メーターポール代で、設備業者に売り渡したものでございます。

歳入合計、当初予算額1,831万4,000円、補正予算額3万9,000円、予算現額計1,835万3,000円、調定額1,278万3,921円、収入済額1,992万7,121円、不納欠損額37万8,000円、収入未済額247万8,800円でございます。

170ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 事業費、対前年度マイナス15.0%、274万2,079円の減となりました。

項1 別荘事業費、節1 報酬、嘱託職員1名分、節7 賃金、臨時職員、事務は主に1名、現場作業に8名でございます。修繕料は、別荘地内道路修繕7カ所、水路補修1カ所、事務所修繕1カ所、その他公用車、トラクター、刈払い機等の修理でございます。節13委託料、備考欄委託料は、別荘地内夜間パトロール委託料24万180円、除雪委託料69万6,114円等でございます。村単事業委託料は、土壌改良工事設計委託料でございます。節14使用料及び賃借料は、案内板土地代、軽トラックリース1台等でございます。節15工事請負費、青木の森1号線道路舗装工事（第6工区）83万4,840円、13号線道路舗装工事（第10工区）60万480円等でございます。節16原材料費、獣害防止柵用資材400メートル分が主なものでございます。節18備品購入費、情報系パソコン導入、刈払い機等でございます。節19負担金補助及び交付金、区費の協力金でございます。節27公課費、消費税納付金59万1,900円が主なものでございます。

款2 予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額1,831万4,000円、補正予算額3万9,000円、予算現額計1,835万3,000円、支出済額1,553万3,867円、不用額281万9,133円でございます。

以上、議案第5号 平成28年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第10、議案第6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算について御説明申し上げます。

174ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

分担金及び負担金2.1%でございます。使用料及び手数料22.6%、収入未済額は412万5,170円でございます。国庫支出金1.9%、繰入金70.5%、繰越金2.8%、諸収入、構成割合は出てまいりません。

歳入合計2億8,775万5,015円、対前年度プラス2.3%、656万8,859円の増でございます。

176ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

下水道費20.8%、公債費79.2%、予備費は支出がございません。

歳出合計2億7,872万3,604円、対前年度プラス2.1%、566万4,109円の増になります。

歳入歳出差引残高903万1,411円、執行率97.3%、歳入総額に対します残高割合は3.1%でございます。

180ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 分担金及び負担金、対前年度マイナス20.0%、150万5,000円の減になります。

項1 分担金、節1 下水道分担金、受益者分担金で、一般住宅13件、その他2件でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料は、対前年度プラス1.3%、81万5,109円の増でございます。徴収率は94.0%、収入未済額は27万357円の増でございます。

項2 手数料、特に申し上げることはございません。

項3 国庫支出金、対前年度プラス102.2%、278万円の増になります。防災安全社会資本整備交付金で、浄化センター更新業務に充てております。

款4 繰入金、対前年度プラス2.9%、575万1,000円の増でございます。一般会計からの繰入金は125万1,000円の増、備考欄、うち建設改良費とあるのは、歳出の款1 項1 公共下水

道建設費の支出額でございます。基金繰入金は新規でございます。

款5繰越金、対前年度マイナス13.5%、127万2,250円の減でございます。

款6諸収入、項2雑入、原発事故に伴う東京電力からの賠償金でございます。

項3受託工事収入はございませんでした。

歳入合計、当初予算額2億8,102万8,000円、補正予算額547万6,000円、予算現額計2億8,650万4,000円、調定額2億9,188万185円、収入済額2億8,775万5,015円、収入未済額412万5,170円でございます。

182ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款1下水道費、対前年度プラス10.8%、566万4,109円の増となります。

項1公共下水道建設費、節19負担金補助及び交付金、負担金は宅内工事の負担金5件、利子補給が2件、補助金は下水道地区外補助金9件で、前年度より110万610円の増でございます。

項2公共下水道管理費、節2給料、一般職員1名分、節7賃金、臨時職員1名6カ月分で、簡易水道特別会計と折半で1名を通年雇用しております。節11需用費、消耗品費、浄化センターで使用した薬品代、その他でございます。修繕料、前年度より179万5,525円の増で、浄化センター曝気装置オーバーホールに92万3,400円、別系統になりますが、曝気装置の修繕に92万3,400円でございます。節12役務費、通信運搬費は、脱水汚泥収集運搬費178万2,000円が主なものでございます。節13委託料、浄化センターの管理委託料993万6,000円、脱水汚泥処理業務委託料410万8,348円、水質等検査業務委託料226万2,600円、新規で浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託料1,000万円、同じく新規で下水道経営戦略策定業務委託料270万円がでございます。

184ページ、節27公課費、消費税納付金で、前年度より313万2,600円の減でございます。

項3公共下水道受託工事費、支出はございません。

款2公債費、前年度と同額でございます。

目1元金は前年度より446万1,109円の増で、目2利子は同額の減となっております。

款3予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額2億8,102万8,000円、補正予算額547万6,000円、予算現額計2億8,650万4,000円、支出済額2億7,872万3,604円、不用額778万396円でございます。

以上、議案第6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定に

ついて御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） ここで昼食のため、暫時休憩といたします。

午後1時より再開いたしますので、お願いします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（沓掛計三君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第11、議案第7号 平成28年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第7号 平成28年度青木村介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。

188ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

保険料19.3%、収入未済額171万800円でございます。使用料及び手数料、率としては出てまいりません。国庫支出金23.2%、支払基金交付金26.2%、県支出金14.9%、繰入金15.7%、繰越金0.7%、諸収入、村債は収入がございません。

歳入合計5億8,166万7,072円、対前年度マイナス0.4%、259万6,820円の減でございます。

190ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費2.2%、保険給付費93.4%、財政安定化基金拠出金、基金積立金は支出がございません。地域支援事業3.6%、諸支出金0.8%、公債費、予備費は支出がございません。

歳出合計5億6,740万9,668円、対前年度マイナス2.2%、1,271万95円の減になります。

歳入歳出差引残高1,425万7,404円、執行率97.3%、歳入総額に対します残高割合は2.1%

でございます。

194ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 保険料、対前年度プラス1.4%、160万900円の増、徴収率は98.5%、収入未済額は16万3,510円の減でございます。

項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料、節1 現年度分特別徴収保険料は、年金より特別徴収されるものでございます。

なお、収入未済額にマイナスの数値が出ておりますが、これは年金機構から特別徴収されたものの、年度中に還付先が確定できなかったものでございまして、翌年度において歳出還付されるものでございます。差し引き後の実質の滞納繰越額は175万700円でございます。

款2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3 国庫支出金、対前年度マイナス0.4%、50万7,467円の減。

項1 国庫負担金、項2 国庫補助金、ともに前年度から大きな動きはございません。

款4 支払基金交付金、対前年度プラス1.2%、186万3,696円の増、目1 介護給付費交付金、節2 過年度分は、前年度から131万4,436円の増となっております。

196ページ、款5 県支出金、対前年度プラス6.5%、524万8,721円の増でございます。

項1 県負担金、目1 介護給付費負担金、節1 現年度分266万5,391円の増、節2 過年度分は皆増でございます。

款6 繰入金、対前年度マイナス4.0%、381万6,597円の減でございます。

項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金133万5,000円の減。

目4 その他一般会計繰入金241万2,000円の減。

198ページ、目5 低所得者保険料軽減繰入金、節2 過年度分は、本年度より新規でございます。

項2 基金繰入金はございませんでした。

款7 繰越金、対前年度マイナス62.8%、698万6,573円の減となっております。

款8 諸収入、款9 村債、支出はございませんでした。

歳入合計、当初予算額5億8,076万5,000円、補正予算額226万6,000円、予算現額計5億8,303万1,000円、調定額5億8,337万7,872円、収入済額5億8,166万7,072円、収入未済額171万800円でございます。

200ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 総務費、対前年度マイナス5.0%、66万2,737円の減となります。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節13委託料、決算処理委託料でございます。

項2 介護認定審査会費、広域連合への負担金でございます。

項3 趣旨普及費、特に申し上げることはございません。

款2 保険給付費、対前年度マイナス2.0%、1,066万7,385円の減でございます。

項1 介護サービス等諸費、要介護1から5の認定者に係るものでございます。

目1 居宅介護サービス給付費799万5,383円の減。

目3 地域密着型介護サービス給付費438万6,145円の増。

202ページ、目5 施設介護サービス給付費766万8,863円の減。

目9 居宅介護サービス給付費291万7,601円の減でございます。

項2 介護予防サービス等諸費、要支援1・2に係るものでございます。

目1 介護予防サービス給付費372万4,268円の増でございます。

204ページ、項3 その他諸費、国保連合会への審査手数料でございます。

項4 高額介護サービス等費、負担額が一定額以上となった場合、超えた分に対し支給されるものでございます。

目1 高額介護サービス費103万7,972円の減でございます。

206ページ、項5 特定入所者介護サービス等費、有料老人ホーム等の施設入所者に係るものでございます。

項6 高額医療合算介護サービス等費、介護保険と医療保険の自己負担額の合計が一定額以上の場合、支給されるものでございます。

208ページ、款3 財政安定化基金拠出金、款4 基金積立金、支出はございません。

款5 地域支援事業、対前年度プラス0.8%、15万5,133円の増でございます。

項1 介護予防事業費、目1 二次予防事業費、節13委託料、介護予防システム電算委託料52万992円が主なもので、その他、元気アップ教室、はつらつ教室等指導委託料でございます。

目2 一次予防事業費、節1 報償費、脳力アップ教室、はつらつ教室講師等謝礼、節13委託料、配食サービス委託料1,039万円が主なもので、その他、脳と体のストレッチ教室、ほきぼき教室指導委託料等でございます。

項2 包括的支援事業・任意事業費、目2 権利擁護事業費は、前年度にはなかった節が幾つ

か出てきますが、いずれも成年後見に係るものでございます。節13委託料、成年後見センター運営業務委託料でございます。

120ページ、目3任意事業費、節8報償費、介護者の集い講師謝礼、節13委託料、介護予防地域支え合い事業委託料に450万円、緊急通報システム業務委託料56万7,648円、あとは訪問理・美容サービス助成金でございます。節19負担金補助及び交付金、介護用品補助で22名分、節20扶助費、寝たきり・認知症老人介護慰労金で、前期が25名、後期が24名でございます。

款6諸支出金、対前年度マイナス25.6%、152万5,106円の減でございます。

項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金、歳入のところで説明申し上げましたが、前年度において収入超過となっていた分で、本年度歳出還付したものでございます。

目2償還金、27年度精算に伴う介護給付費国庫負担金432万1,049円の返還が主なものでございます。

款7公債費、款8予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額5億8,076万5,000円、補正予算額226万6,000円、予算現額計5億8,303万1,000円、支出済額5億6,740万9,668円、不用額1,562万1,332円でございます。

以上、議案第7号 平成28年度青木村介護保険特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第12、議案第8号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 議案第8号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明申し上げます。

214ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療保険料69.3%、収入未済額が245万8,000円でございます。使用料及び手



数料は、構成割合としては出てまいりません。繰入金30.3%、諸収入0.1%、繰越金0.3%でございます。

歳入合計5,533万6,313円、対前年度プラス6.7%、335万6,680円の増でございます。

216ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金99.9%、諸支出金0.1%、予備費は支出がございません。

歳出合計5,317万8,018円、対前年度プラス6.7%、334万7,780円の増でございます。

歳入歳出差引残高は15万8,300円、執行率は99.99%、歳入総額に対します残高割合は0.3%でございます。

220ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療保険料、対前年度プラス10.5%、350万5,500円の増、徴収率は93.8%、収入未済額は9万3,800円の増でございます。

項1目1 特別徴収保険料は、年金より特別徴収されるものでございます。

款2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3 繰入金、対前年度マイナス1.2%、20万1,920円の減でございます。

項1 一般会計繰入金、目1節1 保険基盤安定繰入金、保険料の軽減分に係るものでございます。

款4 諸収入、項1目1 雑入、この後歳出でも出てきますが、前年度の収入を当年度に歳出還付した分に対し、広域連合から同額を補填されたものでございます。

款5 繰越金、前年度の繰越金でございます。

歳入合計、当初予算額5,302万1,000円、補正予算額16万円、予算現額計5,318万1,000円、調定額5,579万4,318円、収入済額5,333万6,318円、収入未済額145万8,000円でございます。

222ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、対前年度プラス6.6%、330万4,280円の増となります。

項1 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合への負担金でございます。

款2 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金、保険料の過誤納分を歳出還付したものでございます。同額を歳入において、県広域連合より補填されております。

款3 予備費、支出はございません。

歳出合計、当初予算額5,302万1,000円、補正予算額16万円、予算現額計5,318万1,000円、支出済額5,317万8,018円、不用額2,982円でございます。

以上、議案第8号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いいたします。

---

### ◎社会福祉協議会会計決算の報告

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、平成28年度青木村社会福祉協議会会計決算について報告していただきます。

決算書については、本日配られた資料の中の一番後ろのほうにあるかと思えます。見ていただけますか。

それでは、小宮山会計管理者、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 平成28年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

補助金20.7%、配分金2.8%、事業委託金48.7%、使用料及び手数料18.2%、繰越金9.4%、諸収入0.2%でございます。

歳入合計3,354万5,797円、対前年度マイナス7.7%、281万5,268円の減でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の補正割合を申し上げます。

事務費20.1%、事業費79.9%、予備費は支出がございません。

歳出合計3,019万7,872円、対前年度マイナス9.1%、302万6,134円の減でございます。

歳入歳出差引残高は334万7,925円、執行率91.4%、歳入総額に対します残高割合は10.0%になります。

5ページをお願いいたします。

歳入の事項別明細書でございます。

款1 補助金、対前年度プラス1.5%、10万4,000円の増でございます。

項1 村補助金、村からの補助金でございます。

款2 配分金、対前年度マイナス0.4%、3,819円の減、長野県共同募金会からのもの  
でございます。

款3 事業委託金、対前年度マイナス18.4%、367万6,000円の減でございます。

項1 村委託金、老人センター分で22万7,000円の増、くつろぎの湯で390万3,000円の減  
でございます。

款4 使用料及び手数料612万1,942円は、対前年度マイナス4.9%、31万6,863円の減で  
ございます。

項1 使用料、老人福祉センター使用料で12万8,000円の減、くつろぎの湯使用料で18万  
4,200円の減、移送車使用料で9,300円の増でございます。

項2 手数料、特に申し上げることはございません。

款5 繰越金、対前年度プラス73.1%、132万4,349円の増でございます。

款6 諸収入、対前年度マイナス76.4%、24万6,930円の減でございます。

歳入合計、当初予算額3,158万5,000円、補正予算額147万2,000円、予算現額計3,305万  
7,000円、調定額3,354万5,797円、収入済額は調定額と同額で、収入未済額はございませ  
ん。

7ページをお願いいたします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 事務費、対前年度プラス3.0%、17万5,390円の増でございます。

項1 事務費、節1 報酬、会長1名、理事4名、評議員10名、嘱託職員1名分  
でございます。  
あとは特に申し上げることはございません。

款2 事業費、対前年度マイナス11.7%、320万1,524円の減でございます。

項1 援護費、節20 扶助費、両親・片親のいない家庭への慰問金22世帯分  
でございます。

項2 慰霊祭費、特に申し上げることはございません。

項3 助成費、節19 負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会補助金29万円、  
身体障害者協会補助金40万円、ボランティアの会補助金25万円が主な  
ものでございます。

項4 心配事相談事業費、9ページですが、節1 報酬、心配事相談員3名、  
法律相談員として、司法書士4回分  
でございます。

項5 老人センター費、節7 賃金、臨時職員、主に2名分。

項6 在宅介護者リフレッシュ事業費、項7 福祉ふれあい事業費、  
特に申し上げることは  
ございません。

項8くつろぎの湯運営費、11ページになります。

節1報酬、嘱託職員1名分、節7賃金、臨時雇い人料2名分、節11需用費、消耗品費は石けん類、風呂の清掃用具等でございます。燃料費は皆減となったため、事項別明細書には記載がありません。27年度は、9月まで当会計から支出しており、341万613円ございましたが、以後、一般会計からの支出に変更となっております。修繕料は、くつろぎの湯ろ過機交換修繕57万円、男子普通浴槽ろ過ポンプ交換修繕が47万5,200円、自動ドア修繕工事が65万8,800円ということになっております。節13委託料、貯湯槽清掃委託料42万3,120円、施設清掃業務等62万9,640円が主なものでございます。節14使用料及び賃借料、備考欄賃借料は温泉貸付料30万円が主なものでございます。節18備品購入費、AED43万2,000円、高圧洗浄器12万9,600円等でございます。

款27公課費、消費税でございます。

項9地域支え合い福祉計画事業費、地域支え合い事業に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金、単価2万円の9地区分でございます。

項10結婚推進事業費、節1報酬、結婚相談員4名分でございます。

13ページ、項11防災事業費、特に申し上げることはございません。

款3予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額3,158万5,000円、補正予算額147万2,000円、予算現額計3,305万7,000円、支出済額3,019万7,872円、不用額285万9,128円でございます。

以上、平成28年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明申し上げます。

---

### ◎監査報告

○議長（沓掛計三君）　ここで監査委員より監査報告があります。

上原代表監査委員さん、お願いします。

○代表監査委員（上原一二君）　それでは、平成28年度青木村各会計歳入歳出決算審査結果について報告を申し上げます。

なお、皆様には、既に審査結果意見書が配付されておりますので、時間等の関係もありますので、報告書の内容をかいつまんでの報告とさせていただきます。

審査の期間と場所は、平成29年8月18日から8月23日まで、役場第2・第3会議室及び

現場にて実施しました。

村長から提出された各会計歳入歳出決算書等の書類が関係法令に準拠して調製されているか、決算書の計数は適正か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算の執行は最少の経費で最大の効果を上げるように効率的に執行されているかを主眼に置き、関係諸帳簿、証拠書類等の照合を実施し、必要と認めるときは関係者の出席を求めて審査を実施しました。

審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び公有財産に関する調書は法令に準拠して作成しており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、誤りのないことと認めました。

限りある財源の有効利用を図り、経費の節減に努めた点を評価し、前年の指摘事項についての措置は改善の方向に努力していることを確認いたしました。

平成28年度、ハード事業では、国土交通省重点道の駅に選定され、高機能化を進める道の駅あおき農産物直売所の整備工事、青木の森村道30号線改良工事、小学校ICT教育推進のためタブレットパソコンの更新、殿戸配水池電磁弁設置工事、市ノ沢浄化場設置工事など、交付金等の国庫補助金を活用し、村民の安全・安心な暮らしの質向上と産業振興や教育関連に施設の充実が図られました。

ソフト事業としては、地方創生加速化交付金により、青木村地域限定そばタチアカネを用い、長和町とタイアップした御当地蕎麦イベントやワイン振興のイベントは魅力の発信と知名度の向上につながり、さらに元気な企業づくり推進事業など、積極的に取り組まれたことを評価します。

これら課題に取り組む一方、各種基金の積み立てや有利な資金運用を行うなど、堅実な財政運営に努められたことも確認しました。

財政健全化の判断材料としての4指数の公表に当たり、その内容を審査しました。実質赤字比率は、当村の場合、計算した結果は健全でした。実質公債費比率は、過去3年間の平均値で、当村の場合は7.0%と、早期健全化基準25%に対しては大きく下回っているため、問題なく、その他の指数についても健全な数値であることを確認しました。

職員の給与水準及び定数管理については、給与水準を示すラスパイレス指数について、平成28年4月1日時点で92.5と、前年から2.9ポイントの改善が見られましたが、近隣市町村、類似団体に比較して、職員数も少ない中、幾多の事業を確実に実施されたことに敬意を表し

ます。今後も、年齢構成の平準化と住民サービスを維持するために必要な職員数の確保に向け、中長期的な視野に立ち、計画的な採用をされるとともに、適正な人員配置に努められるようお願いいたします。

平成28年度、青木村では大きな災害もなく、平穏な年であったと感じます。しかしながら、地震や台風、大雨の自然災害が危惧される昨今、ハードの面の整備とあわせて、地域防災計画に基づく常日ごろの訓練や準備が必要です。被害を最小限に犠牲者を出さない防災・減災のための防災事業と住民主体の予防活動を積極的に進める防火対策の推進を望みます。

一般会計については、平成28年度一般会計決算は、歳入34億1,810万2,000円、歳出30億671万3,000円、歳入歳出差引残高4億1,138万9,000円となりました。

歳入については、村税は収入が3億9,454万4,000円で、歳入合計に対する構成比は11.5%、前年度より737万2,000円の減で、33万8,000円の不納欠損処理がなされ、収入未済額は1,172万1,000円となっています。また、滞納整理は年3回行い、高額滞納者には面接により、支払い計画の指導や県の徴収職員と共同して滞納処分を実施し、一定の成果を上げています。

歳出については、平成28年度支出済額が30億671万3,000円、予算現額に対する執行率は93.8%となっており、適正と認めました。歳出全般を見て、当初計画どおり事業が執行されており、例月の出納監査を通じても、支出負担行為や支出命令伝票への記載、添付書類等整備されており、問題は見受けられませんでした。

以下、特別会計につきましては、細部に関する事項等は記載しておりますので、ごらんいただくことで省略させていただきます。

以上、平成28年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算審査の報告とさせていただきます。  
以上です。

○議長（沓掛計三君） 代表監査委員より監査報告が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

40分から再開いたしますので、お願いします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時40分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

◎議案第9号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第13、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条令についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

次のページからは条文が記載されておりますが、最後のページに概要をつけてありますので、ちょっとそちらのほうをごらんいただければと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の概要ということになります。

今回の条例の一部改正につきましては、消防団の組織改正等に伴いまして、役職員の報酬について、条例中の別表1のとおり改正するものとなっております。

この条例は交付の日から施行し、平成29年4月1日から適用といたします。

消防団は、従来の4分団から2分団制にと分団統合されたことで、役職員の負担が増すことを鑑み、また、新たな役職として部長が設けられたこと、そこで、平成29年2月10日に開催をされました消防委員会におきまして説明をし、御決定をいただいたものでございます。

金額の設定に当たりましては、近隣の市町村がその右のほうに載っているかと思いますが、その状況を参考とさせていただいて、本部長以下の報酬額をおおむね5%から10%増額をさせていただいております。

また、新たな部長職につきましては、従来の副分団長に相当するため、当該の報酬額で設定をいたしました。さらに、この条例とは別に、交付金の交付要綱なるものも定めて、その中でも災害出動勤務を新たに定めたところでございます。

以上、議案第9号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきます

よう、よろしくお願ひ申し上げます。

---

◎議案第10号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第14、議案第10号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第10号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例（案）。

平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例。

青木村福祉医療費給付条例（平成15年青木村条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条中「対象者は、」の次に、「保険医療機関等又は」を加える。

第8条第4項を同条第8項とし、同条第3項の次に次の4項を加える。

4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが、前条の規定により保険医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けた場合には、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は社会保険診療報酬支払基金から村長に当該療用の給付等に係る費用額、その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から村長に給付金の支給申請があったものとみなす。

5 前項の規定は、当該支給対象者が長野県内に所在する保険医療機関等で療養の給付等を受けた場合に限り適用する。

6 第4項の場合においては、給付金の支給は、当該医療機関等に支払うことによって行うことができる。

7 前項の規定による支払があったときは、当該支払は、当該支給対象者に対する給付金の支給とみなす。

附則。この条例は、平成30年8月1日から施行する。

概要につきましては、今回、青木村福祉医療費の給付に関する自動給付方式、今まで償還払いで支給されておりました福祉医療費を、18歳到達の年度末まで、高校卒業まででござい



ますが、その子供を対象範囲として、平成30年8月診療分から、現物給付方式、窓口負担の軽減に関する現物給付方式での支給に伴い、受給者証の提示、支給申請についての条例改正をするものでございます。施行日は平成30年8月1日からということになってございます。

以上でございます。

---

### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 日程第15、議案第11号 平成28年度（繰越）地方創生拠点整備交付金 道の駅あおき包括的情報提供施設建築工事請負契約についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） それでは、議案第11号でございます。よろしくお願いたします。

平成28年度（繰越）地方創生拠点整備交付金 道の駅あおき包括的情報提供施設建築工事請負契約について。

昭和39年青木村条例第11号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的 平成28年度（繰越）地方創生拠点整備交付金 道の駅あおき包括的情報提供施設建築工事。

2、契約方法 指名競争入札による契約。

3、契約金額 1億400万4,000円。

4、契約の相手方 上田市踏入二丁目1番17号、株式会社宮下組、代表取締役社長、宮下勝久。

平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

今回の施設の中心部分であります市場の部分を含めまして、情報・休憩、アトリウムに係る請負契約でございます。

木造1階建て、建築面積が307.22平米、休憩ラウンジまたは移住・定住の相談スペース、

展示スペース、また授乳室等を完備した建物となっております。

契約金額が5,000万円を超える案件でございますので、本議会にお諮りするものでございます。

よろしく御審議の上、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 本議案につきましては、当初説明しましたけれども、本日、審議・採決まで行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） いつもお尋ねしていることなんですけれども、指名は何社だったのか。それから、2番札はどのぐらいだったのか。まず、その辺をお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 奈良本係長。

○建設農林課農業振興係長（奈良本安秀君） 指名業者数は6社でございます。

2番札の金額につきましては、税抜きで申し上げます、申しわけありません。税抜きで1億69万円でございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許可します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第11号 平成28年度（繰越）地方創生拠点整備交付金 道の駅あおき包括的情報提

供施設建築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第16、議案第12号 監査委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 当議案は人事案件でございますので、慣例に従いまして、最終日に再提出させていただきたいと存じます。よろしく申し上げます。

---

◎議案第13号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程第17、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第13号につきましても、人事案件でございますので、当議会の慣例に従いまして、最終日に提案させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

---

◎議案第14号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第18、議案第14号 平成29年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については、井古田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については、各担当課調及び教育長よりお願いいたします。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第14号について御説明申し上げます。

平成29年度青木村一般会計補正予算（第2号）。

平成29年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,668万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億148万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

続いて、6ページをごらんいただきたいと思います。

歳入になりますので、一括して御説明を申し上げます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金に34万7,000円を追加し、5,265万5,000円とするもので、節1の総務管理費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で、内容につきましては、総務省分の補助金で、住民基本台帳システム経費が11万1,000円、地方税務システム経費といたしまして4万9,000円、それから、団体内の総合利用番号連携サーバーシステム経費として18万7,000円が内訳となっております。

目2の民生費国庫補助金に31万1,000円を追加し、1,892万3,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金、内容につきましては、厚生労働省分の補助金となります。障害者福祉システム経費が13万4,000円、児童福祉システム経費として4万9,000円、国民健康保険システム経費として10万2,000円、介護保険システム経費として2万6,000円が内訳となっております。

続いて、款14県支出金、項2県補助金、目1民生費県補助金に5万1,000円を追加し、1,331万7,000円とするもので、節1の社会福祉費補助金の地域福祉総合助成金事業補助金で、内容につきましては、難聴児の補聴器の補助金、それと、障害児療育支援事業に対する県の補助が2分の1となっております。

目3農林水産業費県補助金に168万円を追加し、1億2,673万4,000円とするもので、節2の林業費補助金で、森林づくり推進支援金事業補助金となります。歳出にもこの後計上されておりますが、道の駅内にあずまやを建設する費用に対しましての県の補助金となっております。

款18項1目1繰越金に2,430万円を追加して、2億2,033万1,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増となります。

次に、7ページをお願いいたします。

3の歳出につきましては、担当課より御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係について申し上げます。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費83万9,000円を追加し、5,703万9,000円とするもので、節13委託料の電算機器設定委託料となっております。内容は、社会保障・税番号制度対応のために、総務省分として総合運用テスト支援に係る経費が37万2,000円、それから、厚生省分といたしまして、データ標準レイアウト改修費用として46万7,000円が内訳となっております。

目7諸費43万7,000円を追加し、1,885万8,000円とするもので、節11の需用費、修繕料で、国道143号線沿いの村の道路照明器具2基分の修繕料となっております。

次に8ページになります。

款2総務費、項5選挙費、目30参議院議員選挙費に13万5,000円を追加するもので、節23の償還金利子及び割引料の償還金で選挙委託金返還金となります。これは、平成28年7月10日執行の参議院議員の通常選挙に係る経費として、国・県を通じまして県内の21の市町村に対して交付された金額が、県の算定誤りによりまして過大に交付されておりました。よって、今回、国への返還金として補正するものでございます。

続いて、飛びますが、11ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目2非常備消防費に101万6,000円を追加し、2,538万5,000円とするもので、消防団組織が4分団制から2分団制に移行したことによる補正の内容となっております。節1の報酬費14万9,000円の減額は、団員報酬と組織の見直しによります減額となります。節3の職員手当等75万円の増額は、新たに出動手当を計上する内容となっております。節11の需用費41万5,000円の増額は、消耗品として非常用の給水袋、それから保存水の購入に伴う費用が内容となります。

目3消防施設費に86万4,000円を追加し、8,090万9,000円とするもので、節11需用費の修繕料で、消火栓の老朽に伴います修繕工事1カ所分を見込んでおります。

また、ページ飛びますが、14ページ、最後のページになりますが、お願いいたします。

給与費の明細書となっております。1、特別職ということで、比較の欄をごらんいただきたいと思っております。

この内容も、消防団の組織の見直し等に伴う内容となっております。14万9,000円の減額は団員の報酬、その他手当の欄には75万円の増額が載っているかと思っております。これは出動手

当の追加による増額ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税費、目1税務総務費49万1,000円を追加し、2,498万2,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料、住民税還付金ほかが見込みより増でございます。所得税の修正申告に伴う個人住民税の税額更正、法人住民税確定申告に伴う予定の部分の過納額発生等によるものでございます。

以上、税務会計課関係について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

8ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費567万4,000円を追加し、1億3,796万9,000円とするものでございます。節19負担金補助及び交付金、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業9万2,000円を計上するものでございます。これは、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度の難聴児が、補聴器の購入に際し、対象額の3分の2を助成するもので、1件分を計上しております。節20扶助費、障害児通園施設利用時療育支援事業1万2,000円につきましては、同一世帯から2人以上の就学前児童が児童発達支援施設等に通園している場合、2人目、年長者以外の通園施設の利用者負担を支援するものです。節23償還金利子及び割引料557万円につきましては、平成28年度障害児自立支援給付金国庫負担金等の精算に伴うものです。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（沓掛計三君） 多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育園関係の歳出について御説明を申し上げます。

8 ページの一番下の欄になりますが、ごらんください。

款 3 民生費、項 3 児童福祉費、目 4 保育所費57万円を追加し、1 億2,053万9,000円とするもので、節15工事請負費になります。内容でいきますと、遊具のリングトンネルジムの修繕工事42万1,200円、こちらと、給食室に導入しますフライヤーの入れかえ工事の機種変更に伴います追加分14万8,176円を計上してございます。遊具につきましては、この7月に、通常点検以外に業者による点検を行った中で、腐食等ございまして、修繕が必要と判定が出ましたので、お願いする案件でございます。

以上、保育所関係の説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） それでは、建設農林課関係補正予算の概要を御説明申し上げます。

9 ページをごらんください。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費ですが、107万9,000円を追加し、5,112万9,000円とするもので、節18備品購入費で7万4,000円、こちらは、そばの石臼製粉機の粉をふるう網の部分、組子とありますが、その部分の購入に伴うものでございます。節19負担金補助及び交付金の補助金、共同利用施設設置事業補助金100万5,000円でございますが、こちらはライスセンターの荷受け計量機の更新に伴う補助金でございまして、更新費用の15%を補助するものでございます。

目 9 高機能拠点施設費ですが、20万円を追加し、3 億4,624万8,000円とするもので、節12役務費の手数料、建築確認の変更検査手数料として4万3,000円、002手数料の6万5,000円は、道の駅あおきの古い電気変圧器を撤去することになるわけですけれども、こちらを低濃度PCB分析手数料ということで、中に有害物質が含まれていないかを事前に分析していただくための費用をお願いするものでございます。節13委託料9万2,000円は、農産物直売所のクレジット対応レジと既存のPOSシステムとを連動させるための設定業務委託料をお願いするものでございます。

続きまして、項 2 林業費、目 2 林業振興費ですが、401万8,000円を追加し、6,762万8,000円とするもので、節13委託料、節15工事請負費、いずれも道の駅あおきにあずまやを設置するための設計委託料並びに工事費でございます。道の駅の施設として、現在建設中の食堂施設のところにございましたあずまやを撤去させていただいたことによりまして、県の

森林づくり推進支援金をいただきながら、新たに間伐材等を利用して、あずまやを建設するものでございます。

10ページの下段にまいりまして、款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費でございますが、594万円を追加し、5,584万3,000円とするもので、節15工事請負費の村単事業工事請負費、道路補修工事540万円は、先日8月21日の局地的な降雨によりまして崩落しました道路のり面の補修に係る工事費をお願いするものでございます。節22補償補填及び賠償金54万円は、当郷・室賀線の道路改良に伴います物件移転補償料としてお願いするものでございます。

以上、建設農林課関係の補正予算の概要を申し上げます。よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 商工観光移住課関連の予算案について御説明申し上げます。

10ページをごらんください。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費17万7,000円を追加しまして、3,358万6,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金、商工業振興奨励金の増額をお願いするものでございます。これは、青木村商工業振興条例に基づきまして、村内事業者が事業用資産を取得した場合に、取得価格に対する固定資産税の2分の1以内の額を5カ年に限り交付しているものでございますが、平成29年度の当初予算編成の終了後に新たな申請がございまして、そちらの申請に対応するものの額でございます。

次の目3観光費でございますが、94万7,000円を追加しまして、1,652万6,000円とするもので、内容は、節11需用費の修繕の増をお願いするものでございます。これは、二地域居住コンパクト住宅を建設いたしましたでしたが、そちらを簡易宿泊所として、保健所に許可をとる必要が生じてまいりましたため、こちらに必要な経費27万円、それから、横手キャンプ場宿泊棟のベランダ手すりが虫の侵食等によりまして、傾いて危険な状態になりまして、緊急な修繕を行うといったような、緊急な修繕に要する経費が67万7,000円ございまして、合わせて94万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続いて、同じページの款7土木費、項1土木管理費、目2道の駅管理費でございます。22万4,000円を追加して251万円とするもので、内容は、節11需用費で修繕費の増をお願いするものでございます。こちらは、道の駅あおきのトイレの自動ドアが予期をせぬ故障で閉ま



らなくなりまして、こちらも緊急で修繕をするという対応が生じたので、こちらの経費をお願いするものでございます。

以上、商工観光移住課関連の補正予算案を御説明申し上げました。よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

11ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費でございますが、73万6,000円を増額して、1,792万6,000円といたしました。節20扶助費の増で、これは、国で規定している要保護児童・生徒就学援助費の基準額の変更を受けまして、村の準要保護児童・生徒就学援助費を見直したことによる増額でございます。

なお、減額になっているところは、中学校の特別支援学級入級生徒が見込みより減になったことによります。

次のページをお願いします。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、118万6,000円を増額して、合計4,324万8,000円といたしました。節11需用費の増は、小学校の玄関周辺の屋根のといと軒の修理に係る費用でございます。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、35万9,000円を増額し、合計5,005万円といたしました。節11需用費の増は、中学校の東側の階段の壁が傷んだことによる修繕費用でございます。

次に、項4社会教育費、目2公民館費でございますが、108万円を増額して、985万3,000円といたしました。節19負担金補助及び交付金の増は、村松マレット場トイレ設置工事費でございます。村松西組公民館の東側に、外から入れるトイレを設置する予定でございます。

次に、目3文化会館費でございますが、54万3,000円を増額して、1,271万5,000円といたしました。節11需用費の増は、総合体育館に通じている受電用の高圧ケーブルの支柱の交換とケーブル線周辺の木の枝の撤去費用でございます。

13ページをお願いいたします。

項5保健体育費、目2体育施設費でございますが、17万4,000円を増額して、1,581万7,000円といたしました。節18備品購入費の増は、総合グラウンドの除草と整地を行うためのトラクターの後ろに取りつける器具の購入費用でございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第15号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第19、議案第15号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

議案第15号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ430万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,911万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2、歳入。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金430万5,000円を追加し、530万5,000円とするものでございます。前年度繰越金見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款1運営管理費、項2施設管理費、目1維持管理費430万5,000円を追加し、4,754万9,000円とするものでございます。節11需用費、修繕料につきまして、水道管本管空気弁の交換等、修繕を見込んでおります。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

---

◎議案第16号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第20、議案第16号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いします。

議案第16号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ261万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,538万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いいたします。

2、歳入。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金261万4,000円を追加し、661万4,000円とするものでございます。前年度繰越金として、見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出。

款1下水道費、項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費261万4,000円を追加し、1億137万3,000円とするものでございます。節11需用費、修繕料につきましては、浄化センターの汚泥脱水機V Sコントローラーの修理に129万6,000円、汚泥処理装置プログラマブル指示計の修繕に131万8,000円を計上しております。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

## ◎発議第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第21、発議第1号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

堀内富治議員。

○9番（堀内富治君） それでは、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書（案）ということで提案を申し上げたいと思います。

上記の議案を下記のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

朗読をしたいと思います。

記。

道路は、日常の生活、経済・社会活動を支える最も基礎的な社会資本であり、また都市と地方の交流の基礎としても、その必要性はさらに大きくなっている。

本村においては、上田地域と松本地域を結ぶ国道143号の中間地点に位置している。県において両方向から道路改良工事を推進し、95%の進捗を見ているが、両地域を地形的に分ける青木峠付近は、急峻な地形により狭隘で屈曲した道路のまま未改良であり、災害時一次緊急輸送路に指定されているものの、大型車の通行が出来ないなど交通の難所となっている。この青木峠が改良されることにより、両地域間の移動時間は格段に短くなり、幹線道路としての機能が強化されるとともに、地域間の交流促進と発展が図られ、本州中央部広域交流圏の構築に大きな役割を果たすことが期待できる。

現在、県により青木峠新トンネルの事業化に向けた調査に着手いただいております。一日も早いトンネル整備が沿線住民の半世紀にわたる悲願である。

このような状況の中、現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率が嵩上げされており、この嵩上げの規定が平成29年度末までの時限措置となっている。

地方創生等、活力ある地域社会をつくるため、全力で取り組んでいるこの時期に補助率等が低減することは、地方にとって死活問題である。

地方の活力を低下させず、来年度以降も引き続き着実な道路整備の推進を図るためにも、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も現行制度を維持すること

を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

議決後の提出先につきましては、このとおりでございますので、省略させていただきます。

以上でございます。

---

### ◎陳情第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第22、陳情第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についてを議題とし、井古田議会事務局長より説明をお願いします。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、陳情第1号について御説明申し上げます。

8月7日付で、青木村議会議長宛てで来たものでございます。新潟県村上市の全国森林環境税創設促進議員連名会長、板垣一徳氏、新潟県村上市の議会議員をされている方でございます。

以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について。

当連盟の活動については、日ごろよりご支援、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、当連盟は、森林の公益的機能を継続して確保するため、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることを目的とし、新たな税財源である「全国森林環境税」を創設することを目指し、全国の加盟市町村長で組織する「全国森林環境税創設促進連盟」と共に平成6年より活動を進めてきたところであります。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用も含め都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針が示されたところであります。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地域温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題であります。

このような状況を踏まえ、当連盟では本年度が制度実現のための正念場であると捉え、森

林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」導入の一日も早い実現を求めため、全国の市区町村議会での意見書の採択を求めるところであります。

つきましては、貴議会におかれましては、9月定例議会において「全国森林環境の創設」に関する意見書をご採択いただき、政府・国会等関係要路にご提出いただきますようご依頼申し上げます。

次のところには、その意見書がついておりますが、説明については省略をさせていただきます。

以上、陳情第1号について説明を申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆様は、この後、全員協議会を開催しますので、議員控室のほうへお願いいたします。

散会 午後 2時30分

平成 2 9 年 9 月 1 2 日 (火曜日)

( 第 2 号 )

## 平成29年第3回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成29年9月12日(火曜日) 午前9時開議

#### 日程第1 一般質問

---

#### 出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
参事兼 総務課長 兼 事業推進 室長	井古田嘉雄君	建設農林課長	片田幸男君
住民福祉課長 兼 保健衛生 係長	花見陽一君	教育次長兼 公民館長	横田孝君
保育園長	多田治由君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山俊樹君
商工観光移住 課長	新津俊二君	住民福祉課 課長補佐兼 上下水道係長	若林喜信君
住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター 長	宮澤章子君	住民福祉課 住民福祉係長	上原博信君
建設農林課 農業振興係 長	奈良本安秀君	税務会計課 資産税係長	高柳則男君



課兼長 画佐係 企補係 務長務 総課総	稲垣和美君	課長 画財政係 企財務 務企画 総企画	小林利行君
課長 計係 会税 務民 税住	早乙女敦君	課室長 画進 企推 務業 総事係	塩澤和宏君
課長 画係 企務 務庶	小林宏記君	係長 教育係	横沢幸哉君
課長 林係 農調 建設 国土	小林義昌君		

---

事務局職員出席者

事務局長	井古田嘉雄	事務局員	稲垣和美
------	-------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問には、傍聴者の皆さん、村民の皆さんが傍聴していただいております。

大変御苦労さまです。

傍聴者の皆さんにお知らせします。本日は一般質問のみで閉会となります。

14、15日には決算委員会が行われます。また、20日には議案審議がこの会議室で行われますので、よろしければ傍聴していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

---

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） 本日は、平成29年第3回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。6人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会いたします。

---

◎一般質問

○議長（沓掛計三君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁ともに簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

---

◇ 堀内富治君

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員。

〔9番 堀内富治君 登壇〕

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。

一問一答方式で質問してまいりますので、村長並びに関係課長の答弁をよろしくお願ひします。

きょうは、2件について質問してまいります。

それでは、まず第1件目でございますけれども、青木村における災害の予防と防災について。

最近、国の内外を問わず、風水害、地震等による想像を絶するような大きな災害が発生をしております。被災地では、復旧のために非常に御苦労されておるわけでございます。

災害も、最近では集中豪雨による水害の被害が多くなってまいりました。

つい最近の話でありますけれども、アメリカのカリフォルニア州では降水量が史上最多となりました。こういうわけでございます。大きいハリケーンが二度連続して発生してというようにございまして、何人か死者が出ておると、こういうような状況でございます。

村長にお伺ひします。各地とも大変な状況であります。青木村は、災害の少ない地域であるというふうには感じております。我がふるさと青木村についてどのように感じておられるか、まず、お伺ひをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） どうぞよろしくお願ひいたします。

青木村災害については、今議会の冒頭の挨拶の中でも触れさせていただきましたように、大変風水害、そして地震の災害の少ない場所であると。本当に雲の動きを見ていると、アルプスですね、大体西から来るのが南北中央アルプスで雲が止まって、青木村には来ないというように、4年間ずっと見てまいりました。大変少ないところではあると思います。

しかし、そうは言いながらも、忘れたころに災害はやってくると、こういうふうには寺田寅彦が言っておりますので、あるいは忘れないころにもやってくるとお思いますので、その備えを十分しなければならないというふうには思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村長のおっしゃるとおり、青木村は非常に災害の少ない地域ではないかと、こういうふうには私も感じております。

記憶によれば、昭和34年8月12日から14日、集中豪雨によりまして田沢川が氾濫をしました。死者2名、それから行方不明が2名、重軽傷者15名というようなデータを記憶しておるわけでございますけれども、被害総額は9億円というふうにも言われておるわけでございます。先輩の皆さんの御努力で、見事復旧されたわけでございます。

その後、青木村では、災害は比較的少なく、非常に住みよい村と考えております。

地球温暖化と言われておりますが、気象の変化は激しくなっておりますし、今後もそのような傾向ではないかというふうに推察をするわけでございます。

村長にお伺いしたいと思いますが、これから村民の対処の仕方について考えておられる点がございましたら、お伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村民の皆さんへの対処の仕方でありましてけれども、一つは予防ということで、村民の皆さんと我々は情報を共有しながら災害に備えるということと、それから災害に際しての対応と、その二つに大きく分かれようというふうに思っております。

それぞれ、先日の防災訓練を、初めてボランティアセンターの立ち上げ等いたしましたけれども、常に緊張感を持って取り組んでまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 少し前の話でございますけれども、議会で新潟の大水害の後、視察に行っていました。ちょっといろいろな話を聞いてきたわけでございますが、ハザードマップもいただいてまいりました。その新潟県の見附市の豪雨災害対応ガイドブックには、これだけはとにかく押さえておきたいというような3カ条が載っておりました。

第1条は、こうすいさいちはですね、災害時や土砂災害には、早目の避難が必要であると、それから第2条は、災害の避難状況は、待つことなくみずから積極的に実行しろと、第3条は犠牲者ゼロには地域のカバーが不可欠であると、こういうことございまして、地域とにかく日ごろから綿密な連携を保ちながら、地域で地域のことをしっかりと守っていくというようなことだろうと私は考えておりますけれども、非常に内容も見せてもらいましたけれども、立派にできておりました。

つい最近も、ちょっと広げてみたわけでございますけれども、しっかりと整理がされておるハザードマップでありました。

青木村も、平成19年に土砂災害ハザードマップができました。それから26年の10月にはですね、土砂災害、やはりハザードマップができました。それから29年の8月には地滑りハ

ザードマップということ、ここには土砂災害が地滑りという字が入りまして、発行になっておるわけでありまして。大変、内容は立派なことも書いてありまして、これも立派だなあというふうに私は感じておったわけでございますけれども、この3冊のハザードマップについてですね、立派なものができるわけでございますが、どういう取り組みをされるのか。ただ配布をただけであるのか。また、しっかりととにかく村民と話し合いをしながら進めていくのかどうか。その辺、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 3つのハザードマップを配布させていただきました。なかなか専門的なところがあって難しいところもありますけれども、自分の家の少なくとも位置が、どういう状況かというのをまず知っていただく努力をしたいというふうに思っております。

当初にお配りしましたハザードマップは、各地区の公民館には、私が見る限り、ほとんどのところが張ってありますので、常に各地区の皆さんの目には触れているかなというふうに思っております。

それから、どういうふうに活用していくかでありますけれども、特に土砂災害の特別警戒区域については、建築物が不適合になりますので、そういうような防災工事をするか、あるいはそこを避けてもらうようなことを建築確認、あるいは等々では、私どもでは村民の皆さんに、しっかりそれはお伝えしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） せっかくの機会ですからね、しっかりと村民の皆さんに機会を捉えて、しっかりと説明をされていくほうがベターではないかというふうに私は思いますが、その辺ひとつ十分に考慮をお願いをしておきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この土砂災害ハザードマップは、小学校の入り口、それから道の駅にも表示をいたしまして、PRに努めてまいりますし、今おっしゃられましたようなことを、今後も引き続いて心がけてまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 自分たちの地域は自分たちで守るというのが、これが基本であります。私もこれから、そういうことを考えながら、仕事を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、それぞれハザードマップの中にも書いてありますけれども、避難場所ですね。

避難場所をきちんと明記してあります。それからまた、広域の避難施設というのも6カ所明記してあります。避難場所が17カ所で、広域の避難場所が6カ所ということでございます。まだまだ他にもございますけれども、そういうような状況でございますが、こういうような避難場所のチェック、避難場所の点検、それから、それぞれ避難場所の内容が違うわけですから、そういうようなきちんとしたチェックはできておるのかどうか、お伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まあ区の区長さん等とは、春先の集まりの中では確認をさせていただいております。それから、入田沢の木立団地については、あそこは上から土砂の災害の危険性もあることから、県にお願いをいたしまして、既に測量、設計等に入っております、上流地域の防災工事を、今していつつある状況でございます。そういうことで、各地区ともいろいろの対処をしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 避難場所は大変重要な場所になるわけですから、常にやっぱりチェックをして問題点の整理をされておいた方がいいではないかというふうにお願いをしておきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 災害の際には、やはり情報の受けること、情報を発信することが大事なポイントでありますので、また、県の補助をいただいてWi-Fiの、増設を今年度内に考えておまして、また12月議会には補正予算をお願いするようなことで、今、県と調整をし、お願いをしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから、川が何本も青木村の中をとおるわけでございますけれども、主な川としては、例えば田沢、湯川、沓掛川、宮渕川、それから滝川、阿鳥川と、こういうような大きい川があるわけでございますけれども、この辺の状況の観察ですね。こういうようなものについては、非常に私は重要ではないかと思うんです。これ、ちょっと聞いたところによりますと、県あたりが調査をし、となっておりますけれども、その辺の実態をお願いしたいと思いますが、村独自で実態をきちんとやっぱり点検をし、調査をしていくということのほうが重要ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 砂防河川、それから一級河川は県の管理になります。そうはいいなが

らも、私どもが一番情報を持っております。私も、この今言われました6河川、5河川を時々見るわけですが、一番すぐしなければならないのは、沓掛川とそれから滝川の一部ですが、こういうところは、ことしの春にも、建設事務所の所長さんに来ていただきまして現地を見ていただき、今年度、工事でできるかどうか検討していただいているところでございます、県の管理とは言いながら、私どもではいろいろなお願いを、一番情報のわかる地元としてしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 最終的には、川の氾濫による問題が発生をしたいと思いますので、ぜひひとつ、村としても、点検、チェックをしながら、きちんと整備をしていってほしいというふうに要望を申し上げておきたいと思います。

それから、最近、雨ばかり降っておるわけでございます、それで村長が時々村内3カ所の機械によるデータの報告をしてもらおうわけでございますが、非常に私どもも参考になっております。それで現状、入奈良本、それから弘法、それからもう一つ役場と、こういう3カ所で測定をしておるわけでございますけれども、最近の降水量の内容を見ると、村内一本というわけにはいなくなりました。こっちは降っているけど、こっちは降らなかった、こういうような現象を、いろいろ村長からデータを聞く中で感じておるわけでございますが、非常にこの降水量のデータをきちんと整理するということは、私は、大変重要な事項ではないかというふうに考えておるわけでございます。気候変動によって村内の降水量も大きく変わっておるということを、認識をしておるわけでありませう。

そこで、村長に提案申し上げたいと思いますが、この精度の高い降水量測定器を、もう1機購入することはできないですかね。

お考えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日の冒頭の御挨拶でもお話ししましたように、8月21日、村松当郷では、役場では27.5でしたけれども、驚くことに、私も初めての経験ですが、弘法と入奈良本はゼロでした。おっしゃるように、線状降水帯というような言葉がことしはやっておりますけれども、そういうようなことも対処しなければならないなというふうに思っております。数年前にも、堀内議員から、当郷地区でも、当郷地区方面で1カ所、あるいは殿戸方面で1カ所どうかということでもいただいておりますけれども、この間は非常に、8月21日は例外中の例外でしたけれども、この4年半、この雨量計とずっとにらめっこをしている

中で、おおむねですね、この3カ所があれば、雨量、10分間の雨量、1時間の雨量、累計雨量等々が把握できますので、10分間単位で把握できますので、それで対応できるかなど。

それから、もう一つは、雨量とは違いますが、雨量に連結いたします浦野川の水位はうらの公道、いわゆる上田市とそれから青木村の境にありまして、前にもお話ししましたように、これがリアルタイムでわかりますので、そういうことを参考にさせていただくということで、とりあえずこの3カ所で今までのデータを分析あるいは解析いたしまして運用してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 私は、もう1カ所の地形というのは当郷地区かなと考えておるんですが、けれども、やはり、こういうデータがあればあったほどよいわけですから、そういう面で、ぜひ村長、ひとつ検討事項にしておいていただいて、最終的には早目に購入をするというふうなお考えでお願いしたいと思いますが、どうですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一つは、今までの雨量の関係、それからひょうとか、そういうふうな関係が大体浦松と当郷が同じような傾向であるというふうに思っております。当郷、もう少し下流区域でというお話がありますので、専門家とも相談してみたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村長の頭の中には、機械が高い、メンテナンスが高い、こういうことがあって非常に気が引けるという面があるかと思っておりますけれども、やはり、そういうような基礎データの集約をするということは、大変私は重要なことだと思いますので、前向きにひとつ御検討をお願いしたい。ぜひ、それが実現できるように申し上げておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それから、ちょっと話は変わりますが、村も住宅の耐震診断、これを何年か前から実行してまいりました。診断はしたけれども、実際には工事をやっていないというようなお宅もあるというふうに私は思いますけれども、その辺の状況についてお伺いをしたいと思います。耐震診断は今日まで何カ所されたか。それから、それに伴う工事は何カ所されたかというようなデータがございましたら、お願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） すみません。質問予告、通告になかったものですから、ちょっとそのデータは今持ち合わせておりませんので、後ほど答弁させていただきたいと思っております。



○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 申しわけなかったです。

それからもう一つは、こういうような降水量がふえてきたりしますと、昔、農業構造改善事業を実施したときの水路ですね、これが非常に、今それぞれの地域ごとに草刈りをしたり、保全をしたりしてやっているんですけども、だんだんと傷んでおります。洪水が出たときに、やっぱりそこも一つの水路にしる、変わっていくわけですから、これは村として重要な事項として点検をされまして、必要なところはとにかく率先して修理の対応をしていくということが必要じゃないかと思うんですよ。U字溝もだんだんと傷んでおるといような状況ですが、どんなようにお考えですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日の当郷と、それから村松の雨も、農業用水路が大変活躍してくれました。あるいは、それが隘路になっている箇所もございました。多面的な機能支払い等の中で、地元の皆さんにもやっていただいたりするところがありました。あるいは我々が材料を支給するところもありますので、これは地元の皆さんと一緒に、ただいま御質問いただいたような趣旨で管理・運営をしてみたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ぜひお願いをしたいと思います。

それから、防災訓練でございますけれども、先日の防災訓練、非常に立派にできたということに対して、敬意を申し上げたいと思います。

ああいうような防災訓練をだんだんと積み重ねて、さあというときには即実行ができると、こういう体制づくりをお願いをしておきたいと考えております。

それから最後に、さあというときに、Jアラートというようなものも今使われるようになりましたけれども、野外にいる人たちへの伝達ですね。これはなかなか、前村長も返事がなかったわけでありましたが、野外の人たちへの伝達、それから徹底ですね。こういうようなことをやるには、やはり、お金のかかる仕事もあるかと思っておりますけれども、どうにか考えられないものですか、村長、お伺いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 日中あるいは夜間によって違いますけれども、全村民にいろいろな形で危険の状況をお知らせするということは、特に、Jアラートが先日鳴りましたような事態については、緊急性、1秒を争うようなことでありますので、大変大事なことだというふう

に思っております。

幸いにして、私どもの村は、ほかと比べてみますと情報電話があるというのは、非常にこれはほかの市町村が、いろいろ視察に来ていただく中でびっくりといいましょいか、羨望の目で見ていただいております。約8割の加入率でありますけれども、まず、これを活用していただくことが一番であろうというふうに思います。

あとは、いろいろ今、ICTの活用の機器、ツールもありますので、そういうことと、それから非常に原始的ではありますが、消防サイレンが19基あるわけですよ。緊急の際にはこれを鳴らして、何だいということで、近所の人なり、うちの中で見てもらうとか、そういう方法もあろうと思いますし、各地区の役員の皆さんの協力等をいただきながら、漏れないようなことを考えていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりましたが、十分ひとつお考えをお願いをしたいと思います。

それから、某新聞の文説で、先日、北九州北部の豪雨で壊滅的な被害を受けたが、犠牲者は1人もいなかった、そういう集落がありましたと。有志が全戸を訪問して避難場所へと呼びかけて、それからおんぶをして公民館まで連れていったと、こういうような記事が載っておったわけですが、すばらしい限りでございます。

そんなようなことから、やはり、青木村としては、小さな村だけに、近所、隣を大事にしながら、さあというときには集落で行動ができる、こういう体制をやっぱり育てていく必要があるのではないかというふうに私は考えております。村長、どうですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 平成22年7月2日、3日で入田沢、特に洞を中心として大変大きな災害がありました。

その後、いろいろ大学の先生等に入ってくださいまして、この雨量の見方とか、緊急避難の仕方とかの中で、やっぱり今、堀内議員がおっしゃったように、地区みんなで共同としてこれを支えていく、運用していくということが大事だということをよくよく言われております。洞では、大変高い授業料を払って勉強したわけですが、そういうようなことを、今、村内でやりつつあります。

例えば青木区の地域支え合いでは、2年でしたか、県から専門家を呼んで防災の勉強会をやっております。そういうようなこととか、ある地区では図上訓練をしたとか、そういうようなことを私どもも大事に、一緒に行動してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、最初の事項につきましては、これで終わりたいと思います。

それから、第2点目でございますけれども、医療体制の充実についてということで質問を  
してまいります。

少子高齢化が進行中でありまして、高齢者の病院への利用やあるいは医療関係機材  
の利用というものは、年々増しておるようでございまして、また、高度治療もふえていると、  
このような状況のようでございます。

そういう面から、この需要に対して、医者が確保できない、非常に深刻だというふうには  
私も感じておるわけでありまして。たまたまきょう、長和町町長選に関する東信ジャーナルで  
の記事を私ば見たわけでございますけれども、先日も1回出てまいりましたが、町長選に立  
候補する方は、私は当選したら、まず医者を探しに出かけます、というような発言をされ  
ておりました。私は大変深刻な内容だと。これは多分、依田窪病院の件かなというふうには  
考えたわけでございます。

きょうも東信ジャーナルでは、そういうような記事が載っかっておったわけございまし  
て、私どもの考えていることと全く同様の深刻さを感じてまいったわけでありまして。

こういうようなことが、もう何年も前から続いておりますけれども、こういう状況  
は、村長、どういようにお考えであるか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 医師の先生の不足というのは、この地域だけではなくて、長野県全体  
あるいは全国的に大変な都市部あるいは農村部を含めて絶対量が足りない、あるいは高度の  
技術を持った先生が不足しているということでありまして。

そういう中で、私どもは診療所がありますし、後継者も決まりましたので、そのところは  
は大変よかったなというふうに思っておりますけれども、いろいろ首長さんと町村会等で一  
緒になって聞くと、お金はさることながら、医師の確保が難しいんだと、大変なんだと。ど  
こへ頼んでどういう苦勞をしているというのはよく聞かされます。

そういうことも私ども無医村にしないためにも、医師の確保というのは大変大事なことだ  
というふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと私なりに整理をしてみたわけでございます。それから、人か  
らも言われている面がありますけれども、上小管内の医療体制は、ほかの地域に比べてちょ

っと寂しいところがあると、こういう話でございまして、ちょっと私も整理をしてみたわけですが、全県的に佐久地方、これは厚生連の系統の病院がしっかりと担当されております。佐久総合病院、それから手前にできました北中込にありますセンターですね。それからまた、厚生連の小海、小諸厚生総合病院、こういうように非常にしっかりとした医療体制が組み立てられているわけがございまして、どこの病院にかかっても、佐久ではきちんと手術もできるし対応もできると、こういう内容の地域ではないかと思えます。

中心地域でございしますが、信州大学があります。また、相澤病院があります。そのほかにもすばらしい病院が、中信には幾つもあるわけがございまして。

南信は伊那市の病院、伊那病院、それから厚生連の飯田、厚生連の諏訪というようにして、ちゃんと拠点、拠点にはそれなりのしっかりした病院があります。

それから、北信には日赤があります。それからまた、厚生連の北信病院、これは中野でございまして。それから篠ノ井がございまして。松代がございまして。

こういうようにして、しっかりと医療体制を守ってもらっているわけがございまして。上小管内は、ちょっとそういう点から考えますと、寂しいかなと、こんなふうにご覧いただいているわけがございまして、こんな状況を見て、村長はどんなようにお考えですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私どもの青木村を中心とする地域には、信州上田医療センターがございまして。ここを中核病院として、ハイリスクのいろいろながんとか、分娩とか、そういうようなことができる病院に私どもは育てていかなければ、あるいは拡充していただかなければならないというふうに思っております。上田地域の広域連合で、この医療センターへの医師確保については、財源的な応援をしながら確保に努めておりまして、実績も上がっております。そういうことで、ここを大事に、今後も引き続き財政的な応援をしながら、中心病院としての位置づけをしっかりと育ててもらうことを私どもも応援してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今、村長がおっしゃられたとおりでございまして、私は青木村で守れということじゃないんですけれども、北村村長は上田地域広域連合の副会長でもありまして、非常に力を持った村長さんでございまして。どうか、この病院の発展のために、今後もしっかりと力を入れてお願いをしたいと考えております。

信州大学の医学部と医療に関する協定が締結をされております。特に、医師の確保につい

てということございまして、今日まで非常に前向きに取り組みをされてきたというふうに私は考えております。

先日も花見課長にお伺いしたら、当時は30人ぐらいの医者だったが、今大体60人じゃないかなんて気のない返事をいただいたわけでございますが、きょうはその辺しっかりとお伺いしたいと思いますが、この事業を始めてからの成果、このことについてまずお伺いをしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 上田広域連合が応援をいたしました医療センターに対する医師確保でありますけれども、22年当初、これを始めたときは医師が36名でございました。その後、26年4月時点では医師が50名で、本年4月1日には61名ということで、着実に成果を上げております。

そして、この増員することによりまして、分娩の再開、それからハイリスク分娩対応施設の復活など、着実な成果を上げているということでございます。

今年度、ちなみに、上田地域広域連合としての財政支援、29年度予算ベースで申し上げれば、3,213万9,000円の予算化をし、うちの方でも約4%ぐらいの受け持ちをしながら応援をさせていただいております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そういうようにして、ぜひ東信の重要な病院でありますので、支援を今後ともお願いをしてまいりたい、こういうふうに考えています。

それから、産科婦人科というんですか、産科の内容はどうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 上田市立の産院もありますけれども、ハイリスクの分娩、最近特に多くなったそうでありまして、こういったことが医療センターでできるような体制が組めたということは、大変安全・安心につながるということであります。これは信州大学の医学部との連携による成果の大きな一つであるというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今、村長から聞いて、立派な成績が上がったなというふうに感じておるわけでございます。将来を期待しております。今後ともよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、輪番制の病院があるわけでございますけれども、これは、前とほとんど同じ病

院の数で10病院と、こういうことになっておりますけれども、この輪番制の病院の対応も非常に私は重要じゃないかというふうに考えておりますけれども、こういうようなところに対する支援とか、そういうことは当面考えておりますか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 輪番制も広域連合として上田医師会、それから小県医師会にそれぞれお願いをして、輪番制の病院をしております。さらには、そこで重症、重篤な患者さんにつきましては、医療センターへ搬送する方法も加えてやっております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） しっかりまたお願いをしておきたいと思います。

それから、先日ちょっと私、時間があって暇だったものですから、川西消防署にお伺いしていろいろと雑談をしてみました。救急車の利用について、ちょっと教えてくれないかと、そんなことでお伺いしたわけでございますけれども、現状、体制としては問題ないと、こういうことのようにございます。従来は病気に関係のないような皆さんがどんどんと要請をされて本当に困ったけれども、最近は割合に徹底をしてきたと、こんな話を聞いておって、私もほっとしたわけでありませう。

現状、しっかりと運行されておるわけでございますが、運行の回数につきましては、先日聞いた中では、川西消防署だけで年間820件、こんな話をされておりました。うち病気が510件ということでございますから、若干病気に傾いてはおりますけれども、それから、全体では1万45回と、こういうことのようにございますけれども、大体病人を乗せていくのが半分くらいだと、こんな話もあったわけでございます。非常に消防署としても、少ない人員で、とにかく火事になったとかそういうものが出てくれば、もうにっちもさっちもいなくなるというようなことでございまして、人的体制については困ったなど、こんな話をされておりました。

現状、問題点は特別ございませんというふうなことでしたが、村長の見目でどんなお考えであるかお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 救急車の出動についてなんですけれども、私ども承知しておりますのは、レポートがありますんで、人口の割に青木村は出動数が、多分データ上多いのは、レポートの対応がプラスしているのかなというふうに思っております。

それから、緊急の際、職員が救急車で出ちゃって火事になったらどうするかということも

ありますけれども、全体の上田広域の各消防本署、分署を含めて、昨年、一昨年と本部棟の改修の中で、これは非常にデジタル化しまして、すぐ対応ができるようなシステムをいたしました。

特に私どもは南部消防署と連携をしまして、分署と連携をいたしまして、こういう際の応援をそれぞれができるようなこと、いろいろ実態として運用しているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そうすると、救急体制については特別問題ないというようなお考えでよろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いろいろ本署との連携、近隣の消防署との連携、それから新しい機器、消防車、救急車、最近ここで計画的に配備をしておりますので、広域連合としての中の大きな仕事の一つでありますけれども、それぞれ運用をしているところに、課題を一つ一つ解決していくということでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、話は変わりますけれども、村長も大変御心配をされてまいりました青木診療所の関係でございますけれども、質問してまいります。

現在の小川原先生には大変御苦勞願ってまいりました。深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

後継者もほぼ確実になったようでございまして、大変私はうれしく考えておるわけでございます。村長も十分この辺については腹案を持っていろいろと考えておるかなというふうに私は感ずるわけでございますけれども、私は、新しい体制に対して、しっかりと支援なり、それからいろいろと助けてやる面があるだろうというふうに考えておるわけでございますが、医療事業についての基金の創設、こういうようなものも早目に進めていったほうがいいではないかというふうに私は思います。できるだけ早く来ていただけるような体制づくりを進めていくということでございますが、村長のお考えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 無医村にしないために、青木の診療所の継続、本当にしっかり応援していかなければならないというふうに思っております。

小川原先生には本当に今までお世話になりました。医師会とかに行きますと、先生の立ち位置がよくわかりますし、小川原先生の紹介状が各東信地区の病院とか医院に行くと、本当

に絶対的な影響力がありますので、本当に先生にはもう少し頑張ってもらいたいというふう  
に思っております。

それからもう一つ、毎朝、診療所に行ってみますと、点滴する人たちでごった返すとい  
ましょうか、大変混雑しております。そういうことも含めて、診療所の応援は、今、堀内議  
員がおっしゃったように絶対的なものであると思っております。

傍聴の方には初めてのことかと思えますけれども、先日、小川原先生は御養子さんと御関  
係を結びまして、そして、その方が結婚をされました。そのときに青木村の医療体制をこの  
2人でしっかり支えていきますというコメントを、私どもにいただいたわけであります。本  
当に長い時間の課題が解決したかなというふうに思っております。

病院は、長和町が組合立、それから東御が市立の病院を持っておりまして、いろいろ財政  
状況、支援状況を聞きますと、億円単位の金を出しております。また交付税で来る分もあり  
ますけれども、一般会計から出している部分も大変な額でございます。

そういうことを含めますと、新しく今のままの診療体制で、若い先生が開業するというこ  
とではなくて、もっと堀内議員から先ほど前段で御質問いただきましたような、いろいろ高  
度な医療体制ができる診療所にしていただきたい。そのためには、いろいろな診療機器であ  
りますとか、内装でありますとか、改修が必要になってまいりますので、財政的にも大変厳  
しい村ではありますけれども、議員の皆さんにも相談しながら、基金をつくってまいりたい  
というふうに思っております。

インターネットなんかで調べますと、医療機器は大変高くてびっくりするんですけれども、  
電子カルテだとか、一般撮影装置だとか、超音波診断装置、内視鏡、心電図等々と、非常に  
高額であります。それから、先生の御養子さんは内科、それから、今奥さんになられた方は  
循環器系というふうな診療科目を信大医学部の附属病院で担当されているということであり  
ますので、大変バランスのいい診察内容になるというふうに期待しております。

そういうことで、必要な機器等について、青木村としても、議員の皆さんと相談しながら、  
基金の創設を早い時期にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 多分若い先生がお見えになりますと、来院者も増加をするであろうし、  
青木村も活性化ができるんじゃないかという面も考えて、できるだけ支援をとにかくして  
やる必要があるというふうに、私は考えております。ぜひお願いをしておきたいと思いま  
す。



それから、最後に、青木村民の健康管理、これは宮澤課長代理が一生懸命とにかく取り組んでおられるところでございますけれども、この健康管理と医療のあり方、どうあるべきか、一言で結構ですからお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5カ年計画の中に4本の柱を立てました。1つに、健康寿命の延伸という柱を立ててあります。これは、運動すること、健診すること、それから栄養をとること、この3つがポイントでありますけれども、そういうことで、まずは健康寿命を延ばしたいというのが手前にあります。

それから、医療につきましては、やはり、診療所、それからその次は上田の医療センター、次には3次医療は佐久に行くわけですけれども、もう一つ、トンネルが、143の新青木トンネルがそう遠くない将来にあくということが見えてきましたので、信大とか松本方面の医療体制とも連携をしていただくようなことも今後大きな期待をするし、また私どももそれぞれ要望してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、7番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴です。

通告に従いまして、一問一答方式にて、村長、教育長、担当課長より答弁をお願いをいたします。

1項目めの水道事業についてお聞きをいたします。

4月29日発行の週間ダイヤモンド、全国水道危険度ランキングが発表されました。こちらであります、既にごらんになった方もおいでになると思います。また、3月に青木村上水道経営戦略、青木村公共下水道経営戦略が公表されました。折しも8月22日午後から、村内

一部区域で断水が発生をいたしました。村長を初め職員の皆様の御努力によりまして、早期に復旧されたところでございます。水道断水のおわびが村長より村民宛てに出されたところでございます。

水道に関する関心が村民の皆さんの中でかなり高まっていると、こういうことが感じられますので、ここで質問をさせていただきます。

先ほどの迫り来る料金大幅値上げ、水道危険度ランキング、これ全国市町村1,718あるんですが、対象は1,219市町村であります。この中に青木村は入っておりませんが、この後でお聞きをいたしますが、要するに危険度の高い順位をつけてございます。このランキング作成につきましては、水道料金、経常収支比率、それから料金回収率、財政力指数を用いております。青木村が対象外ということは、実はこの中に簡易水道は対象外。上水道事業、それから地方企業決算の経営比較分析、これによって行われております。

これを見ますと、大都市も過疎地もあなたのまちも迫り来る料金大幅値上げ、相次ぐ破裂事故ということで特集2になっているんですが、至るところで水道管が破裂し、断水また断水、どこぞの途上国の話かと思えば、ほかでもない日本の実態だ。全国各地で水道管の老朽化が進んでいる。交換しようにもお金がない。ちょっとやそつの水料金値上げでは対比できないほどに水道は危機に瀕していると、このように書かれてございます。

それで、これを見ますと、長野県に77市町村があるんですが、26の市町村が入っております。近隣では、立科町が362位、千曲市が484位、御代田町が489位、東御市が759位でございます。

この記事、先ほど申し上げましたとおり、全く青木村と同様には比較できないかと思いますが、この危険度ランキングに対する受けとめ方をお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず、8月22日の断水については、多くの村民の皆さんに御迷惑をおかけしてしまいました。申しわけございません。しっかりこれを反省いたしまして、再発防止に取り組んでいきたいと思っております。

ランキングの全体像についてということでもありますので、私のほうから答弁させていただきますけれども、これは、全国的な傾向といたしまして、人口減少に伴う水需要の低下、それから水道の専門職員の不足、それから、なかなか更新が進まない経年化、老朽化、そういったことと、それから官民あわせて技術の検証をしていかなければいけない、こういうような課題は、青木村のみならず、全国的にあるわけでありまして。

それで、国でもこういうことを受けて、今、水道法の改正をしようとしております。政府からは、国会には上げておりますけれども、なかなか議論が進まないようでありましてけれども、やはり、水道事業の基盤強化を図るためには、関係者の責務、それから国・都道府県の広域的な連携、それから基盤強化のための協議会の設置、官民連携の推進、こういったことを、法律を改正してまで、この水需要に対する、今後も安定したものをつくろうということをしているわけでありまして。

それから、青木村も大体水道は、管、それから施設等の対応が40年から60年と、こう言われております。特に最近のものは非常に品質もよくなったんですが、40年前のものは、当時のものとする、非常に今と比較すれば、耐震も含めて、品質としてはそんなにいいものではなかったと。それからもう一つ、埋め戻しが、工事の施工なんですけれども、当時は発生土で埋めていたんですよ、約1メートル20掘りましてね。今は砂巻きをしていますから、そういう点と、それから水道管は、今5カ年計画でやっております奈良本、下奈良本、入奈良本あたりは少し耐震化、いわゆる弾力性のあるものを使っておりました。今後、こういうようなことが全村的に起こってくることでありますので、全体として、至急こういうことも対応していかなければならない状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この記事は何ページにもわたっていますので、その中から絞り込んでという形になりますが、今、村長から御答弁をいただきましたんですが、かなり参考になる点もあるかなというふうに私は感じているんですが、ただいま村長から御答弁いただいたんですが、この記事をごらんになっているという想定でお話をさせていただいているんですが、これで何か参考になるような点がありましたらお願いをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 今回の雑誌の記事のことということに承っておりますが、基本的に議員さんもおっしゃられましたように、この指標として出したものが、やはり水道料金、経常収支比率、料金回収、財政力指数ということを用いております、簡易水道は対象外ということで掲載はされておられません。

そのデータの中でございますが、見ますと、やはり財政力指数もある程度豊かであること、またあとは地理的条件ですかね。山間部ですと、やはりなかなか厳しいようなものですがけれども、地域的条件、あとは人口密度などが影響しているのが表にも大分反映されているのかなと思います。細かな算定方法は、算定式がちょっとわかりませんので何とも言えないので

すが、管内ですと、やはり上田市さんと東御市さんのデータも大分よいほうに入っているかと思われまので、青木村につきましては、料金につきましては、若干上小管内では高目でございますので、少し下位の位置にするのかなというふうに思っております。

やはり、安定した水を供給するためには、参考になる情報かなというふうに認識しております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 同様に、今度いいほうなんですけど、全国健全度ランキングベスト80ですが、ベスト80に長野県内では5市町村が入っております。近隣では軽井沢町が全国第6位になっております。このあたりをどのように分析されているかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 軽井沢町につきましては、やはり財政力指数、財政的に大分、青木村と比較しまして豊かであるということが一番かと思えます。

その中で、やはり、地理的にも大分厳しい山間部ではなく、割と地理的にもよい条件、また人口的にも割と密集した単位での地域であるということが挙げられるのかと思えますが、細かな点については、ちょっとこのデータだけでは何とも申し上げられません。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 天竜村が水道事業として全国初めて事務の代替執行を活用いたしました。これは全国で初めてのケースなんですけど、これはどのように受けとめておいでになるのか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 天竜村の件についてでございますが、やはり、山間部における専門的な職員がいない中での、事務の代替を県が行っていくというふうに考えております。

やはり、地形的にも、近隣との広域的な連携も難しく、財政力指数も低い中での対応としており、青木村におきましても専門職のいない状況では、将来、簡易水道事業の運営の参考になるかと存じます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいま質問させていただいたのは、これは水道事業継続の最後の切り札だと、このように言われておりましたので、お聞きをしたわけでございます。

続きまして、少子高齢化による人口減少で、水道事業を継続するには、今後30年間で、全国で6割超の値上げが必要と試算されているようでございます。この点についてどうか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 水道事業の値上げということでございますが、やはり、青木村におきましても、有収水量の減少に伴い、料金収入も減少傾向であります。加えて、今後、施設の老朽化も踏まえ、計画的な施設更新等が必要になってくると考えられます。将来的には、料金の見直しを視野に入れる中での、そういう検討の必要性が生じると考えております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この週間ダイヤモンドにつきましては、これで終わりにいたしますが、続きまして、青木村上水道経営戦略と公共下水道経営戦略が3月に公表されております。今回は、上水道経営戦略についてお聞きをいたします。

昭和30年9月に創設されました。62年経過というふうになりますが、平成30年に市之沢上水道の稼働開始までにつきましては、どのような推移をたどったのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 青木村の水道事業は、議員さんおっしゃいました昭和30年に認可を受け、31年から通水を開始してございます。また、その間、さまざまな整備事業を進めているわけでございますが、23年の簡易水道統合整備事業により、青木村簡易水道が一本化に図られたということでございます。

現在、5カ年計画で市之沢新浄水場の建設に向かい、村内の配管も順次進めている中でございますが、今後、そのもとに施設の状況などを踏まえるために、今年度から水道の施設の資産台帳の整備を進めております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この資料を見ますと、当初の人口、1人1日の最大給水量等が出ております。現在、平成29年3月と比較してどうなのか。それで十分賄えるのかどうか、その点も踏まえてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 計画の当初、給水人口は2,840人が対象となっておりました。そのときの1人1日の最大給水量は165リットル、1日最大給水量は468立方メートルでございました。現在は、給水人口は4,500人、1人当たり416リットル、最大給水量は1,970立方メートルとなっております。

水の安定供給に向けましては、5カ年計画により、滝川ダムプラスアルファとして、臼川水系の市之沢浄水場の水が加算されますので、給水に伴う水の確保は十分できているというふうに認識しております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、耐震化についてお聞きをいたします。

耐震構造となっている部分は20%程度というふうになっております。平成38年度に耐震適合率を40%にすると、このようになっておりますが、現在、全国においては40%弱が耐震化されていると、このようになってはいるんですが、その点を踏まえまして、目標40%にされたという理由と、それから、どの場所を想定されているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 青木村での現在、急にここ10年の状況ですと20%程度の耐震化はあるのかなというふうに認識しておりますが、目標値としては、やはり議員さんおっしゃったように、やはり全国の数値を目指す中で、40%と設定をさせていただいております。

どの辺を主に耐震化をやるということですが、やはり送水管、本管が主体になるかと思いますが、その辺につきましても、ここ一、二年で施設の資産台帳を整備する中で、管の状況、また年代、老朽程度などを加味する中で計画をしていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、給水単価と料金回収率についてお聞きをいたします。

当村は平成27年度の給水単価は立方メートル当たり225円で、類似規模団体と平均すると、50円ほど高くなっております。平均は175円であります。この点につきましてどのように捉えておいでになるのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 給水単価につきましては、水道水を1立方メ

ートルつくるのに費用がかかっている状況でございます。

なお、この単価が高くなるというのは、やはり山間部におきまして、青木村におきましては、村内、小さな集落単位での配水池の配備、また人口減少もございますけれども、その施設につきましては、維持管理が特に減るということではなく、やはり同じ安全・安心な水を供給するための体制を整えておりますので、その経費がかかってしまいますので、どうしても給水単価が若干高目になるのかなというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 料金回収率、平成27年度で75.62%であります。料金回収率についてどのようなものかどうか、まずお聞きをするのと、この数値、75.62%がどうなのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 料金回収率につきましては、給水原価に対する供給単価の割合となっておりますが、水道水の原価の何%が水道料金で回収できているかということで指標でございます。

青木村につきましては、やはり水をつくるための原価より料金の価格が低いために、その足りない分はほかの財源で賄っている状況でございますので、経営としてはなかなか厳しい状況であるということでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 水道の関係について最後にお聞きをいたしますが、経営状況ということでお聞きをいたします。

水道管の寿命は40年から60年と、このように言われております。冒頭申し上げましたとおり、青木村もこの限界に来始めていると、こういう状況であります。まず、将来の収支見込みについてどうなのかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生課長（花見陽一君） 収支の関係でございますが、やはり、御存じのとおり、簡易水道事業は独立採算の事業として運営され、料金収入で賄うことが原則となっております。

青木村におきましては、かなり以前より水道管の布設をしておきまして、大分村内全域にわたる進捗状況としては、十分早目な対応がされてきているのかなと思っております。ただし、その期間におきます、やはり事業に伴う地方債の償還が現在進んでございますが、地方

債の償還に伴いまして、やはり今後も人口の状況がどのようになるか、そのようなことで、大分将来的には経営としてどのようなものになるか、料金等も踏まえた検討の必要性があると考えております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 効率化と経営健全化の取り組み、これについてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、居鶴議員からたくさん御指摘等々、御質問いただいた中にあるわけでありすけれども、私ども、水道の運営というのは大変苦勞、見えないところなんですけれども、実は苦勞しております。

1つは、安全で安心な水を、水道をひねれば自然に出てくるということがもう一般的になっております。そのとおりなんですけれども、そのためにいろいろな努力をしております。

それからもう一つは、やはり耐震化を急がなければならない箇所も出てきております。そういうことで、こういうことをしていきたいと。財源は、徴収率も青木村はそれなりに悪くはないんですけれども、使用料の料金も、それなりに使っている人には納めていただくような御努力もお願いしていきたいというふうに思います。

それから、村全体の話で、今後企業誘致をしていくわけですけれども、水を使ってくれるような、そういった企業の誘致も頭の中に入れて行動してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいま村長から、青木村に対してのお考えを今お聞きをいたしました。

青木村においては、水の心配というのはそれほどないのかなというふうには実感しております。これ、水道がなければ水源のところに水をくみにいって、そこに塩素を入れるとか、そういう対応もあるようなことも聞いております。

いずれにしても、水道管が62年ほどになっておりますので、そのあたりを今後お願いしたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 人間の体の4分の3、75%は水分だそうであります。ですから、非常に日常生活で不可欠なものであります。青木村は、上田へ行ってお茶を飲むと、上田の悪口を言うわけじゃないんですけれども、青木村の水は改めておいしいなと思いますね。一番最



上流であるわけであります。こういったことをしっかりやっていきたいというふうに思います。

それから、今、量的な心配の御質問をいただきましたけれども、今市之沢では1日1,500トン・パー・デイということで、絶対量がありますけれども、失礼、滝川ですね。今度、来年度からは市之沢で5カ年計画でやっておりますのが完成し、1日プラス500トン・パー・デイということになりますので、量的には全く問題ないというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 2番目の項目ですが、学校教育ということでお聞きをいたします。

この関係につきましては、過日、文教科学委員会の委員長である赤池さんという方とお話しする機会がありましたので、国の関係と青木村がどうなっているかどうかということを中心にお聞きをしております。

まず、義務教育からであります。全国学力テストが小学校6年生と中学3年生、全員を対象に国語と算数、数学の教科で、4月に実施をされたところでございます。本年度で10回目を迎えております。学力テストに対してお考えをお聞きをいたします。

まず1点目ですが、全国学力テストのあり方を見直す必要があると思いませんか。これは信毎で調査がありました。青木村はないと回答されております。お考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） その質問についてお答えしたいと思います。

現在、グローバル社会の到来ですとか、IT化による急激な社会の変化が予想される。その社会をたくましく生きていくために、みずから課題を見つけて解決していく力を育てる必要が、学校教育には求められて居るというふうに思います。

現在、学校にそういう力をつけるためには、単なる知識の注入だけではなくて、周囲の人たちと協力して、課題解決に意欲的に取り組む力の育成が必要になってくるというふうに考えています。

全国学テの特にB問題というのは、課題解決力を問う問題でありまして、これにより学び合いとか、主体的な学びを目指したアクティブラーニングを、そのアクティブラーニングの事業改善のための大切な視点となるというふうに考えています。

青木村では、4月当初に小・中学校の先生が全員中学校に集まりまして、みんなで一緒に授業研究会を行って、イメージを共通にして授業改善に臨んでおります。この流れを検証で

きる場として、全国学テを考えているところであります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 教育委員会によりまして、学校別の成績の公表、これは平成24年度から認められております。ことしから小諸市の教育委員会が公表しておりますが、青木村の考え、公表されていないということのようでありましたが、その点につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議員、今言われましたように、青木村では各学校の点数の公表はしておりません。その大きな理由は、単級の学年がありまして、点数を例えば公開するとすると、その学級の点数になってしまうということがありますので、点数のみの公表はしないと。

しかし、今言ったように全国学テの取り組みというのは、大変重要な立場、位置にあるというふうに思っておりますので、事業改善に生かすという立場で、私たちは毎月行っている教育委員会の定例会に、各学期に1回ずつは小・中学校の校長先生に来ていただいて報告を受けたり、みんなで考えていく機会をとっていますが、そういうところで発表をしていただいて、みんなで意見交換をして今後に生かしていくと、そういう立場で考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 現在、国語と算数、数学なんですけど、将来的に理科と英語も加わるという話も聞いておりますが、その点につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議員おっしゃるように、実は文部省では、はっきりは言っていないんですが、およそ3年に一度の割合で理科と英語を行うということになっているというふうに思っております。

したがって、来年度は理科がふえる年、それから再来年度は英語がふえる年というふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 余り耳なれない言葉なんですけど、ジュニアドクター育成塾というのが今年度から開始されております。これにつきましては、個人で応募される場合があると。それから、教育委員会が推薦をされるということもありましたので、仮に希望者が応募された場合を想定なんですけど、今年度は既に応募は締め切られたようなんですけど、もし仮にそういう応募者が出た場合が想定されますので、このジュニアドクター育成塾についてお考えをお

聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ジュニアドクター育成塾、私も調べてみました。国立研究開発法人科学振興機構というのが、大学や高専、科学館や博物館、NPO法人等を実施機関として、突出した能力のある小・中学生に対して、理数情報分野の能力を伸長する体系的な育成プランの開発実施を行うことというふうに認識しております。

青木村では、まだそのような話はないんですけども、個人的に参加するということがあれば、応援はしていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、いじめ・不登校対応についてお聞きをいたします。

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定されております。村において、どのような状況にあるのかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村教育委員会としての対応は、スクールカウンセラーを週に1日、保育園、小学校、中学校に派遣しておりまして、直接に子供さん、それから保護者の皆さん、先生方をいつも支えるという体制を整えているところであります。

報告はそのたびに受けておりまして、早期に情報共有ができていてことで素早い対応を心がけております。

青木の小・中学校では、子供たちの悩みに対して、年に2回、アンケート調査を全員に行って、その後一人一人との懇談の時間を設けて、悩みの解消に向けて努力をしております。

また、不登校については、初期対応が大変大事なことでありまして、家庭への連絡を丁寧に行っていくことにしております。

子供同士のトラブルというのは、生活する中で多少は出てくるものだというふうに考えております。大事なことは、そのトラブルをチャンスにして、みずから解決する力を子供たちに育てていくということが、たくましく生きる力を育てることになるという考え方であります。

しかし、長期化するケースですとか、重大な事案と判断した場合は、教育委員会が直接保護者と話をするなど、丁寧な対応をしてきております。これからも、このようなきめの細かい対応を考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 青木村の生徒は、高校に進学されても礼儀等、評判は大変によいと、このように聞いております。

一方で、社会に出てから地元に戻ってこられる、それも通常の戻り方であれば問題ないんですが、そのままひきこもりになるケースというのが、ここ何人かおいでになるという話を耳にいたしました。それで、教育の現場から原因等、どのように捉えておいでになるのか。また、将来、飯を食べていかれる強さ、こういうことも必要ではなかろうかと、その点も踏まえてお考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まさに重要な御指摘だというふうに考えております。学校教育の最も重要な狙いというのは、学校卒業後に社会に出たときに、たくましく生きていく力を育てることにあると、それに尽きると思っています。

一方で、今お話しされたようにひきこもりに視点を当てると、実はその原因というのは、大変多岐にわたっていると考えられまして、実は一言では、これこれだけであるということはいきり切れないという問題だというふうに思っています。

しかし、教育という場で大切に考えていかななくてはならないことは、学校生活を通して、周りの人とのコミュニケーション、そのとり方ですとか、自分を大切に思う自尊感情を育てる必要があるというふうに思っています。

青木村が6年前から行っているインクルーシブ教育システムの構築は、保健師さんや保育士さん、学校の先生方やスクールカウンセラー、教育委員会が連携を密にして、その子や保護者の困り感に寄り添って、早期からの支援体制を確立して、将来ひとり立ちのできる子供を育てようとしていることが狙いです。まさにその力をつけることが、インクルーシブの一番の狙いだと思っています。

もう一つ、実は青木村にはありまして、村の子供は村で育てるといふ合い言葉がありますが、青木村の目指す社会力の育成というのは、地域の方ですとか、大学生など多くの人の力をかりて、たくましく生きる力や村を愛する子供の育成を目指しております。青木村を誇りに思い、家庭を愛し、自分に自信が持てる子供を育てるといふことが、将来、飯の食える大人を育てることにつながるというふうに考えています。まさに今、青木村が取り組んでいくことが狙いの達成につながるというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、教育行政ということでお聞きをいたしますが、健康教育という

ことで、がん、給食、食に対して国からの支援がございますが、この関係につきましては、前からも聞いておりますが、新たな取り組み等がありましたらお聞きをいたしますが。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 特別新たな取り組みというのはいないんですけれども、今言われましたように、食育については大変重要な問題だというふうに考えておまして、あおきっ子教育ポイント5か条の第1条でも「早寝 早起き 朝ごはん 元気に歩いて学校へ」というふうにしておまして、生活の大事なスローガンとして明確にしております。

平成27年度には、早寝早起き朝ごはん運動が認められて、文部科学大臣表彰を青木では受けました。子育てフォーラムでも、年ごとに5か条に合わせて、その年の重点を決めて取り組んでいるところでありますので、その食育の問題はこれからも継続して大事にしていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 危機管理ということなんですが、テロ、ミサイル攻撃等ブロック攻撃事態が想定されております。これは国のほうもこれについては力を入れておりますが、先日、北朝鮮による弾道ミサイル、これは北海道の上空を通過してJアラームの情報が伝えられました。私のところにも入ってきたんですが、今回、あるいは今後、今のミサイル攻撃等が絶対ないということは言い切れない状況にあるかと、このように思いますが、対応等含めてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先日は、今お話のありますように、Jアラートの緊急情報によって、各地で混乱が起きたというふうに報道があったところであります。これは、ミサイル発射だけではなくて、地震情報でも発信されるため、外にいる場合は頑丈な建物や地下に避難すること、家の中にいる場合は、窓を避け、ガラスの被害がないようにする等の指導が必要だというふうに考えています。

青木村でも、青木村地域防災計画に基づきまして、綿密な計画を作成してありますので、基本的にはこの内容を踏まえた上で、今後、テロ、それからミサイルについては今後の国や県の方針を受けまして、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 学校施設の老朽化対策ということでございますが、これから今後少子化を迎えてまいりますので、非常に先行き不透明でありますので、今後、建物をどうされる

かどうかということも、10年先、20年先、30年先等も含めてですね、お考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 保育園、小学校、中学校ともに、今お話のあった公共施設総合管理計画におきましては、現状維持を基本とするが、今後、児童・生徒数の減少に伴い、規模縮小を検討というふうになっています。何年後になるかわかんないんですが、30年とか40年とか、先を考えると、統合も視野に入れなければならないという可能性は否定できないというふうに考えていますが、当面は点検・保守を行いまして、長寿命化を視野に入れて、必要な修理や改修を行っていききたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、幼児教育についてお聞きをいたします。

村におきましても、児童手当制度によりまして、ゼロ歳から15歳までの子供を養育する親に支給をしております。

幼児教育の段階的無償化が進められるというようではありますが、内容等、動向をお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） 幼児教育の段階的無料化についての内容と動向ということでございますが、もとになっておりますのは、平成25年6月の幼児教育無償化に関する関係閣僚実務者会議というところで決定された方針に基づき、実施されてきておるものであります。

具体的には、平成27年から段階的に幼児教育、5歳未満の子供さんに対する幼稚園、保育園に通う皆さんへの助成を進めるというものでありまして、内容的には、27年、28年。27年には幼稚園教育の部分についての助成が拡大され、28年にはひとり親の世帯、それから低所得者に対する助成が拡大されてきております。さらに、今年度につきましては、そこにひとり親でない世帯も含めて、範囲が拡大されてきておりまして、村としましても、国の動向を踏まえて支障のないよう規則等を改正して対応していくということで、実施しているところです。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 部活の状況についてお聞きをいたしますが、今、全国的には武道と柔道の指導者が不足しているような状況であるようですが、青木村の場合においては、武道、剣道ですが、柔道、こういう保護者あるいは村民の方からの声があるのかなのか、その点

も踏まえてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、青木小学校では、部活でいいますと、野球部、それから男女のバレー部、女子のバスケット部、今お話の剣道部、吹奏楽部がございます。この中で一番問題なのは、生徒数の減少を受けて、部活をどう存続していくかというのが最も大きな課題であります。

なので、毎年教育委員会が通知を出して、検討委員会を立ち上げて考えているという現状であります。例えば野球部では、3年生が退部すると部員が足りなくなってしまうので、四中とか六中と合同チームを編成して新人戦を行っているという現状がございます。

こういうところで、今、剣道部はあるんで、その剣道部の存続は図っていききたいというふうに思っているんですが、新たに柔道部を新設というところは、意見も余りないですし、現状としては、話は今のところはないかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 最後ですが、小・中学校の交流会あるいは中学、高校との交流会等、体験を通じておやりになっているというふうに思いますが、特に卒業生、例えば中学の卒業生が高校になった生徒たちとの対面的な意見交換をする場、現在おやりになっているとは思いますが、これも非常に大事なかなというふうに思いますが、この現状につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今お話のように、本当に重要なことだというふうに思っておりまして、進路学習の一環として、3年生に対して、11月ごろに先輩の話を聞く会というのを実施しております。昨年は3名の高校生、それから一昨年は6名の高校生に、高校の生活、それから心構え等をお話しいただいております。これは、ぜひ今後も継続して続けていきたいなというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 居鶴貞美議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩をいたします。10時45分から再開いたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（沓掛計三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（沓掛計三君） 3番、松澤正登議員の登壇を願います。

松澤議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） 議席番号3番、松澤正登でございます。

一問一答でお願いをしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

1つ、安心・安全な村づくりについてお伺いいたします。

今年も全国各地で局地的に猛烈な雨が降り、甚大な被害が発生しております。被害が発生した九州、秋田両県ほかでも、時間雨量が68ミリから129ミリというこれまでの常識を超えるような単位時間の降雨は、次々に記録を更新しております。

台風は過去に前例がなかったコースをたどり、どんなところにも上陸することになってしまいました。さらに、豪雨被害と呼応するように、土砂災害が数多く発生しています。豪雨による被害は、日本全国どの地域においても年々リスクは拡大する傾向です。

青木村は8割が森林で占めている中で、今回、九州を襲った豪雨が発生すれば、同じような現象が想定されます。青木村土砂災害ハザードマップが各戸に配布され、災害への注意喚起を促しておりますけれども、住民が日ごろ関心を持って実際活用しているのでしょうか。村の状況は核家族化で、どちらかというところ、災害が起きやすい地域に老人世帯や高齢者や障害者という災害弱者が住んでおります。また、村内には19カ所の避難場所がありますが、必ずしも安全な場所にあるとは思いません。村長は、災害に安全・安心の村づくりを掲げておりますけれども、そこでお伺いしたいと思います。

1つは、村はどんな頻度で村内の土砂崩落、また土砂災害を防止するための危険箇所の点



検を行われているのでしょうか。また、実施されているとすれば、その対応はされているのでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今お話のとおり、治水砂防は住民の安心・安全のための大きなテーマであるというふうに認識してございます。

本村におきましても、先人の皆さんの御努力で、村内の主要な河川は全て砂防河川ということで指定していただいております、長野県の管理ということで、何かあれば県で工事をしていただけるような体制になっております。また、そういう過去の被災の経験から、護岸の整備や上流部の沢には順次砂防堰堤ですとか、あるいは治山堰堤などが整備されてきております、今日の大規模災害の抑制につながっているのではないかとというふうに認識しております。

最近の傾向としましては、道路側溝でございまして、あるいは農業用水路、この辺のオーバーフローが原因となりまして、のり面ですとか土手の崩落、そんなようなものが増えているかなというふうに感じております。その都度、対策を講じてきておりまして、やったところについては、確実に今効果が出てきているということでございます。

そうやって手を入れてきた箇所も含めまして、いまだ懸案となっている箇所につきましても、雨が降るたびに担当が巡回をしまして確認作業を行って、必要があれば対策を講じているという状況でございます。

今、議員さんがおっしゃいましたとおり、他県で発生したような、これまでの想定を超えるような雨が降った場合には、本村においても被災の可能性が大いにあるという危機感を持っております。じゃ、どこまでやっておけば安全なのかということになるわけでございますけれども、財政的な側面もありまして、当然一度に整備していくことというのは厳しいかなというふうに考えております。引き続き危機感を持って、危険度の高いと思われるところから順次対応してまいりたいと。それが長野県にお願いしていくべきものであれば、しかるべきところをお願いをして、対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひひとつ、御答弁いただいたような形で進めていただきたいと思います。

次に、お伺いします。

年に一度、総合防災訓練が行われております。過日も9月3日に総合防災訓練が実施され、

大きな成果を上げられましたことは御承知のとおりでございますけれども、この防災訓練を各地区とか地域に合った訓練の場を設けていくお考えはあるでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 毎年総合防災訓練は、村のほう为中心でありますけれども、開催をさせていただいております。ことしはボランティアセンターの立ち上げということを目的に、関係する皆さんにお集まりいただいて実施したところがございます。

村ではそういうことをやるんですけれども、やはり、地域の中に入りますと、なかなかそういう訓練等が行われていない実態もございます。過去には各地域、その年の中心になる方、区長さんですとか防火管理者になっている方々が中心にやっている経緯もございます。ぜひ今後は、区長会なり、そういう地域で実施していただくように、いろんな機関を通して、PRも重ねて、また地域の実情に合った訓練をやっていただけるように、村でも御支援をしていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひ進めていただきたいと思えます。

次に進めます。

これから年々現役消防団が減少する状況の中、消防団を少しでもサポートできる自主防災組織の設置の呼びかけのお考えはあるでしょうか、お伺いたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ことしの4月からスタートいたしました5カ年計画の中でも、安全・安心・快適を一つの柱といたしまして、ハード、ソフト両面から災害の備えを充実させております。

災害の中には、防災・減災・縮災に努めるわけでありましてけれども、何といたっても、そのかなめは、ただいま御質問いただきましたように、消防団員の皆さんがかなめとなっているわけでございます。現在の団員は40歳までの現役団員141名、OBの協力団員は94名でございます。この4月から4分団を2分団にするなど、機構改革を実施しております。

御質問の自主防災組織についてでありますけれども、設置するとすれば、各区単位が原則になろうかと思えますが、各区の事情によって、その判断は地元委ねたいというふうに思っています。

そういうふうなことが必要じゃないかということで、少し動いてみたことがありますけれども、関係する皆さんの意見を聞くと、区に新たな組織をつくるというのは大変エネルギーが要るということと、仮につくっても、いつも頭の顔ぶれは同じだというようなことを言われております。

今自主防災組織ということがありましたけれども、区だとか民生児童委員だとか、今、地域支え合い事業でやっておられる組織もありますので、そういうところにそういうことはお願いをしてみたいと考えております。

例えば青木区の地域支え合いでは、2カ年にわたりまして、県から専門家の講師に来ていただきまして、災害に備える講習会を実施しております。また、幾つかの区によっては、災害時要支援リストアップをしたり、あるいは凶上の防災訓練などを実施しております。

御質問にありましたように、防災・減災・縮災の取り組みは、防災の基本であります一人一人を大切にするという自助・共助・公助の視点で、全体で取り組んでいきたいと思っております。

それから、消防団をサポートする一つの組織として、消防法の改正がありまして、機能別消防団なるものができることになりました。村でも既に条例を改正して、これができる規定にしておりますので、今、消防団の皆さんと話し合いしながら、消防団では各村内に点在いたします企業に初期消防などをお願いする自主防衛組織となります機能別消防団の組織化に取り組んでいただいております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 次に進めさせていただきます。

次に、今現在、話題になっております土砂流出を防止するための砂防ダムですとか、砂防堰堤の設置の重要性が叫ばれております。スリット堰堤のような、そういうダムで土砂を食いとめるというような、そういう話題がされておりますけれども、今年度、村内に砂防工事計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 現在、長野県によりまして、入田沢地区、木立の立谷沢という沢に砂防堰堤を建設中でございます。来年度には完成の予定で、もう工事に着手してございます。工事が進められている状況でございます。

ここは特に、先ほど村長のお話にもございましたが、直下に避難施設であります木立公民館がありますことから、御計画をいただいていた経過がございます。先ほども申し上げまし

たとおり、村内、ほとんどの沢という沢には砂防堰堤ですとか治山堰堤みたいなのが入ってきておりますけれども、今後も危険度合いを勘案しながら、設置を要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひこれからも要望に応じて進めていただきたいと思います。

次に進めさせていただきます。

田沢温泉内には、湯川に沿って1本の村道があるだけで、土砂災害が発生したとき、また洪水が発生したとき等、大変危険な状況と考えますが、迂回路の計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 1本の道も大変狭くて、普通車でも途中はすれ違いのできないところがあります。土砂災害も過去に例はあるわけでありまして、もう一つ、火災の際の心配がありまして、私も就任時から何とかしなきゃというふうに思っております。

今、消防区ではないんですけれども、一番上流にポンプを備えて、可搬式のポンプを1台置きまして、火災の際にはそれを地元の人がすぐ使えるような体制を整えております。

御質問の迂回路についてでありますけれども、過去、いろいろ調べてみますと、隣接する地主さんの反対があつて、なかなかできなかったということでもありますけれども、再度地元の皆さんがこの必要性について議論を始めておりまして、地主さんあるいは財産区及び区の皆さん等々で、何か地主さんの合意をいただいて、どういう幅員、どういう構造、どういうときに使うということも含めて、地元では議論が始まっているところでございます。まとめれば、私どもとしても一生懸命応援してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひ御検討をいただき、進めていただきたいと思います。

それでは：次に、質問をさせていただきます。

次は、青木村公共施設等総合管理計画についてでございますが、庁舎や文化、それから体育施設といった公共施設と道路、上下水道などの更新、統廃合を計画に進めることを目的として、公共施設等総合管理計画書が発表されました。施設類ごとに管理に関する基本的な方針は、現状維持が基本となっております。公共施設を適切に維持管理し、耐用年数まで使う考え方は理解できますが、行政利用や村民にとって必要な施設として耐用年数まで使い切れるかが課題になります。

村民のニーズに対応できなければ、村の財政負担が増加するということになります。公共施設のあり方について、私は現状維持か廃止かの二者選択ではなく、用途変更などを含めた有効活用が重要だと考えます。また、公共施設を賃貸、委託、売却、譲渡するなどのさまざまな選択肢を模索することも、村民の理解を得るために必要だと考えております。

そこでお伺いいたしたいと思います。

今後、民間活力を図る考え方もあると思いますが、どのような取り組みが考えられるか、お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 全国的には、市町村合併したところが施設がダブリまして、統廃合している。例えば学校なんかそうですね。そういうところが多く見られるわけであります。

御質問の公共施設の賃貸、委託、売却、譲渡、こういった民間活力の活用についてでありますけれども、学校給食とか図書館とか保育所、こういうことで全国的にはやっている例が見られます。隣接する、近いところでは、筑北村が、合併後、持っている2つの温泉施設を民間に委託をして運営をしております。

そういうことで、いろいろ聞いてみますと、なかなかサービスの質とか、それから委託する運営上、管理上の課題だとか、財政上、なかなか村が思っているとおりにいかないという話を聞いています。

今申し上げましたように、一時、学校給食がはやったり、それから、今では図書館が民間委託というところで、一つのはやりといいましようか、ブームになっておりますけれども、私は保育所だとか給食というのは、やはり安全・安心の最たるものですから、お金だけではなくて、安全・安心という面で、これは村がしっかり村営としてやっていくべきことであるというふうに考えております。

私も民間活力のほうで、民間の方々をお願いしてサービスがよくなるようなものがあれば、これだけの少ない人数でもありますし、何かあればなというふうに思っておりますが、相手側のパートナーにもよまして、それがうまくいくかどうか。全国的にも、そううまくいったという例はありますけれども、青木村に何をどこにやったらいいかというのは、なかなか見つからないのが実態であります。考えてはおりますけれども、今のところ、これをこうしたいというものはありません。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 御検討をお願いをしたいと思います。

次に進めさせていただきますが、現在、使用していない公共施設の施設目的や規模などは、どんな施設がありますか。今後、活用方針はございますか、お伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現在全く使用していない公共施設というのは、今はございません。

実は授産所を今年度末の閉所を予定しております。本来の目的の達成とか、民間から委託、仕事がなくなってきたとか、入居者の高齢等で閉鎖するわけでありましてけれども、あの建物は昭和28年に建築された大変古いものでありますし、耐震工事もまだしておりません。それから、仮にこれを壊した場合に、後ろの湯坂山が土砂災害特別警戒区域に入っておりますので、建物をつくって使用するというのもなかなかできないわけでありまして、当面は駐車場として活用を考えているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今のところは、そういった公共施設で目的外なり、設置して使用していないものはないという御回答でございました。

次に進めさせていただきます。

今後、人口の減少、それから少子高齢化により人口構成が大きく変化することが予想されますが、村が対応すべき需要と村民のニーズの変化から、将来の公共施設のあり方を見据えて、それぞれ更新、改築、縮減が想定される施設の機能や特性についてどのような傾向が考えられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） ただいま議員さんおっしゃったとおりで、もともと青木村も財政的には決して裕福な村ではございません。そういう意味合いも含めまして、公共施設、今後どうするかということになるわけですが、今回策定しました公共施設等総合管理計画、まさにこれがこれからどうするかという内容になっているわけで、単年度の、やはり公共施設を新しいものにするとなると、莫大な経費がかかります。ですので、当然、年々徐々に平準化する中でいろんな施設は改築、更新等を進めていかなくてはいけないと思っております。

それで、目と鼻ではありませんけれども、すぐに規模を縮小、それから廃止をするという施設は今のところございませんけれども、これから住民ニーズにえられるように、その年々の必要に応じた管理計画を進めていかなくてはいけないと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今おっしゃいましたように、住民のニーズにできるだけ応えられるように、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

8月22日発生した、ライフラインの中の生命線とも言える上水道の長時間にわたる断水事故について、今回の事故を通して、公共施設管理の点から、今後村としてとるべき対応策についてお聞きをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 災害を受けた地域のいろいろな話を聞いたり、資料を読みますと、一番大事なのは命だと。その次には飲料水だという話をよく聞きます。

ということで、大変御迷惑をおかけしましたけれども、上水道のライフラインの確保につきましては、経営戦略の計画が策定されました。それから今、資産台帳の整理をしております。何年後にどういう工事を、どういう経緯を、延長をどのぐらいしたかというものを今つくっておりますので、急がせまして、急いでつくりまして、そして計画的に断水にならないような、あるいは耐震の際にも十分発揮できるような工事を、財政的な裏づけをいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ひとつ村長のお話のような形で進めていただきたいと思います。

次に、進めさせていただきます。

3番目の社会保障の充実と対策についてでございますが、まず1点、国民健康保険の運営についてでございます。

来年4月から国民健康保険が財政運営の主体を市町村から都道府県に移管するというふうに発表されております。県が統一的な国保運営方針を示して、市町村ごとの標準保険料率を定め、納付金を決定、決めるという極めて効率的な運営だと思いますが、1番は財政の安定化が大だと思いますけれども、村では現状から保険料の今後についてどうなるのか。また、村民は制度が変わることに不安を持っていると思いますけれども、広報活動等のお考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま議員さんがおっしゃられましたように、今回の国民健康保険に関することでございます。

来年度からでございますが、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事

業費納付金の額の決定や保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことにより、国保財政の入りと出を管理するもので、市町村は県が市町村ごとに決定した納付金を県に納付する仕組みとなります。

国保税の算定にかかわる納付金等の基礎資料がこれから県より示される中で、当村はとも医療費が高い状況でございますので、国保税にも影響があると考えられます。まずは制度の仕組みについても、今お話がありました村民の皆様には、やはり制度のことにつきましても、今後広報等でお知らせをまいります。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今お答えいただいたように、ぜひ住民の不安を解消できる形の中で、少しでも保険料が安くなるような、そういう方向で進めていただきたいと思います。

次に進めさせていただきます。

国民年金の無年金救済法に基づく支援について、国民年金の無年金者救済法に基づく今年8月から公的年金の受給資格が期間25年から10年に短縮され、新たに今全国で64万人が受給対象となっていくようでございます。

青木村では、この制度に該当する人は何人ぐらいいるのでしょうか。また、支給漏れがないように市町村などの協力を得ているようではございますけれども、どんな広報活動や支援をしているのかお伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回の無年金者救済法の関係でございますが、青木村の該当者は現在のところ10名いるというふうに考えております。また、このような関係の広報的なものでございますが、日本年金機構より、個別にその方たちに通知をし、対応しているところでございます。また、青木村としましても、7月の青木村広報でもお知らせをしておりますが、もし何かございましたら、また役場のほう、または年金事務所などに問い合わせをしていただければと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今のとおり、1人も漏れなく、またこういう年金制度を有効に活用できるように御努力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 3番、松澤正登議員の一般質問は終了しました。



---

◇ 坂 井 弘 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、2番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議員番号2番、坂井弘です。

質問に入る前に、まずお礼を申し述べたいと思います。

1点は、当郷区第2集会所駐車場の舗装工事についてです。

当郷区では、かねてよりこの駐車場の舗装を要望してきたところですが、本年度当初予算で予算確保をしていただき、先月上旬に工事が行われ完了いたしました。大変利用しやすくなったと住民の皆さんから感謝の声が多く寄せられています。8月23日に起きました断水時の給水車の配置、これにも大いに活用させていただきました。ありがとうございました。

2点目、リフレッシュパークあおきの誘導看板の改良についてです。

下奈良本にある看板を見て、間違えて入奈良本に入ってしまう観光客が大変多い。何とかならないか、そういう村民の要望を受け、5月23日、商工観光移住課長に伝えましたところ、1カ月後には、下奈良本並びに沓掛入り口の看板をわかりやすく改良した表示に塗り直していただきました。その後、道を間違える人はいなくなったと、村民の皆さんから感謝の言葉が届いています。スピーディーな対応をしていただいた商工観光移住課の仕事ぶりに敬意を表し、感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、一般質問に移ります。

最初に、さきの6月議会で質問した内容にかかわっての再質問をいたします。

その1点目、就学援助費制度における新入学児童・生徒学用品費等の支給についてお聞きします。

さきの6月議会で、本年度3月31日付の文科省通達を示し、これに基づいて新入学児童・生徒学用品費等の入学前の事前支給を行うよう求めました。教育長の答弁は、どの程度かかったかを知らせていただいてから支給するという考え方でいるというものでした。

そこでお聞きをいたします。

本年度、新入学児童・生徒学用品費等の入学前の事前支給を行った自治体は、長野県下で

どれくらいあったでしょう。教育長、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 県教委に問い合わせてみました。このことを対象にした詳細な調査はしていないということでありましたが、現在、県教委が把握しているところでは、県下で20程度の自治体が今年度実施、または来年度実施に向けて検討しているというところでした。

東信では軽井沢町、東御市、南牧村が実施しておりまして、長和町は平成30年度から実施予定ということ聞いております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今お聞きのとおり、私の調査でも20自治体が既に本年度実施をしているというふうに聞いております。県下77自治体中、4分の1を超える自治体が即座に対応し、既に事前支給を実施しています。来年度実施を検討している自治体も数多くあります。青木村がこれに乗りおくれることがあってはなりません。

就学援助の申請は入学後であり、就学前に保護者の経済状況を把握することは難しい、そういったことも聞き及んでいますが、そんなことはありません。秋に行われる1日入学、あるいは事前説明会といった中で、保護者に周知徹底し、前年度に申請書を出してもらうことは十分可能です。経済状況は既に保育料の確定の際に把握できています。認定が新年度に入ってからということであれば、一時貸付方式をとってクリアさせている、そういう自治体もございます。

事前支給の実施は、予算がかかることではありません。事務的手続をいかに工夫するかの問題です。既に多くの自治体の実施しているのですから、青木村だけができないということは通じません。来年度入学生から実施するよう強く求めます。これまでの検討状況、教育長、お答えください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 平成29年3月31日付の要保護児童・生徒就学援助補助金交付要綱の一部改正に伴いまして、青木村では、まず準要保護家庭への補助限度額、その単価を引き上げました。その改訂により、本議会で補正予算の検討をお願いしているところであります。

御質問の事前支給につきましては、現在調査した等々も踏まえまして、県内の市町村の様子も参考にしながら研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

来年度入学生から、ぜひ実施できますように、早急に具体的な対応をとるように重ねて求めておきたいと思います。

かかわって、就学援助の広報並びに申請手続の改善について要望をいたします。

村で発行している「暮らしの便利帳」27ページに、就学援助についての案内が掲載されています。手続の方法の欄に次のように書かれています。新年度の4月に学校から申請書が配布されますので、期限までに学校へ提出してください。※期限以降の申し込みは、原則お受けいたしませんので、御注意ください。この表現では、申し込みできるのは、原則4月のみとなります。御家庭の経済状況が一転するのは4月のみではありません。教育委員会では、原則を緩やかにして運用しているように聞いていますが、申請者側からすれば、この原則があることにより、二の足を踏むこととなります。この原則は取っ払っていただきたい。

また、4月当初に配布される就学援助費制度についてと題する案内には、対象となる世帯を生活保護法に規定する要保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯で、前年度または当該年度において次のような状況の世帯として5項目が示され、その中には、経済的な理由による児童・生徒の欠席日数が多いというような項目もあります。この経済的理由とは、どの程度を指すのか、判断に迷う御家庭もあるのではないのでしょうか。モデル表を示し、家族の人数に応じてどのぐらいの収入の御家庭が対象になるのか、わかりやすく示してはどうでしょう。そうした案内をしている自治体も数多くあります。

御承知のとおり、就学援助は経済的理由によって就学の権利が奪われることがないよう教育の機会均等を保障するための制度です。申請の機会を狭めるのではなく、門戸をできるだけ開放し、使いやすくする努力を払うことこそ行政の責務です。教育長いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほどお話ししたのですが、事前支給を行うというふうにしますと、あらかじめ対象の保護者については一定の基準を示す必要が出てくると認識しております。

それと、これまでの文言ではなくて、より具体的な基準を示していく必要があるかなというふうに思います。事前支給の研究とあわせて、このことについても同様に研究を進めてまいりたいと思いますし、そうなった場合には、暮らしの便利帳の記述も修正を行う必要があるかなと考えております。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 前向きな御答弁ありがとうございました。

修正を必要とする村民の立場に立って改善されるようお願いいたします。

続いて2点目ですが、6月議会で表明し、本議会で条例改正の提案をされている医療費窓口無料化の実施についてお尋ねをいたします。

最初に、高校卒業までの対象範囲の確認をさせていただきます。

答弁では高校卒業までというふうにおっしゃられました。青木村福祉医療費給付条例第2条（1）にうたわれている、出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を指しており、高校に在学しているか否かは問わないということ。そしてまた、給付金の予算措置の科目が乳幼児・児童医療給付費であるか、あるいは障害者医療給付費であるか、あるいは母子・父子家庭医療費給付費であるかといった区別なく、全ての満18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある子供を指していること。あわせて、入院・通院を問わず支給するものであることというふうに捉えておりますが、それによろしいかどうか確認をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） はい、そのとおりでございます。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） これにかかわる2点目です。

レセプト代500円徴収の根拠並びに無料化しない理由についてお伺いをいたします。

さきの6月議会で住民福祉課長の答弁では、受給者負担金の1レセプト当たり500円については支払いをしていただくということでしたが、この方針に変わりはないでしょうか。その場合、1レセプト当たり500円とする根拠は何でしょうか。

また、徴収の理由は、6月議会でお答えいただいた、毎年村費で360万円の負担が増加するという、この1点であると理解してよろしいでしょうか。

あわせて、360万円の算定基礎は、1レセプト当たり500円掛ける医療費、調剤費の2回分掛ける年間延べ受診者数ということによろしいでしょうか。それともペナルティー分を含んでいるのでしょうか。

以上、3点について住民福祉課長、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 500円につきましては受益者負担金ということで、現行どおりの1レセプト500円負担をお願いするものでございます。

予算がとれないということも1つでございますが、それ以前に、やはり福祉サービスの関係でございますが、受益と負担の関係により、ともに制度を支えて持続していくということが一番重要なポイントかと考えております。ともに支え合う中で、やはり相応の500円の負担をいただきたいということでございまして、これは医療費の一部としてお考えいただければと思っております。

また、この無料化にするということは、やはり村の財政上も無限にあるわけではございませんので、限られた中の予算の中で対応しております。やはり無料化にするということは、先ほど申しました360万円程度ということで見込んでおりますが、やはりその分の予算を見込んだ場合には、やはりどこにしわ寄せが生じまして、事業を抜かすか、新しく何かを考え財源をつくらなければいけないということも考えられます。やはり医療費の一部として福祉制度を利用する中では、医療費の一部として御理解をいただきたいということでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 360万にペナルティーが含まれているかいらないか、この点はどのように。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ペナルティーの分はそこには算定しておりません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、今、御答弁ございましたように、この500円の根拠については医療費の一部であるということというふうにお伺いをいたしました。それ以外の何物でもないということであるかと思えます。

さて、そうした場合、この500円とする根拠は全くないわけです。300円でも200円でも構わない代物だということになります。ここではそのことを申し上げておきたいと思えます。また、ペナルティー分が360万には含まれていないということで、今回は確認をさせていただきます。

3点目の質問に移ります。

窓口無料化によるペナルティーの内容についてお伺いをします。

平成28年度一般会計、特別会計決算の附属資料32ページに示されておりますとおり、また、議会開会日の議案第1号の提案の際にも説明のございましたとおり、乳幼児・児童医療給付費は823万5,405円、母子・父子家庭医療費給付費は129万2,100円、この合算をすると、子供の医療費総額は952万7,500円となります。また、障害者医療給付費は1,863万9,701円。この決算額から試算した場合、窓口無料化した場合、ペナルティーは年間幾らになるでしょう。お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 国保に関しましてペナルティーを想定した場合でございますが、一般の高校生までということで、減額調整の見込み額は年額約10万円となります。また、障害者に関しましては年額で、やはりペナルティー部分は400万円というふうに算定しております。

○2番（坂井 弘君） はい、ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません。いつも忘れてしまって申しわけないです。

今お答えいただいた子供の医療費にかかわっては10万円がペナルティーだということですが、このペナルティーだけに関して言えば、十分に調整可能な額ではないのかなと、私は思うところであります。ペナルティーが怖いからということではないというふうに考えられるかと思います。

また、今、住民福祉課長から、高校生までのというふうにおっしゃっていただきましたが、中学3年生までのペナルティーについて言えば、県が財政支援するというふうに言っているわけです。

一方、障害者医療給付費にかかわっては400万円というお答えをいただきましたが、先ほど1,800万の障害者医療費からすると、400万円というペナルティーはかなり高額かと思いますが、私の計算とは合ってこないのですけれども、その点については、また数字合わせは後の機会にと思っております。

さて、子育てするなら青木村を標榜し、内外ともに認められている青木村です。小・中学校の2学級維持を実現するためには、青木村への子育て世代の転入を促進しなければなりません。そのためには、他市町村に比べ子育てしやすい環境を整える、そのことが必要です。不可欠です。同じ上小圏域の長和町が子供の医療費の受給者負担ゼロを打ち出しているのに、青木村は500円負担を取り払わないということであれば、これはおくれをとることになり、

子育てするなら青木村を標榜することはできません。同じ病院の窓口で、長和の子は無料、青木の子は500円を支払います。薬局でも長和の子は無料、青木の子は500円、そういった光景が、来年8月からはそこかしこで見られるようになります。長和と青木、どちらに住みたいと思うでしょう。財布を持たずに病院に子供を連れていける、そういった青木村にしようではありませんか。1レセプト当たり500円、これを撤廃する英断をぜひともお願いしたいと思います。

村長いかがでしょう。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 子育てするならば青木村のお話なのですが、何もこの医療費だけの話ではなくて、もっとももっとたくさんの条件の中で、子育てするなら青木村を取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今、御質問聞いていて、長和と青木村がライバルだけではなくて、ライバルはたくさんいるわけですよね、ほかにもね。ですから、長和がやったから青木村もということは、小県郡ですだからいろいろなことを一緒にやってきたと思いますけれども、長和はいろいろと事情があって、先見性の中でおやりになったのだというふうに思います。

私どももほかのことでは負けないようにやっていきますけれども、トータルとして、子育てするなら青木村、これを標榜していけるようなことをさらに考えてまいりたいと思います。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村長のお考えはお聞きしましたが、トータルで長和町と青木村というか、青木村、子育てするなら青木村というお話しですが、やはり若いママさんたちからすれば、子供のところにどれくらいお金がかかるのか、そういったところにどうしても目がいきます。そういった点で、医療費を無料化する、窓口を無料化しレセプトはかけない、そういったことをぜひとも英断していただきたいなと思うところです。

よく村長は、金のなる木を植えるんだというふうにおっしゃいます。そのことがとても大事だと思います。ハードだけではなく、ソフトの面でも金のなる種を植える、そのことにつながっていくものであるというふうに思っています。

現状ではできないというふうなことです、仮に百歩譲って、減額するということはできるのではないのでしょうか。先ほど、300円でも200円でもということ、500に根拠はないという話をしましたが、この医療費の負担金は徴収する、そのかわりに調剤費の負担金は無料

にしている、そういった自治体も幾つもあります。そういったことも含め工夫すべきものと思います。再考をお願いしておきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 続いて、障害者の医療費に対する県並びに村の助成制度はどうなっているのか。住民福祉課長、教えていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 障害者の医療費の関係でございますが、所得などの状況によりますが、現在、障害者での身体障害者手帳1から3級、また、ほかに知的、精神などございますが、その者に伴う県と村が半分ずつ負担している状況でございます。

なお、自立支援医療対象である精神障害者の通院医療は、昨年7月診療分より窓口無料とさせていただきます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

障害者の医療費、これについて無料化をしていると。そういったことをしている一方で、窓口の無料化は見送っている。この理由は、先ほど来もありましたが、ペナルティーがかかってしまうということで理解すればよいのでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） はい。そのとおりでございます。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

まさにペナルティーがネックであるというお話しですので、こうした国のペナルティーを撤廃するよう、村としても国への要請を強めていただくとともに、今後とも障害者の医療費についても、窓口無料化に向けて検討していただくことをお願いしておきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 続いて、聴覚障害児並びに視覚障害児への補装具購入の補助についてお願いをしたいと思います。

6月議会で、18歳以下の軽度・中等度難聴児に対する補聴器補助を実施することをお約束いただきました。これに伴う補正予算が本議会に提案されています。この制度は、既に県として導入している制度であり、6月議会の答弁では、これに上乘せする形で村独自の助成をするという内容であったと、私は理解をしておりました。



しかし、そうではなく、議会後に確認いたしますと、県で実施しているこの制度、これまでも実施していたわけですが、それに対して村としては実施をしていなかった。そこで、この県の制度に乗る形で実施をすると、そういうものでした。言いかえるならば、6月議会で取り上げるまで県の制度があるということが熟知されておらず、制度発足がおくれていたということだったのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。

このように、県で制度化している補助制度で村で未実施となっている制度、そういったものはほかにないのでしょうか。住民福祉課長でよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 視覚障害に関しましては、ほかにはありません。ないと認識しております。

○2番（坂井 弘君） そのほかの部分についてはあるということでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） すみません。

質問の意図がちょっと認識できなくて申しわけございませんでした。

現在、県で制度化している補助制度を利用した形で村が実施している軽・中等度の難聴児補聴器購入の助成制度がございますが、それ以外の制度につきましては、ほかの補助制度というのは、単独で行うものについてはないように理解しております。ただ、障害児につきましては、やはり自立支援の関係の法律にのっとった障害手帳にかかわるものにつきましては、従来、各市町村が対応してあげているかというふうに考えております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

質問の意図は、聴覚障害、視覚障害等にかかわらず、県で実施しているけれども、村で実施できていない、そういったことがないようにしていただきたいというのが趣旨でございますが、そういったことをきちんとお調べになって、おくれることがないように実施をしていただきたいと、そういうことでございます。

さて、6月議会で聴覚障害に対する補聴器購入の補助ということでしたが、今回は視覚障害児に対する眼鏡購入の補助ということでお尋ねをしたいと思います。

視覚障害児に対する眼鏡購入補助制度は、障害者手帳を持つ1級から6級の視覚障害者に

は、補装具として基準額の9割が補助されているかと思います。また、斜視、弱視、先天性白内障術後等の治療に必要であると医師が判断した場合には、9歳未満の者に限って保険が適用され、上限額3万8,461円の7割から8割が給付されることになっていると思いますが、それでよろしいでしょうか。

また、これ以外の助成制度を実施している自治体がありましたら、その内容等について教えていただければと思います。住民福祉課長、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今、議員さんがおっしゃられたとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

御承知のとおり、車の運転免許証を取得するには0.7以上の視力が必要です。この視力を出すには小学校4年までが限度だと言われています。さきに申し述べた眼鏡購入補助の対象となる身障者手帳をお持ちのお子さん以外で近視のお子さんに対する助成は行われていないのが実態かと思います。

青木小学校に通学中の児童の皆さんの視力は、裸眼視力、強制視力合わせて0.7未満のお子さんが13.2%、小学校4年までに限って言えば、11.2%のお子さんが視力0.7未満という実態です。青木村として独自の児童眼鏡購入助成制度を設けていただきたいと思いますが、村長いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 少し実態を調べて、また検討したいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

若干つけ加えさせていただきますけれども、この制度を新しく発足させていただければそれでよろしいわけですが、一方では、就学援助費、そこからのそれを活用というふうなこともしている自治体もございます。そういった点もあわせて申し述べておきたいと思ひます。

繰り返しになりますが、小学4年までが視力回復の限度だということを、ぜひともお考えいただき、助成をお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、大きな2点目、国民健康保険税の改定についてお伺いいたします。

先ほど松澤議員からも御質問がありました。なるべく重複させないようにしたいと思います。最初、国民健康保険に対する基本的な考えを、村長、お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 日本では国民皆保険ということで、国内に住んでいる人は必ず何らかの保険に加入するという制度でありまして、アメリカなんかから比べるとすばらしい制度であるというふうに思っております。

国民健康保険というのは日本の社会保障制度の一つでありまして、加入者がけが、出産、死亡、こういったときに医療費が保険料から支払われる、すぐれた社会保障制度であるというふうに理解しております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今、すぐれた社会保障の制度であるという基本的なお立場、お考えをお聞きでき、ありがたいと思っております。

先ほど話題にしました青木村の暮らしの便利帳、ここの国民健康保険税についての記載がございます。そこには、被保険者・加入者が納める国民健康保険税は助け合いの国民健康保険制度を支える大切な財源です。こういう案内です。これ、おかしいですね。

ちょっと申し上げませんが、法律でも社会保障だと言っています。今、村長もそうお答えになりました。法とも、村長答弁とも矛盾するこの文について、早急な書きかえを要請しておきたいと思えます。

さて、国民健康保険につきましては、先ほど松澤議員からもあったように、来年4月の開始に向け、運営を県に移管する作業が進められています。この進捗状況、改定見通しについてお尋ねをいたします。

6月20日信毎、下伊那郡泰阜村が県側から示された2月試算を明らかにし、県に納付する額は昨年度の1.5倍になると危惧していることが報じられています。青木村の納付額はどのようになるのか。先ほどの松澤議員への御答弁では、医療費が高額にかかっていると、そのはね返り等で危惧していると、憂慮しているというふうなお話がありましたが、どうなのでしょう、青木村。この点について、泰阜村は公表していますが、青木村、どうして公表しないのでしょうか。今後の状況についてお願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回の制度改革に伴う新制度への移行作業については、国からの補助が決まったところから順次行っているところでございます。

新たに全国共通の国保標準システムを導入し、ネットワークを構築をいたします作業について、当村では既存のシステムの改修を行うこととしており、今月、9月から本格的な改修作業に取りかかる予定となっております。

また、今お話にありました国保に関しましては、やはり公表の関係でございますが、あくまであれは県のほうから、参考ということでお示しをいただいているものでございまして、それを改めて公表するという数字の根本の数字ではないというふうに理解しておりますので公表はいたしません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

今後、どんなテンポで進められるのか。今、9月改修作業に取りかかっているということですが、モデル試算、いつになったら村民に明らかにされるのでしょうか。

同時に、今、県の参考までの試算であるので公表しないという話でしたが、村民は、国民保険税が余りに高過ぎる、何とかしてくれ、そういった思い。これが村民の切実な声です。そうした声に応える意味でも、この移管作業によって国保が値上がりする、そういうことがあっては決してならないと思うわけですが、その見通し、上がるのか下がるのか、その試算の中でそれくらいは出ているでしょう。それくらいは明らかに……数字まで明らかにしろとは言わないまでも、そこくらいはどのようなのでしょうか。含めてお願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 現在、参考として数字をいただいておりますが、それにはやはり国・県の激変緩和措置としての交付金等の数字が加味されておられませんので、その従来の交付金等が入っておりませんので、当然ながら納付金の数字は、今の国保税をいただく範囲でおさまらない数字となっております。

その関係で、今後いろいろな数字が調整される中でどのような数字なのか、今後状況を見きわめるところでございますが、基本的に青木村の場合、例年、27年、28年でございますが、国保の医療費の順位でございますが、長野県下77市町村のうちワーストの9ということで、医療費はかなりかかってございます。当然、県の平均より高い、1人当たりの医療費がかかっている中で、医療としては大分運用されているわけでございますけれども、それに伴

う、やはり国保税が現実的に毎年基金を崩しておりまして、ことしの28年度決算におきましても、基金を1,000万を崩しております。ここ5年ほど毎年1,000万単位ほどの基金を崩してやりくりをしているという状況でございまして、大変、今の国保税のだけでは賄い切れない状況が続いているという状況を御理解いただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 再質問です。

モデル試算はいつになりますか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） これから9月以降にまた算定の基礎数値が参考として上がってきます。その関係で今後国保運営協議会を開催する中で、12月いっぱいには数字はある程度つかめるかなと思っておりますが、最終的にはやはり年度明けに国のほうで数値の、基礎数値の算定の指標的な数値が上がってきますので、年度末に、結構ぎりぎりのところまでのスケジュール的な状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村民はその動向を注視していますので、なるべく早く出していただけるようお願いしておきたいと思えます。

さて続いて、算定基準の見直しについてお伺いします。

県では3方式、すなわち、資産割を廃止、廃止とは言っていないませんが、資産割は、被保険者が持つ固定資産は負担能力につながらないものが多いため、これを加えないというふうに県では言っているわけですが、村でもこの際この資産割を廃止してはいかがでしょう。資産割は所得が少なくても資産があることで保険税を割り増しされる。現実の生活実態と見合わない、そういうことが往々にして起こっているかと思えます。しかし、この資産割廃止した分をそのまま所得割に転嫁するというのであれば、保険税を引き下げることにはつながっていきません。最初に確認したとおり、国民保険は社会保障の一環です。さらなる国の助成を求めるとともに、村としても一般会計からの財政支援をふやす。そうした助成によって補填をする。そんなお願いをしておきたいと思えます。

もう一点、この国民健康保険については基金が設けられておりますが、これが毎年1,000万円ずつ取り崩されているというふうにお聞きをしております。平成28年度決算では、基金残高4,454万4,000円となっております。このまま取り崩し額が推移していきますと、この先四、五年で枯渇するということになっていくかと思えますが、その対策についてどのよう

にお考えでしょう。

県への運営移管に伴って、国や県は法定外繰り入れをさせない方向で圧力を加えようとしています。しかしながら、法定外繰り入れは市町村権限であること、このことを国も県も否定することはできません。青木村では、法定外繰り入れを行っていないという現状であるというふうに認識していますが、その理由は何でしょう。社会保障という本来の目的を遂行するには、大幅な法定外繰り入れ、これも考えていくべきではないでしょうか。資産割の廃止、法定外繰り入れの導入、この2点についてお答えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまお話しありました資産割につきましては、今回算定の基礎の数字としましても、やはり資産割のあるものとなないものの、恐らく二本立てが考えられると思っております。青木村におきましても資産割をなくす方法がよろしいのかどうか、まだ今後、その状況を見据えながら検討したいと思っております。

また、一般の繰り入れにつきましては、現在、基金の取り崩しなどを行いまして独立会計を運営している中でございますが、単純に法定外繰り入れはしてございません。その中で、やはり税金、国民健康保険の被保険者のための繰り入れということになりますので、その中で一般会計からの、国保以外のも、税収につきましても一概に入れてしまうというものは、やはりそれ相応の理由がないと難しいかなというふうに考えておりますので、その辺は慎重に取り扱いをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 繰り返しになりますが、社会保障の一環である、そのことを十分に受けとめて検討をお願いしたいと思います。

それでは、大きな3点目、防災上の諸問題に移らせていただきます。

これについても堀内議員、松澤議員からさきに御質問がございました。

8月22、23日発生いたしました断水、これにつきましては、村長を初め役場職員の奮闘に感謝するところであります。

その一方で、情報伝達、これについて課題が残ったことも指摘されているところであります。村からの情報伝達は、情報電話、そして緊急防災メール、広報車、この3つであったように思います。しかし、この3つの情報媒体をもってしても断水を知らずにいたという村民がいらっしゃいました。自分の家は断水にならなかったのに、日ごろ家人が利用している介護施設からの利用問い合わせがあって初めて知った。あるいは、自分の家の給水設備が壊れ

たものと思い、業者を呼んでしまった、そういった困惑の声が村民の皆さんから寄せられました。

事は断水であったために、人命にかかわるほどの混乱には至らずに収拾できたと思いますが、一刻を争う水害、土砂災害、地震等であつたらどうでしょうか。情報が伝わらなかったでは済まされません。村長のお考えを再度お願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村ではインターネットが要らないというくらい、青木村の皆さんはうわさが好きで、すぐ広がります。しかし、今御質問のように、災害の際にはそうはいかないわけでありまして。一秒でも早く正確な情報が村民の皆さんに伝わるツールが必要だというふうに思っております。

今回のことでは情報電話が大分活躍してくれました。そのほか、先ほど堀内議員のところでもお答えしましたように、サイレンが19基あります。これを、ほかの人は、消防団員以外はそのサイレンの鳴らし方でよくわからないと思いますけれども、サイレンを鳴らせば、何か緊急事態だなというようなことを知ってもらえればと思っております。

それから、緊急防災メールもありますし、それから、これも余り区長さんたち、もうちょっと御理解いただければと思っておりますのは、災害時優先電話が青木村で、これはNTTの御提供で各区にあります。それから私どもも持っておりますし、そういうもの。

それから、今回の断水の際にも出しました広報車、それからホームページ、それから、役場職員や消防団などの情報、それぞれの情報伝達。それから、役場から、その断水の際には、独居老人とか心配に至る老人の皆さんには役場の職員が直接水を届けたり、あるいは、情報電話で確認しております。

こういったものを最大限利用してまいりたいと思っておりますが。

3年前に大雪、中部電力の高圧線の事故で停電、長らく広範囲にありました。その際に、私がまず気がついて中部電力と連絡とって、朝6時過ぎでしたけれども、わかりましたので、村内の人に10人ぐらい電話しました。メールをしたり。で、あなたから5人に伝えてくれというようなことをやりまして、新聞社でも多く取り上げていただきましたけれども。そういういろいろないろいろのツールを使って、この情報伝達、あるいは災害時の緊急を連絡して伝達してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

サイレンの19基、これが屋外伝達の方法だと。あとは人づてだというふうなことが大きな効果を発するというふうな御答弁であったかと思います。あるいはまた、そのほかのツールも利用していくということであったかと思いますが、屋外で携帯を持たずに野良仕事をしている、あるいは携帯そのものをお持ちになっていない高齢者、こういう方に、もちろんサイレンも有効でしょう。しかしながら、情報をきちんと伝えるには屋外放送、これが東日本大震災の教訓からしても重要ではないかというふうに思っているところです。

そうしたことについても要望しているところですが、今回もこの検討を強く要請をいたしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 屋外のその情報伝達ですけれども、坂井議員はぜひ山合いの、こういうような谷合いの村に行って、ちょっとチャンスをつくってお聞きいただきたいと思うのですよ。

私は、関東でこういうことを平地で経験しております。区域を区切って放送しても、今の情報は何だったいと、必ずたくさんの人から問い合わせがあります。これを先行している自治体にも聞きましたけれども、同じような、山で聞くにはこだましてよくわからねえわいというような話を聞きました。

サイレンよりはいいのかもしれませんが、果たして本当に、もっと違う方法を考えたほうがいいのではないかと、私はそういうふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） この点につきましては、前々からも村長から同様のお答えをいただいておりますけれども、私のほうからも、前々からもぜひともということを申し上げているところでございますけれども、そこは研究をしていただいて、私もそういった屋外放送している場に、ある自治体で放送を聞くこと、そういうことの経験が何度もございます。こだまをしてしまうということも工夫することの部分ができる部分ではないかというふうに思いますので、また研究をお願いしたいというふうに、ここでは申し述べておきたいと思います。

2点目、指定避難場所の周知徹底並びに拡大についてお願いします。

先日、村の地すべりハザードマップが全戸配布されました。最終ページに避難所一覧が掲載されています。しかしながら村民の皆さんからは、避難施設に指定されているところのほうがかえって災害に見舞われやすいところがある。避難場所に行き着くまでが危険だ、距離があり過ぎる、危険なほうに向かって逃げることになるなどの声が盛んに聞こえてきます。



こうした声を聞いて、避難場所を見直す、あるいは指定場所をふやす等の必要はないでしょうか。また、青木村には多くの観光客、外国籍の方などが訪れているわけですが、この方たちも含め、避難場所を明確にして情報伝達する必要があるかと思えます。他市町村では、今自分がいる場所からの避難場所はどこなのかを示す看板を、よく目にします。青木村でもそうした看板を設置すべきと思いますが、どうでしょう。御答弁をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） まず指定避難場所、村内に19カ所ございます。その中で広域避難施設という、災害の規模によりまして大きなもの小さなものがありますので、比較的大きな場合に、この広域避難施設のほうへということで村のほうでは進めております。

では、これをどうやって住民の皆さんにしっかり伝えるかという課題になるかと思えますけれども、ホームページを見ていただくと、文字で避難場所の表記はあります。ただし、村内のどこにその19カ所があるかという絵になったものが、ちょっと未掲載になっております。ここら辺はぜひ早急にやって、いつでもホームページ上では見られるようにはまずしたいと思えます。

それから、前も議員さんの御質問にもあったかと思うのですが、地域にやはりこういう意識がないと、なかなかふだんからそういう準備をしておかないと、いざというときにはできないと思えます。避難場所といっても近いからではなくて、安全性も当然ありますので、近いからではなくて、ここで災害が起きたときには、安全性を考えて、多少距離は遠くてもこちらということも、当然皆さんは考えていただかなくてはいけないと思えますので、そういうものも含めて、地域の防災訓練ですとか村のほう、それから、情報発信もあわせてやっていきたいと思えます。

それともう一つ、今回地すべりハザードマップを全戸配布しました。今回でハザードマップ3種類になるかと思えます。洪水ハザード、それから土砂災害のハザード、で、今回の地すべりですね。いずれのハザードマップにも避難所はしっかり表記はさせていただいております。ぜひ御家庭でもそういうことを中心にやっていただけるように、村のほうでもPRをしていきたいと思えます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 質問の中にありました、今いる場所で避難場所がどこか。つまり、電柱なんかにかこう書いてあるところありますよね。ああいった表示は必要ではないかというこ

とは御提案申し上げたのですが、ちょっと時間がありませんので、答弁はまた後にしますがお願いします。お考えください。

続いて、災害時住民支え合いマップ、これについてお聞きしたいと思います。県ではこのマップの作成を推奨しており、本年3月31日現在、66自治体が作成済み、あるいは作成中となっております。青木村は残る11市町村に入り、作成予定がないということかと思えます。村として支え合いの会を結成し機能向上を目指していること。先日の断水に際しても、先ほど村長からお話がありましたとおり、地域包括の職員の皆さんが、要支援者のいらっしゃるお宅を訪問し支援を行ってくださっていること。このことは承知をしております。

しかし、災害時、瞬時に身近なところで支援できる体制、これを構築しておく必要はないでしょうかお答えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 災害時住民支え合いマップが必要でないということを言っているわけではなくて、実態としてそういうことを既にやっている、あるいは地区がある、あるいは役場でやっているということでもあります。

地区によっては、地域支え合いで中挟が1番初めて、中挟ではそういうようなことをやっております。常に、こういう場合にはこういうところへ電話してくれとか、こういうときはこういうふうにしてほしいというようなことを常に、青木区を含めてやっております。

それからもう一つ、私ども雪のときも雨のときも、この間の断水もそうなのですけれども、包括支援センターの看護師たちは、至近の、その心身の状況をみんな承知しているんですね。五、六十人。この支え合いマップというのは、その1年とか2年前のデータですから、それ、よくわからないところもあるわけですよ、地区によってはね。そういう意味で青木村では、本当にこういうようなリアルタイムで数カ月単位の、あるいはきのう、至近の心身の状況を、お年寄りの支えを必要とする人たちの状況は、ほぼ掌握しているということでもあります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。時間が迫っておりますので次の質問に移らせていただきます。

土砂災害警戒、あるいは特別警戒区域に関する質問です。

村内の多くの場所がこの指定を受けております。そこに住む住民にとっては、指定を受けたのみで、根本的な解決策がとられていないことに不満を感じています。指定を受けたからといって住む場所を変えることはできません。指定よりも災害の起こる危険性を除去するこ

とのほうが、本来行うべきことかと思えます。土砂災害警戒、あるいは特別警戒区域に対する根本的対策をどのように考えていらっしゃるでしょうか。

また、これに所在する世帯数並びに住民数はどれくらいでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 議員さんおっしゃるとおり、治水砂防は、住民の安心・安全の中では本当に大きな課題かなというふうに考えております。

先ほど松澤議員さんの御質問の中でも御答弁を申し上げたところでございますけれども、過去の被災の経験から、これまで長い年月をかけて村内のほとんどの川ですとか沢には、砂防堰堤とか治水治山堰堤なんかがこう入ってきたり、地すべり地区には井戸が掘られたりというようなことの対策が講じられてきておりまして、これらの蓄積が今日の災害の抑制にもつながっているということは一つでございます。今は、もう何もしていないかといえどもなくても、危険箇所には順次、砂防堰堤等の工事が入っているという状況でございます。

どこまでやれば安全かということも含めまして、全ての警戒区域に一度に新しい対策を講じるということは、財政的なことを考えても非常に難しい問題でございます。その危険度合いを見ながら順次対策を講じていくことになるのかなと。そういうところにまたお住まいの皆さんの生の声を常にお届けいただいて、その状況をお聞かせいただくということも大事だと思います。

また、もう一つの対策としまして、マップの配布の目的の一つでもあるというふうに認識をしておりますけれども、その区域内にお住まいの皆さんも、そういう場所に家があるということをお認識をいただくということですね。それによって、有事の際には速やかにどこに避難するんだとか、事前にどんな準備をしておかなくてはいけないのかとか、そんなようなことなどお備えをお願いするというようなことなどで、住民の皆さんへのPRもそういう人的被害を抑制する対策の一つとして我々がこれからやっていかなくてはならないことの一つだというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） もう一つの質問の中に特別警戒区域内の世帯数という御質問がありましたので。

土砂災害特別区域の中には3種類に分かれておりますので、土砂流、急傾斜地、それから地すべりになります。それぞれの中での戸数を申し上げます。

まず、土砂流の特別計画区域の中では13戸。それから、急傾斜地の中では184戸。それか

ら地すべりの中ではございません。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 住民数についてわかりますか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 戸数で調査したもので、住民数までは把握しておりません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） わかりました。ありがとうございました。

続いて、この地域、とりわけ土砂災害特別警戒区域において新たな住宅建設をする場合には頑強な擁護壁を設置することが義務づけられています。こうした場合に建設のための補助制度を設けることはできないでしょうか。新築を予定していた土地が特別警戒区域に指定されてしまったために着工できず、新たに別の土地を購入したり、あるいはほかの土地を農地転用したりして住宅を新築したというケースも出ています。

国では、平成21年4月1日に、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金交付要綱が施行され、この中のがけ地近接等危険住宅移転事業によって除去等費78万円、建設助成費406万円、もしくは708万円を限度として補助金が支給されることになっています。県内でも既に、長野、松本、安曇野、佐久、岡谷、伊那、池田町、御代田町、箕輪町、松川村、そういった多くの自治体で、この制度を条例化して実施をしております。青木村としてのお考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 指定が最近されたものもありまして、私ども村独自でこれを補助する制度を至急つくるという状況にはまだないわけであります。

今、坂井議員がおっしゃったように、独立行政法人住宅金融支援機構からの融資あるいは補助等もありますので、こういったことを活用していただくような御案内をさせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） その特別警戒区域に住む住民にとっては、何とか補助してほしいという思いは強くありますので、そうしたことについての検討もお願いしたいと思っています。

最後に、樹種転換事業における防災処置についてお聞きをいたします。

7月8日当郷区第2委員会において建設農林課並びに上小森林組合から、当郷区第2、第3組合に位置する山林の樹種転換事業について説明がございました。松くい虫の被害を食いとめるにはこの事業は大変有益であり、地元住民からも好意的に受けとめられています。

ただし、唯一心配されることは、樹種転換中に土砂災害の危険性が高まるのではないかといったことです。現在、山に根を張って植生している松が伐採された後、広葉樹が育って根を張るまでの間、山の斜面は保水力を弱め、緑のダムとしての機能が弱まってまいります。今回、樹種転換が予定されている場所の周辺は、先ほどから申し上げている土砂災害警戒区域あるいは特別警戒区域に指定されています。樹種転換中にゲリラ豪雨など大雨が降った場合、土砂災害が起こる危険性が増大します。どのような対策をお考えでしょうか、お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今、議員さんのおっしゃられたとおり、今後、今まで殿戸から細谷にかけてずっと樹種転換を行ってきました。当郷でも先行して一部実施した地域がございますけれども、今後、押出、西日向地区というのですか、こちらのほうに入って行く計画がございます。一時的にアカマツを全伐するという形の中で、山が裸になるのではないかとということで御心配もごもっともかなというふうに感じているところでございます。

一方で、その枯れたままの松をそのまま放置するというのも、やはりこれも危険な要因の一つというふうに考えております。やはり対策は必要になってくるのかなということでございます。

基本的な考え方として、今の当郷地域の例を見ますと、土砂災害の特別警戒区域がある場所というのは、森林整備のエリアとしては取り込むけれども、その樹種転換のエリアには取り込まないという方向でやっていこうかということにしています。それすることによって、今現在も、かなりもう広葉樹があそこら辺は多いのですよね。そうすることによって、松はともかくとして広葉樹を残しながらやっていくことができるということが一つの利点でありますので、あそこの警戒区域については、樹種転換のエリアからは外していこうかということで考え方として進めております。

また、もう一つとして、エリア全域を一度に伐採するというようなことは決してないということでございます。当郷の場合だと、恐らく3年ぐらいをかけて実施していくようになるかなと。十分な現地調査を行って、その地形等の状況等を見まして、どこから順番にやっていくかというふうなことも、上を先にやって、もう一個違うところへ行ってから、今度下

やろうとか、そんなようなことを、地形等の状況を踏まえて順番を決めて行っていくということでございます。

また、実際の施業の進め方なのですけれども、こちら、まず地ごしらえと言いまして、松を伐採、搬出するとともに、おおむね6メートル間隔で等高線に沿って柵をつくっていくのですね、枝とかを置くので、こう柵を組んで、6メートルの間隔ですからかなり狭い間隔で柵をつくっていきます。この柵が、その土砂をせきとめるというような効果も出てくるということでございます。

その間に、地主さんの御意向もございますけれども、松以外の樹種の苗木を植えていくということになります。苗木が根づいてしっかりしてくるまでの数年間については、その柵でのその地ごしらえによって山腹の崩壊などを防ぐ効果があるということでございます。

必要に応じて、その状況を見ながら、現場の状況を見て、その板柵といいますか、くいを打って、板で押えて、何段かそういうものを入れて、この危険性が見られるようなところについてはしっかり土どめも行っていくということでございます。

一方で、その土砂は今の話でとめるとしても、水が出るのではないかというような御心配があろうかと思えます。今回の樹種転換の事業は、切り株は残して土をかき回すことはしないで実施しますので、日当たりがよくなりますので、すぐ草みたいなものは生えてくるということでございます。流出係数というのがありますけれども、林地も、その草地も、その流出係数に関してはそんなには変わらないような状況でございますので、一気に条件が変わって即刻災害が起こるというようなことは、これまでの例を見ても少ないかなというふうには見ております。これまでの実施した地区を見させていただいても、この樹種転換事業に起因した災害の発生というのは見受けられていない状況でございます。

事業を行う際には、当然、事業主体、今度森林組合が行うことになると思えますけれども、地山の状況を見ながら、作業がここの災害を助長するようなことがないように対策を講じながら、しっかりやってもらうように、村としても指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ただいまの建設農林課長の御答弁をお聞きして、十分な対策を考えてくださっているということをお聞き及び、安心をしたところでございます。ぜひ防災対策十分にとって、事業が実施されますようお願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員の一般質問は終了しました。

ここで休憩いたします。1時半から再開いたします。

休憩 午後 零時17分

再開 午後 1時30分

○議長（沓掛計三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 山 本 悟 君

○議長（沓掛計三君） 10番、山本悟議員の登壇を願います。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本悟です。

さきに通告いたしました3点について、一問一答方式にて村長並びに担当職員にお伺いをいたします。

まず、第1問目の民泊新法（住宅宿泊事業法）成立に伴う村の対応についてということでお尋ねをしております。

この問題につきましては、昨年年第3回定例会、ちょうどこの9月の議会でございますが、民泊を推奨支援して村の活性化にというタイトルで伺った経緯がございます。私の中で村おこしに非常にいいチャンスだなと思っておりますので、改めてまたお聞きします。

そのときの村長の答弁は、空き家等の民泊転向可能な数等は把握していないが、村の実績として、ホームステイは日帰りが50戸ぐらい、宿泊は20戸ぐらいが対応してきた。それから、村へ来る方も学校単位から家族単位、あるいは小グループ単位等に変ってきている。農水省の農泊等の補助事業を取り入れ、村の活性化を図りたいというふうな御答弁をいただきました。

この6月9日に、民泊新法、住宅宿泊事業法が成立をいたしました。それで、来春の施行が見込まれております。前にも申し上げたかもしれませんが、旅行の形態が大きく変わって

きています。高度成長期の団体旅行的なものから、今は家族あるいは小グループ、それから特筆すべきは、外国人の来日旅行者がもうすごい数でふえているということでございます。

したがって、今までのホテル業とか旅館とかの対応、概念というか、そういうものも変わりつつある。既存のそういったところだけでは対応できない。そんな中で国としては、やはり外国人に大勢来ていただいて外貨を稼ぎたいという本音の部分もあるでしょうから、そんなことかなと、このように思います。

それから、旅行ですけれども、長寿社会になりまして時間はあると。銭はえらいなくても、飯はどこにいたって食べられるんだから、あとは交通手段さえあれば、青木に寝ていようが、どこかほかへ行って寝ていようが、夫婦とかそういった単位で旅行する分には、もっともつと安くて、目的地もいつ帰るかも決めないで行けるような、そんな夢のような旅行ができるんじゃないかと、こんなふうにも考えられます。

外国人旅行者なんですが、ことしは2,000万ぐらいかなと言われたんですけれども、現実には2,200、300、あるいは500もいけるんじゃないかと、そんなふうに言われています。それから、将来的には4,000万人ぐらいというふうな、これはあくまでも推定値でしょうけれども、あるようでございます。

そんな中で、問題がないわけではなくて、民泊新法が施行されれば、住宅地でも民泊営業が可能になります。そうしますと、文化の違う外国の方が来ると、今でも私ども感じることもあるんですけれども、騒音とかあるいはごみ問題とか、衛生の問題、あるいは治安、風紀等々、いろいろ問題は出てくるかなと、こんなふうに思います。

それから、この法律を施行するに当たって、3つの業種といいますか、業態が考えられてきて、住宅宿泊事業者そのもの、それから、住宅宿泊管理業者、それから住宅宿泊仲介業者ともいうような3つの業態があらうかと思えます。

そんな中で、免許とか民家とかそういったことじゃなくて、一番、何ていうんですか、塀の低いといいますか、届け出で済むということだそうでございます。それで、届け出の内容というのも、例えば年間の営業日数、これは180日以内とか、あるいは面積に応じた宿泊者数、あるいは衛生管理法とか、あと非常照明器具、避難経路の表示、火災・災害時の宿泊者の安全確保、細かいことでは、外国語での施設の案内等々、あと宿泊者名簿、これは旅館業法でも義務づけられていると思えますけれども、それほど厳しい規制はないという中で、今後ふえていくんじゃないかなと。それから、行政職員の立ち入りはもちろん旅館業法と同じで認められておりますので、ある一定の水準は確保されるんじゃないかなと、このように思



います。

住宅を管理する業者さんに対しては、管理業務の全部採択、取得に丸投げするのはだめですよというようなこと、あるいは誇大な広告、これもいけませんよと、それから名義貸しもいけませんと、こんなふうな動きがあるようでございます。そのほかで具体的にまだ法律が施行になっていないんですが、不交付団体の軽井沢町さんなんかも動きが見られるようです。清らかな環境と善良なる風俗を守るためという大義名分のもと、町内全域で民泊は行えないとする見解、これは見解でございます。見解を発表しました。例外として、貸し別荘、1カ月以上の契約で賃貸する一戸建てについては例外と。これは軽井沢町自然保護対策要綱に盛り込んだそうでございます。

そこで、私、要綱って何だと、自分の中で正確な判断ができませんでしたので、大辞林で調べてみました。そうしましたら、物事の根本となる重要な事柄、また重要な事柄をまとめ上げたものというふうに書いてありました。それから、行政で使う要綱、行政要綱というんでしょうか、それには、法律や条例等法規に基づくことなく行政機関の内部規定、法治行政、法律で治める行政に反するという意見と、あるいは秩序維持、あるいは紛争防止等に効果があるという肯定的な意見と両方があるようでございます。その賛否について、私が申し上げる立場ではないので。

とにかく、軽井沢町では町内全域で民泊は行えないとする、一応そういうことになっているんだそうですが、もちろんこれは条例でもありませんし、要綱ですから罰則もありませんし、単なる規定といいたいでしょうか、まあ要綱ですよ。

それで、あと白馬村さんなんですが、白馬村さんはバブルのころ本当にわんさわんさと人が押し寄せて、村の人数よりも観光客の人数のほうがはるかに多かったというような話も聞いたことがありますけれども、そんな中で白馬村の4つの観光協会、この観光協会が4つもあるのと私思ったんですが、これはスキー場のエリアごとにいろいろな観光協会があるそうです。村に問い合わせ、民泊が行えないように独自に条例をつくったらというような情報もあったそうです。条例をつくるといっても、法律に反する条例はつくることができませんでしょうけれども、いずれにしても、白馬村の既存の旅館さんとか、ペンションとか、あるいは民宿さんとか、危機感を持っているというのはよくわかるんですが。

それで、具体的な質問に入ります。

民泊に対する、あるいは現在もここにいらっしゃいます宮下村長（むらおさ）さんがおやりになっている、ええっこの村さんとか、いろいろありますけれども、この民泊に対しての村

長の受けとめ方といいますか、総括的な考え方、あと、るる細かく聞いてまいりますけれども、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法なんですけれども、前回御質問いただいた際には、大変私もその時期は期待をしておりましたし、一つ活性化になるかなと、こんな期待をしていたところであります。法律が制定され、そして、その内容も具体化してきました、そして、今、山本議員からもいろいろ話もありましたような課題だとか制度の内容だとか、あるいは軽井沢町の動き、白馬村の動きも見えてまいりました。

確かに期待はしていたんですけれども、果たして青木村にこれがうまく定着するのかというところが大変心配な部分も多くあるわけでありまして。それはるる山本議員の質問にあったとおりでありまして、国によっては、今でもこういったものが、法律ができる前でも、国によっては非常に日本に来てもらいたくないような、ルールを無視するような、風紀上もマナーも悪いような集団もいるというふうに聞いてもおりますので、そういうようなことがこういうようなことでノーと言えないような状況になったとき、果たして青木村になじむのかなという心配をしております。

もともとこれは宿泊施設がなくなって、あるいは2020になって、首都圏あるいは都市圏とか大きな観光地で宿泊施設が足りないというようなことで、また合計約2,000万、訪日の観光客を2,000万ふやしてというようなことを考えたときに、こういう制度ができてきたわけです。

それと、もう一つ、今の御質問の中にもありましたように、その責務もたくさんあるわけでありまして、事業者の義務だとか宿泊者の安全の確保等々いろいろあるわけでありまして、私は青木村では、さて、なじむのかな、どうなのかなという今疑問視をもって見守っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今村長、心配だというふうな危惧のことをおっしゃいましたけれども、実は私も同じ考えです。

物事、何か新しいことをやるときには、不安と期待と、ちょうど学校へ入学するとき、卒業するとき、入社するときも同じかと思いますが、それより国の大きな問題として、日本が島国で閉鎖的でこのままやっていけるのかなという、これはちょっと極端な言い方ですが、決してそんなことはないと思うんですが、どちらかという、やはり日本人というのはそう

いったものがあるのかなと思います。でも、やはりもうこのグローバル化の中で好むと好まざるにかかわらず、大きな波というのはとめようがないのかなという、そんな気がします。

そこで、具体的に伺っていきますけれども、現在、村内に皆さん知っていると通りの旅館さんがあったり、民宿さんは今どうなんですかね。それで、年間の宿泊者数等々、これニーズ調査とも関係あるんでしょうけれども、ざっくりとで結構ですから、およそこのぐらいの宿泊者数が現在ですよ。

いいです、それは別にまたいつでもいいです。

次にいきます。この民泊新法について、既存の旅館さん等はどんな受けとめ方をされるのかなと。例えば共存共栄というふうに加え、相乗効果等も考えるというふうな建設、発展的に受けとめられるのか、いや、今言ったように排他的だとか、既得権を守るとか、いろいろな意味で、どちらかという閉鎖的と言えちょっと語弊がありますがけれども、非建設的な考え方で受けとめるのかというふうなこともあろうかと思えます。

民泊が定着するかどうかというのは、第一には、今まで有名観光地ばかり一時的には行っていた人が、何度か来日する間に地方へも足を運ぶというような傾向もあるようです。そんな中で、青木村へもある程度来るんじゃないかなと、そう思います。

そこで、村として、村長余り積極的なお考えじゃないようなんですが、例えば仲介業者か何かエアビーアンドビーとかそういう大手もあるんですが、一応説明会か何かを開いたらどうかと。賛成なら賛成、反対なら反対、やりたい人、やりたくない人、俺は関係ねえよという人もいるかもしれないし、できれば何かそんなこともやっていただければいいなど。いずれにしても、海のものとも山のものともわからないかもしれませんが、国が大きな力を入れている事業なので、そんな、どうでしょうかね、村長。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど、冒頭の質問にも山本議員の中にありましたように、その宿泊、住宅の宿泊仲介事業者、それから宿泊の管理事業者、それから宿泊事業者と、この3つがまとまっていることが骨子、骨子といいたまうか一番の基本的なところですよ。

それで、青木村でこれをやる人がいるのかな。空き家はありますよ。空き家がありますけれども、どうも空き家バンクをやっている中で、こういう具体的な話はしたことがありませんけれども、空き家をどういうふうに活用しますか、売りますか、いろいろ財産の処分を含めてやっている中で、こういうようなことをしそうな方というのはどうも見当たらないというのが実態であります。

したがいまして、その外国人を泊めるという観光地としての働きかけは、また違う方法がたくさんありますので、この民泊新法によって青木村の住宅地の中にこういうものを新たにつくっていくということは、今のところいかがかなというふうに考えておりますので、今のところここどまりでございます。

○議長（沓掛計三君） すみません、山本議員、もうちょっと論点短く質問していただけますか。

○10番（山本 悟君） 俺、頭悪いからね。議長、俺頭悪いからさ。

○議長（沓掛計三君） すみません。お願いします。ちょっと長くなっているから。論点。

○10番（山本 悟君） 俺、でも40分でやめるよ。

○議長（沓掛計三君） 論点についてももう少し……。

○10番（山本 悟君） じゃ、やめるかい。

○議長（沓掛計三君） いいえ、やめなくていいですけども。

○10番（山本 悟君） 議長やめろって言えばやめるよ、俺。

○議長（沓掛計三君） いやいや、そうじゃなくて。

○10番（山本 悟君） この間も、31日に表で議長さんとお会いしました。議長さんが、私におっしゃったことは、開口一番、山本さん、ぜひ一般質問しなくてもいいんだぜということをおっしゃいました。それは以前にもおっしゃられたことがあります。論点をねというふうに言うかもしれないけれども、それは頭の悪い俺にはできないかもしれない。議長さんのように頭脳明晰で経験が豊富で、行政のトップに上り詰めたような、こういう方だったら別だけれども、山本悟なんて……。

○議長（沓掛計三君） ちょっと、私のほうの整理があるので。

○10番（山本 悟君） でも、議長さんのおっしゃることは聞きました。

○議長（沓掛計三君） ええ、やってください。

○10番（山本 悟君） もうやめろと言うなら、ここでやめて、もう帰ります。

○議長（沓掛計三君） 時間はありますからやってください。

○10番（山本 悟君） どっちがいいんですか、やめた方がいいんですか。

○議長（沓掛計三君） やってください。

○10番（山本 悟君） 議長は権限があるんだからさ、山本やめろと言うならやめるよ。

○議長（沓掛計三君） 整理はしていたもんで、悪いですね。ちょっと短めにまた質問を上げてくれればと思って。

○10番（山本 悟君） 論点がどうのこうのというのは、そんなのは主観的な問題だからね。あなたがそう思っても、頭の悪い私にはそう思わないこともあるし、いや、おっしゃるとおりだなと思うこともあるし。

○議長（沓掛計三君） 議長としての意見ですので。

○10番（山本 悟君） これ今俺の時間だよな。

○議長（沓掛計三君） はい、やってください。続けてください。続けてください。

○10番（山本 悟君） どうでしょうか。青木議会始まって以来、議長命によって降壇しますと、私は言ってもいいんですよ。そういうことじゃないんですか。

○議長（沓掛計三君） 続けてください。

○村長（北村政夫君） 答弁のほうも用意していますので、ぜひ質問をお願いいたします。

○10番（山本 悟君） ただね、この間ね、一般質問もできていなくてもいいよとかね、あなたはそんな優秀な方だから、あれだけ票もとった方だし、私なんかはかなり見下して言っているんでしょうけれども、違いますか。不規則発言をされたこともありますしね。

○議長（沓掛計三君） 続けてください。進めてください。

○10番（山本 悟君） わかりました。

では、新津課長、俺にも何か言わせろよと言っているので、ちょっとお尋ねします。

この民泊全般の問題、商工観光移住課長さんという立場で県下いろいろなところを見られて、私ども青木村のことはどちらかというと視野が狭いんですけども、県の職員、一緒に職員でいろいろなことを全県の情報とか見られている中で、この問題を出して、忌憚のないあれで、民泊というのは将来的にどうなんだろうな、県としてはどんな捉え方をするのか、あるいは将来どうなるのかなという、これあくまでも想定かもしれませんが、もし何か御見解がございましたらお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 民泊の新法の成立に伴って、今後の民泊をどんなふうにかえるかというようなお尋ねでございます。

インバウンドによって、外国からたくさんの観光客が日本に入ってきていると。その受け皿の一つとして民泊というものが国では推進されているというふうを受けています。

一方、既存の旅館との兼ね合いもありまして、最大でも宿泊は180日までだということで、その180日にするのか、それ以内にするのかというのは、各都道府県で条例化をして日にちを定めていくんだということで、各自治体の考え方も反映されてくるのかなというふうには

思っております。

全体的には少ない、受け入れる側のキャパシティーが少ないところにたくさんの方が入ってこられるので、それをいかに受けとめるかということで、一つの有効な手段ではあるとは思いますが、民泊という方法と従来の旅館業との一線を画して、旅館業を、さらなるおもてなしをやっていくという観点も大変重要なのではないかなと思っております。

以上です。

○10番（山本 悟君） ありがとうございます。

じゃ、この問題は終わりにしまして、2問目に入ります。

タチアカネ栽培に補助をとということでお尋ねをいたします。

最近、そば人気というのが非常に、これは全国的なことなんですけれども高まりまして、これはどういうことかはよくわかりませんが、いずれにしてもそばの人気が高く、しかもその中で、原料あるいは原産地にこだわる例えば消費者、あるいは製粉会社、コンビニ、外食チェーン等があるというふう聞いております。

日本全体の消費量が賄えないというか、輸入に頼るとのことなんです、やはり輸入ではなくて、しかも長野県産はまあ、北海道や茨城産なんかよりももっともって人気があって、全国一とも言える消費者ニーズもあってということのようでございます。

そんな中で当村もタチアカネ大分売り出しまして、タチアカネというと青木、青木というのとタチアカネというふうにも、何か私にも聞こえてくるような気がするんですが、その中で村の特産として育てていく上で、今までのそばというものが普及したというか、その中には、全農の県本部さんなんかがおっしゃるには、生産調整、減反の中で転作作物として国の交付金を受ける中で栽培してきたというのが現状のようで、一生懸命つくったというか、何となくつくったというか、その辺はちょっとわかりませんが、何か畑一枚全滅になっちゃったとかというのを見たことがありますけれども、最近、本当に皆さん性根を入れて一生懸命やられていて、すばらしいソバができていますなど、こんなふうにも思うんですが、そんな中でソバのニーズが高まる、これは非常にいいことなんです、何点かのお尋ねをしたいと思います。

まず、タチアカネの歴史的な背景というと少し大げさになりますけれども、県で開発したのを青木村が荒廃を防ぐというような意味で、栽培から始めたというふうないきさつについて、簡単に結構ですが。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ソバの特性として、収穫時、ちょうど秋、今からもうちょっと先になりますけれども、台風が来たり長雨があつて倒伏してしまう、アラミがぼろぼろ落ちてしまう、これを防ごうということで、県の試験場がそういう品種をつくっているうちに、このタチアカネなるものができた。タチアカネって、その赤い実をつくろうとしたわけではなくて、今の言ったようなことをつくったわけでありませう。

それで、信濃1号から分かれてきたものなんですけれども、一定限度の種ができたので、それを大量に種とするためにどこか探しているうちに、青木村の牧場が、ミツバチ、あの虫を与えると大体2キロ飛ぶんですよね。ですから交配してしまう。信濃1号等々と交配するので、この距離がバッファゾーンが、緩衝帯が2キロ以上あるところを探していたら、たまたま土地もあったし、そういう条件に合ったということで、青木村の牧場で種の生産をしていただいたのが始まりでございます。

本当にいいものを私どもには提供いただいたというふうに思っておりまして、青木村の、今議員おっしゃいましたようにオリジナルのブランド品として、本当に確固たる地位を築いております。それから、もう一つ、やはり味がいいんですよね。先日も軽井沢で振る舞ってまいりました。そのときに、いろいろな人から好評をいただいたのは、本当に軽井沢って結構高級なそば屋さんがありますけれども、夏でしたからまだ別荘族もいる間でしたけれども、大変好評をいただいたという経過でございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 種苗登録は、じゃ、県の名前ということなんですかね。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） そのとおりです。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 高山村さんとか何カ所かで今もう栽培されているようですがけれども、それは当然種苗法で青木が守られているわけじゃないので、当たり前なことだと思いますけれども、できれば青木で重点的に青木の特産になればいいなと思いますけれども、ただ、その関係では、栽培は今県内何カ所かでやっているんですかね。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今お話がございましたとおり、青木村で始めて、偶然、幸いにも、この青木村というところがやはり他品種との交配を防げるといいますか、全村で栽培しても隣の栽培地との、例えば上田市さんとかとの交配の心配もないというようなことで、

村を挙げてこの栽培に取り組むことができたという状況であるわけですが、そんなような一定の条件がそろえば、どなたでもつくろうと思えばつくれるということなんです。たまたまその高山村さん、そんなに大きな面積じゃないというふうにお聞きしていますけれども、限られたところで、やはり他品種との交配がないところで栽培をしているということでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村内での今の栽培面積、これは栽培されている団体とか、あるいは個人、村の面積、収量等々について、把握できている範囲で結構でございます。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） ことしの状況ですと、村内、牧場のほうも入れてですけれども、50ヘクタールほど、播種するほどに伸びてきました。昨年、一昨年と、なかなか思うような収量、台風にやられたりですとか水害等で上がってこなかったわけですが、昨年の状況ですと15.5トンというような状況でございました。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今は減反という交付金がある中でつくっていると思うんですが、あれでしょうか、これもし二期作もこれ可能と私きのう聞いたんですが、春と夏2回とれるんですかね、そんな中でやって、補助金とかそういうものがなくてもやっていけるような体制でないと、補助金目当てとかだと長続きはしない。その補助金とか交付金だっていつかは消えれば、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） できることなら、本当に夏ソバみたいなことも1回とれて、それでまた秋にというようなことが望ましいのかなと思いますが、どうしても品種的にタチアカネは秋ソバでございます。春にまいても、常に分けつを繰り返して、収穫の時期がもう定まらないような状況になってしまって、結果的に余りとれないというような状況のようでございます。そんなことで、一作ということになっております。

そんなことで、今転作としては麦とセットにして、麦を刈り取った後にソバをまいてというようなセットで取り組んでいるというところでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、課長、50ヘクタール、15.5トンというようなお話しなんですが、遊休農地はもっとたくさんあると思うんですが、もし最大青木村で栽培したとしたら、



どのくらいまで、何ヘクタールぐらいで何トンぐらいは可能じゃないかなという、何かそんな数値はありますか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） この50ヘクタールも、当然転作地域が中心になっておりますけれども、通年、不作付けになっているような田んぼも、担い手の皆さんに開拓をしていただいて、地権者の方に了解をいただいて、かなり広い範囲でらせていただくようになってきております。

そういった意味で開拓をしていけば、まだ若干は面積をふやしてくることはできるのかなと思いますが、ほぼほぼ面積とすれば限界のところに来ているのかなと。あとは、やはり収量を上げていくことですね。面積まいて、実は本当に反収が思うようにとれているところだと、本当に10アール当たり100キロもとっている地域もありますし、我々も目標とすれば60キロぐらいはとれてもらいたいなということでのいるわけですがけれども、なかなかそのときの気象のぐあいだとか、そんなようなことで現実的には40キロとかぐらいになってしまっているということで、この収量が安定的に確保できるようになれば、面積的には十分なのかなというふうに感じてございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 補助金とか交付金なくて、採算的にはあれでしょうか。無理、厳しいんですか。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） はい。このおソバの実ですね、これも大分評判になってきたこともあるかもしれませんが、昨年の状況だと1キロ450円ぐらいなんですね、ソバの実が売れるときになると。それで、昨年の状況だと15.5トンですので、計算すると700万円弱ぐらいのお金だと思います。それが3経営体でやっておりますので、ソバの実だけでは、とてもじゃないけれども、機械のことを考えたり労力のことを考えるとなかなか難しいのかなというふうに思います。

そこで、今の国の交付金がどういうふうになっているかというと、基本部分として10アール当たり2万円が交付されてきます。そこへ青木村は独自にタチアカネの産地化を図っているということで、ブロックローテーションに参加しているとか、あるいは技術的に耕耘しながら畝立てしながらまいていくというような技術を導入するとか、排水対策をやるよというようなことで、もう2万円上乗せして、ソバだけを田んぼでつくる場合は、1アール当たり

4万円という交付金を交付しているところでございます。3経営体ですが、それだけで約1,000万円ぐらいが、3経営体合わせてですけれども、交付金として支払われています。

そこへプラスして、数量払いというのがございまして、それがとれた等級だとか収量によって、また国から交付されるものなんです、それが昨年状況だと約500万円、合わせて1,500万円ぐらいが担い手さんのところへ行っていると、そんなような状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 新聞報道なんかを見ますと、松本市さんとか飯山市さんとかにある民間の会社で、年間かなりの量、何十トン、何百トンととっている会社があるんですが、当然これは補助金はもらっていないと私思うんですけれども、民間がやっていけるのかなと。しかも人を使って独自の御自分の小売りのそば店も経営していらっしゃるし、それから製粉会社やコンビニや外食チェーンへも卸したりもしているということなんです、その辺は決算書を見たわけじゃないのでわかりませんが、ただ、民間も大分ソバに認識というか注目して、今かなり参入してくるというふうな情勢かと思うんですよね。

そんな中で行政としても補助金とかそういうものを、例えば村独自の補助金を出しても、何とかこのタチアカネを育てて、青木村の目玉にできないかということで、村長、どうか、青木村で少し農家の皆さんに、国・県は別として、村独自として何かできませんかね。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 減反政策が御案内のとおり状況で、交付金等がいずれしぼむ状況であります。

私は、タチアカネソバを青木村のオリジナルなブランド品として育てていきたいという観点の中から、機械化の組合の皆さんには機械等の補助だとか、そういうものを従来もやってまいりました。

それから、もう一つ、補助金を出すということと同時に、民間の方々でつくってくれるような今のお話、御質問にありましたようなことも少しアンテナを高くしたいということと、それからあわせて、やはり消費者、いわゆるお客さんは非常に味の肥えた、舌の肥えた方々ばかりでございますので、これが少しでもおいしくないとなればお客さんは引いてしまいます。ということで、やはり品質向上をしっかりとやっていきたいというふうに思います。

いろいろお金を出すだけではなくて、いろいろ方法もあろうと思いますので、そういう中で、しっかりこのタチアカネを村の中で位置づけをさせていきたというふうに考えます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村長、ソバに対しては本当にもうプロなので、いろいろなことをお考えになっていると思いますけれども、私どもも結果的に本当に青木村のブランドとして根づくように、青木タチアカネ、タチアカネ青木となるように、ぜひよろしくお願いします。

それでは、3問目に入ります。

子供食堂についてお尋ねをいたします。

子供食堂って何だいという話なんですけど、無料もしくは低料金で食事を提供、あるいは学習の指導といいますか、それから、こんなふうなことを一緒にやって、団らん、子供の居場所も提供する、食べるもの、勉強も団らんもというような、それが子供食堂だと思うんですが、私の中で子供という名前がつく行政用語といいますか、行政で使う言葉には、認定子ども園とか、あるいは子供の貧困とかありますけれども、子供の貧困というのは、この子供食堂と関連がないとは言えないので、ちょっと触れてみたいと思うんですが、厚生労働省の2016年の調査によりますと、国民生活基礎調査では、税金とか保険料とか引いて、自分が使えるお給料が平均の一般の皆様の中にも満たないくらいの人、そのうちの18歳未満の子供さんのことを言うんだそうです。だから、具体的には何か月収10万円にもいかないようなというようなこともあるようなんですが、子供の貧困率というのが単純に言って13.9%だそうです。これは全国的な話ですが。

そうすると、例えば青木村に18歳未満の子供が何人いて、その掛ける13.9%といえ、じゃどのくらいいるのということになるんですが、これはあくまでも全国的なことなので、当村とは単純な比較はできないと思いますけれども、参考にはなるかなと、こんなふうに思います。

子供食堂というのは、行政がやっているのではなくて、民間のボランティアといいますか、NPO法人といいますか、そういったふうなところがやっている。行政は余りタッチしないといいますか、積極的に手を差し伸べているという形があるのかどうかはよくわかりませんが、そんな状況だと思います。

県内でも、子供食堂が、これ昨年の例ですが、34カ所で行われて、延べで3,700人ぐらいの子供さんが利用され、あとボランティアとか、あるいはそのお母さんとかも入れると8,000人ぐらいの人が利用したと、こんなようなことでございます。この近所では上田の社会福祉法人明照会さんがおやりになっているようでございます。

かつて高度成長のころは、みんなが中産階級というような意識が強かったんですけども、格差がだんだん今は大きな社会になりまして、高学歴の人はそれなりの職業について収入も

多い。その子供さんもまた高学歴で、いい仕事という言い方はおかしいですが、収入の多い社会的に認知度の高い仕事についているというふうなことがあるかと思います。

そうすると、逆に言いますと、そうでない人は、やはり親もあれだったけれども、子供も学歴がそんなに高くなくて、収入の低い職業についているのかなど。それは個人の問題ですし、自己責任の問題ですから、別に全体主義の国じゃありませんから、差があってもそれは仕方ないんですが、でも、それはできるだけ解消したにこしたことはないんですが、そんな中で何点かお尋ねをしてみたいです。

今の子供食堂イコール子供の貧困というふうに結びつけるのではないですが、そうすると、当村でもある程度対象といいますか、その範囲に入る方がおられると思うんですが、村としては子供食堂について、今までどんなふうに捉えていたのか。村長、お尋ねします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村で教育のことでいいますと、青木村のよさはお互い顔が見えるというところが本当にありますので、今言った貧困、それからネグレクト、DV、本当にその他いろいろな視点から、家庭の状況、それからお子さんの状況を把握して、必要であれば児童相談所、それから圏域障がい者支援センター、上田警察署にお願いしたこともあります。それから、福祉課、教育委員会、学校が連携して、継続して相談や支援を行っていますので、子供食堂だけという視点よりも、実はいろいろな立場から子供のこと、家庭のことを考えていっているという、そういう状況が青木にはあるのかなと思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 園長、何かこのことについて感じることはありますか。

○議長（沓掛計三君） 多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） 保育園児に限ってでいきますと、特に今家庭状況で困っていて直接的な支援が必要だという抱えているケースは今のところないんですけども、先ほど教育長からお話がありましたように、顔が見える部分というのが大きいプラスの部分だと思います。そういったところも生かしながら十分アンテナも広げて、支援の落ちのないように実施していくということでやっていきたいと思っています。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 栄養の格差、今の園長にちょっとお聞きしたのは、そういった観点もあったのですが、ふだんうちでちゃんとした食事がとれない、食事の場合にアイスクリーム1本だとか、朝食抜きだとか、夕食抜きだとか、これは極端なお話なんでしょうけれども、

そんなことがあって、この栄養の例えばたんぱく質とか鉄分が不足になる、それも保育園へ行ったら給食で賄うと、あるいは小・中学校の給食で賄うというふうな実態もあるようなんですよね。そういうことを考えると、本当に寂しいといえますか、複雑な心境なんですけど、そんなことはどうなんでしょうか。当村ではそんなことはないかなと思うけれども。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私も教員経験をしてる中で、給食になると普通の子供の倍近く食べるというような、そういう子供もいるねというのは見聞きしているところでありまして。だから、そういう実態が、よく見ると、どこかほかにはあるなという実態はあると思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今の段階では、何かよそのうちの話が私がしているように聞いていらっしゃる方もいるかもしれませんが、統計的に言えば、やはり子供の貧困が13.9%ということなので、潜在的なこと、それから、これからなおかつ格差社会がもっともっと私は大きくなるんだろうというふうに思います。富める者と富めない者というのは、これは今までの歴史がそうでしたし、これからも多分そうなっちゃうんじゃないかと、非常に寂しい限りなんですけれども、そんなことを考えると、村の中では、村長、できるだけのことをして、何か村の子供は本当に村全体で育てていくというような考えの中でやってほしいと思うんですが、最後に一言お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 教育するなら青木村というふうに言われますよね。いろいろなことで青木村の人たちは優しいんだと思いますよ。Iターンする人たちもそう言いますし、ことし入ってきた、行政経験を経た職員もそういうふうに言っています。子供に限らず、青木村全体の約4,500人が、お互いに自主自立はする中で助け合いの精神で、行政も各地区も各個人も温かい気持ちの青木村にしていきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 議長、大所高所から御指導ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、1番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議員番号1番の宮入です。

3点について一問一答方式にて質問します。

まず、地域スポーツによる青木村の活性化について質問します。

皆さん、御存じのとおり、2020年の東京オリンピック開幕まで3年を切りました。100メートル走で桐生選手が日本人初の9秒台をたたき出し、これからオリンピックムードがさらに盛り上がることでしょう。そのような大きな世の中の動きに対して、私たちはどのように対応していくべきなのでしょう。ただテレビ観戦を楽しみにするだけでしょうか。我々青木村として何をしていくべきか常に考えていないと、何もできず、進みません。

今回の質問は、ただ回答いただくだけでなく、これからの青木村はどのようにしていくのか、どのようにしたいのか、明確にするためにも考えていただきたいと思います。

青木村を活性化させる方法には幾つかあると考えます。ふるさと公園、道の駅の整備などもそうでしょう。青木村内、村外から人々が集まり、生き生きと生活する場を提供できて、評価できるものだと考えています。このようなハードを整えることも重要ですが、ソフト面でも考える必要があると思っています。それでは、ソフト面でどのようなことを行えば活性化につながるのでしょうか。それには、世の中の動きを感じ取り、それを形にする必要があると思います。

私は、青木村のこれからの活性化をさせるための一つの起爆剤となり得るものは、スポーツだと考えています。スポーツといっても数多くあります。青木村のスポーツといえばこれだと言えるようなものを育てていく必要があるのではないのでしょうか。また、将来的にオリンピック選手を育てられるような競技に村が支援をして、村民が参加して盛り上がることでなくてもよいのではないのでしょうか。何もスポーツはプレーをすることだけではありません。村民が応援する、そういったスポーツがあってもよいのではないのでしょうか。

ここで村長に質問です。

現在の青木村で奨励しているスポーツ、これは何かありますでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） このスポーツをしてオリンピック選手を育てていこうというようなも

のは、今はありませんけれども、大変私は底辺を広く、たくさんのごとに取組んでいる。前段の午前中の議員の質問にも教育長が答えていたように、部活動もなかなか生徒がいなくて縮小するようなこともありますけれども、剣道では、昨年は郡の大会でもいい成績をおさめました。それから、高校野球、大変上田地域は長野県内で強いわけですが、そういう各学校で青木村出身の生徒も活躍をしております。

それから、社会体育の関係になりますけれども、特に土曜日、日曜日、グラウンドを中心に、いろいろなところで大人たちがサッカーとかテニスとかやっておりますので、一つの高い山を追うというよりは、底辺を広くしているのが青木村のスポーツの今の実態であります。

ただ、かつては、私が卒業して2年目でしたけれども、長野県の全県大会で男女とも中学校のバレーボールで優勝したことがありました。その後、バレーボールはそういうことがありまして、ずっと強い時代もありましたし、剣道でも、青木村はその一時代を築いたこともあります。

そういったことで、スポーツに対しては幅広くやっている。それから、大人たちはゴルフもそうですし、マレットもそうですし、そういうようなことでいろいろ幅広くやっているというふうに承知しておりますし、そういうような施策を今までも実行しております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今、現在はそういった形で幅広く皆さんに楽しんでもらえるようにやっているというのが現状だということなんですが、ただ、せっかく青木村でスポーツを行うということであれば、青木村の環境を生かしたスポーツ、こういったものを奨励してみたいのではないかと考えます。

健康的で年齢に関係なく楽しめて、青木村の環境を生かしたスポーツを奨励することで村外からも人を集めることができれば、移住促進にも役立つと考えます。

例えば屋外でのスポーツイベント、そういったもののスタートとかゴール、そういった拠点をふるさと公園にして開催すれば、食事は道の駅の食堂や周辺の飲食店、お土産は農産物直売所、宿泊は田沢温泉、沓掛温泉、横手キャンプ場にするなど、観光や商業にも貢献すると思いますが、こういった考えはいかがでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

スポーツの奨励によって商工業の発展を振興したらいかかということですが、議員御指摘のように、スポーツイベント等を使いまして村の活性化を図るとい

非常に有効な手段だと思っております。

他の地域を見ますと、地域の特性、スキー場とかスケート場を生かしまして雪合戦をやったり、氷上トライアスロンというのをやったりですね、特性を生かしたアウトドア、スポーツイベントというのをやっていて、それが非常に活性化につながっていると承知しております。

我が青木村におきましては、先ほど村長答弁にありましたように、幅広くスポーツ振興に取り組んでいますので、今のところは総合運動場ですとかテニスコートだとか、武道場、プールの整備などにやってきているところですが、あとは青木三山の登山道の整備ですとかトレッキングマップの作成というので観光に力を入れています。

ただ、今後は村の地形を生かして、議員の御提案のような、どのようなイベントができるのかというのを一緒に考えてくれるような団体等がありましたら、御提案いただければ一緒に検討をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

ぜひそういった団体等もございますので、青木村の活性化のためにも村とその団体とでお互いにやるようなイベントで、皆さんが来るようなイベントができればと考えています。

先ほどもありましたとおり、青木村の環境を生かすということで、先ほどもトレッキングマップの話もあったかと思うんですが、青木三山の麓を例えばめぐって観光しながら楽しむサイクリングイベント、ツール・ド・青木なんてあっても私はいいと思っています。また、青木三山の山の中を駆け抜けるマウンテンバイクなどのイベントも可能だと考えています。それぐらい青木の山の中の資源を生かせばいろいろなことができる、そういったふうに思っているんですね。

そして、今注目されているのは、スカイランニングという競技です。きょう初めて聞く方もいらっしゃるかと思うんですが、とても聞きなれないスポーツだとは思いますが、それは登山道を上りも下りも走る競技で、年々競技者人口などがふえてきています。上田市を中心とした団体が太郎山で競技を開催しています。ことしも5月に400名以上の参加者がありまして、家族など関係者を含めると1,000人規模の開催になっています。シリーズ戦も行われていまして、現在16の公認レースが日本各地で開催されていて、参加者は1万人を超えています。

このスカイランニングという競技、それをやっている団体の目的は、子供たちが夢見る一



流スポーツに育てること、子供からお年寄りまで誰もが楽しむことができる生涯スポーツに育てること、山間部に位置する地方活性化をする地域スポーツに育てること、そういったことがうたわれていまして、青木村に非常にマッチしたスポーツだと考えています。

また、このようなトレッキングやスカイランニングなど、こういったアウトドアイベントを行えば、先ほどもおっしゃったように、登山道の整備、そういったことやイベント関係者を行うことができまして、またそういったことをやればボランティアを募りやすいところも大きなメリットなんです。

先ほどもトレッキングマップ、私も実は愛用してしまっていてよく登るんですけども、このトレッキングマップがありますけれども、このような登山道をもっと使ってもらうことをやはり考えて、登山道の維持のためにも環境保全のためにも、このようなスポーツ振興は役立つと考えています。

サイクリング、マウンテンバイク、スカイランニングなど、こういったアウトドアスポーツイベントを行えるように、ぜひ青木村として全面的に協力してほしいと思います。村長、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） すみません、観光の担当課長として、こちらで答弁させていただきますが、よろしいでしょうか。

○1番（宮入隆通君） はい。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 実は、議員御指摘のとおり、アウトドアイベントというのは非常に活性化につながると承知しているんですが、過去に私どもの地域おこし協力隊員が、サイクリングのロードですとか、マウンテンバイクを使ったコースでちょっと競技をやってみたいというようなことで、コースの作成に取り組んだことがございます。そのときは、コースが、ちょっと山が険し過ぎたりですとか、車との兼ね合いで安全上のコース設定が難しかったということで、途中でやめているという事例がございました。

それから、あと、各地で開催されています自転車ロードレースですとか、マウンテンバイクの競技なんかのときに死亡事故が起きたりとか、重大な事例が報告されるということが時々ございます。そういったことも勘案しまして、非常に有効なイベントなんですけど、それを安全に実施していくにはどんなふうにやったらいいのかということで、実績のある団体等と十分な内容の検討が必要かなと思います。

青木村では、御案内のとおり限られた予算と限られた人員で各種のイベントをやってきて

いるんですが、実際に検討するに当たりましては、十分な資金ですとか運営能力があるようなところと一緒に検討してみたいなというふうには考えております。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 全体については、今課長が答えたとおりでありますけれども、青木村には、ほかになかなかない50メートルぴったり、公認はとっておりませんが、50メートルのプールがアウトドアにあるというのは、これは素晴らしいことだというふうに思いますよね。

それから、あと、パラグライダー、これも岸さんという方が一生懸命やっただいておりますので、これも応援をしっかりとやっていきたいと思っております。

私もこの4年間東京の有名な大学のサッカーの監督を呼んで、青木村で合宿してくれないかとか、もう一つ箱根駅伝に常連校の学長を呼んで、昆虫資料館への田沢温泉からの道路だとか、あの山道だとか、いろいろPRしてきましたけれども、なかなかうまくいっていませんけれども、一番大学等から青木村の利点だと言われるのは、そういうツールはたくさんあるのと、1年前に、ことしの合宿に来たときにダイレクトの予約がおおむねできるんですよ。ほかの上田とかそういうところは、社会体育と観光とがなかなかマッチングしませんけれども、私どもは社会体育をやっている皆さんの御協力をいただいて、1年後の体育館の予約、剣道場の予約、そういうことができますので、そういうことをしながら、青木村のイベントではありませんけれども、スポーツ全体を盛り上げていきたいということも考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 先ほど課長のほうからいただいたように、安全面には、そういったイベントを行う際には最大限の配慮は必要だと思いますし、そういったことが運営できる団体がやっていかないと、青木村でやるイベントとしては非常にまずいかと思いますので、そういったことは、そういった信頼できる団体と行うことが前提にはなるとは思っています。

いずれにしても、こういったアウトドアスポーツに関して、県外含めて関心を持っている方が多いので、青木村に興味を持っていただくという一つの機会になると思いますので、これからもそういった団体と企画ある方もいらっしゃると思いますので、御案内したいと思いますし、そういったアウトドアイベントが行われた際には、私自身も参加したいと思っております。

続きまして、次の質問に入ります。

情報電話について質問します。

情報電話につきましては、日々の行政連絡やイベント告知だけではなく、先日の断水の際

の連絡やJアラート、気象警報など、緊急連絡など村内での情報伝達の多くに役割を果たしてきています。一方では、最近移住された方や若者の新居などでは、情報電話を設置しないケースも多く出てきています。先日の断水で情報電話に未加入の家庭では、断水がなぜ起きているかわからず大変困ったとお話いただきました。未加入であることは、多額の設置費用がネックになっているということが原因と考えます。村の緊急情報が情報電話に加入している人しか知らされないということは、大きな問題だと思っています。青木村の全ての村民は、公平に情報が知らされるべきではないでしょうか。

青木村の情報のあり方についてどう考えているのか、また情報電話を持っていない家庭への情報伝達方法についてどう考えているのか、お願いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先日の8月22日の断水のときも反省しましたがけれども、緊急時、特に災害等の緊急時には、なるべく早く伝達する必要があるというのを改めて思っているところでございます。

先ほど、坂井議員のところでも答弁申し上げましたけれども、数年前の雪害で中部電力が半日単位で停電いたしました。このとき、私は電力会社から情報いただいて、10人ぐらいに電話して、各5人ずつということでやりました。ねずみ算式にやると本当に短時間で行くわけですが、ダブったりしてなかなかそうはいきませんでしたけれども、新聞等でもお褒めをいただくくらい、改めてそういうような伝播の仕方もあったなというふうに、その威力を確認したところでございます。

もう一つ、その前に、田舎暮らし日本一になったときに、若い人たちがすぐその情報をインターネット等で、メール等でその情報を交換したということで、非常に早くそういういい話、うれしい話が村の中で、あれは正月早々だったと記憶しておりますけれども、飛び交って、そういうような情報伝達の媒体の威力というものを確認しております。

今、宮入議員御指摘のことなんですけれども、情報電話が約8割。8割というのは、私はほかの市町村から比べれば相当たくさんだというふうに思いますけれども、残りの2割ということですね、これをどうするかということでもありますけれども、スマホだとかインターネットだとか、これも使えない人もいますし、持ってない人もいらっしゃるということで、いろいろサイレンの話もいたしましたけれども、あらゆる方法で伝達するということが必要だというふうに思っております。

こういうようなことは日進月歩いたしますので、今後もより正確で早い情報を村民の全員

の皆さんに伝わる方法を、そういうことは、なかなか物理的にもうまくいかないことが今でもありますけれども、そういうことに配慮しながら行政を進めてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

続きまして、情報電話が導入されてから年数も経過してきているわけですが、加入者は毎月の使用料を支払っておりますし、その費用は保守費用やシステム改修のための費用に充てられているべきだと考えています。

例えば、電話帳機能が使いにくいとか、機能不足があるとか、情報電話のこういったことに対して、情報電話の機能改善というのは行っているのでしょうか。

また、現在の技術を考えますと、動画機能の追加なんかもあってもいいでしょうし、そういったことをするためのシステム改修をする必要があるのではないかと考えていますが、今後の、何年かたっていますから、全体の機種更新とか、そういったことも含めて、現在の計画はどのようになっていますでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 今回の情報電話、情報の通信の関係になるわけですが、各家庭、今の8割の御家庭には情報端末なるものが設置は終わっている。ただし、こういうのも機械ものですので、当然耐用年数ですとかがあります。経過ですればもう7年を経過していると。あわせて情報センターのほうも、それなりの多額の機器が入って、当時とすれば8億を超えるものの事業費で賄って、今設置という状況があります。

とはいっても、やっぱり年数がたちましては今議員おっしゃったとおり、細かな部分はなかなか使いにくい部分も出てきているのが現状でございます。

では、これからという話になるんですが、今言ったようなことを踏まえますと、やはり後継的な機種、やはり唯一今のJアラートにしてもそうですけれども、各家庭に情報を伝達する、強いて言えば唯一の、高齢者も含めてになりますけれども方法になりますので、これはもうある時期、ある時期と言いましても数年後になるかと思えますけれども、そこら辺を視野にしっかり後継機種を選ぶなり、それから情報の伝達ですとか、動画が可能であればそういうものも踏まえた上で新しい機種のほうへの転向へも考える時期には来ていると思えます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひそういった機種検討に入る際には、村民の意見、要望、そういったものをできるだけ反映したものを採用していただきたいと思いますし、そういった検討の経過とか経緯とか、そういったことも含めてできるだけ公開していただいて、村民の皆さんにわかるような形で最終的に機器更新等を行っていただければと思います。

続きまして、先ほど申し上げましたとおり、村内情報は公平にあるべきだと考えています。また、現代では誰でもどこでも情報が欲しいときに知ることができるというのが理想ではないでしょうか。

子供たちや高齢者を除けば、現在パソコンや携帯電話、スマートフォンなど、インターネットに接続できる端末は個人でも所有している人がほとんどです。情報電話にあるさまざまな情報を青木村のホームページやSNS、ソーシャルネットワーキングサービスと言いますけれども、SNSを利用して気軽に見ることができる仕組みが必要だと思います。

私が今言っているのは、何も新しいシステムを導入してほしいとか、多額の機器を設置してほしいと、そういったことを言っているわけではありません。今あるものを活用することを提言したいと思います。具体的に申し上げますと、情報電話の文書もしくは音声のファイル、こういったものを青木村のホームページにも掲載します。掲載したら、例えばですが、先ほど言いましたSNS、具体的には今あるフェイスブックの、現在アオキノコちゃんという青木村の広報の担当という形で情報発信をしていますけれども、アオキノコちゃんのページで、情報電話の内容が更新されたことを通知します。詳しい内容はホームページ上で掲載されていますから、そこにはお知らせの項目のリンクだけ張っておけば簡単にお知らせできます。要は、項目だけ書いてあってその先を知りたい人はそのリンク先をクリック、押せばそのホームページに飛んで、ホームページの情報を見ることができるという、そういう仕組みになります。

村民の方はフェイスブック上でアオキノコちゃんのページを登録しておけば、情報電話の内容が更新されたことができますから、知りたい情報を知りたい分だけ、いつでもどこでも得ることができます。アオキノコちゃんのページというのは、今もう現在あって情報発信もしていますし、情報電話の中身の情報、文章や音声データも既にあるものです。その情報をホームページに掲載するだけなんですね。あるものを活用して、そういった情報難民を減らすことができると考えています。

村内の情報を公平に発信するために、青木村としても負担の少ないこの仕組み、こういっ

たものをぜひ導入していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） おっしゃるとおり、全住民に対してやはり情報というのは知らせる義務もございますし、知っていただくということは当然のことになるわけですが、今おっしゃったような方法もあるかと思えます。自分のこと言っただけなんです、SNSそのものも私自身も年齢を重ねてきますと、なかなかとつきにくいという感覚があります。当初この情報通信サービスを事業として起こしたわけで、当然先ほど議員おっしゃったとおり利用料をいただいて、それで維持・補修なり更新に備えているという、一つのシステムづくりでやったものでございます。ある意味、高齢者ですとか小さいお子さんにとっては、これが唯一の形になると思えます。

では、今後も含めてですけれども、やはり先ほども言った多額の経費というのはなかなかかけづらいですので、そのかわりにいろんな方法を、今御提案いただいたような方法もありますので、ちょっと今すぐにこれがいいという方法は見出せないわけですが、当然先ほどの機種を更新を含めて、今ある仕組みをうまく利用して、どなたでも早く入手できるような方向、検討はしていかななくてはいけないと思えます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思えますし、もう少し青木村のホームページの情報の拡充というのをお願いしたいなと思えます。意外と見ている人は多いんですけども、あまり情報が更新されないと、いつも変わってないなとって、大丈夫かなと思ってしまう部分があるんですね。ほかの自治体のホームページなんかもぜひ参考にさせていただいて、どのように更新しているのかとか、どういった項目があるのか、もちろんわかっているとは思いますが、実際やる人員がいなかったりとか、そういった原因もあるかもしれませんが、ぜひちょっと情報発信に関しては拡充していただきたいと思っています。

続きまして、企業支援についての質問に移ります。

前回の一般質問でも提言しました、コワーキングスペースについてです。

前回は道の駅あおき内にできる予定の情報発信・アトリウム、この中でコワーキングスペースの設置ということをお願いしたんですが、スペース的に不可能という回答でした。しかしながら、企業支援のためのコワーキングスペースが青木村でも必要だと私は考えています。前回いきなりコワーキングスペースという聞きなれない用語を使いまして、戸惑った方も多かったかもしないかと思うので、ここで詳しく説明させていただきたいと思えます。

コワーキングスペースというのは、会社や組織に所属することなく個人で仕事を請け負う働き方をしているような、フリーランスと最近では言いますが、フリーランスの方や、小規模事業者の方、あとこれから起業や創業される方、こういった方のコミュニティーの場なんです。会社登記を行うことができるようなところもあります。そういったところを自分のオフィスとして使うことができるんです。ここで新しい仕事のつながりが生まれて、新たなビジネスが生まれる。こういった流れができるんです。人のつながりのない方へ人脈形成のサポートのお手伝いをするということも、コワーキングスペースの大きな役割であります。青木村への移住者の方や、独立直後の方、そんな人にもお勧めできる場所です。

既に上田では海野町にありますH a n a l a b. UNNO、TOKIDA、CAMP 3カ所あります。あと、F a b 古民家という、これは工作機器のシェアファクトリー、お互い工作機械を使って何か開発するとか、そういったようなことのできる場所も、上田にはあります。その他県内22カ所以上あるといわれています。町村に関しましても、信濃町、立科町、富士見町、豊丘村、木曾町、玉滝村などに既にあります。

青木村でも若いお母さんを中心に活発な方がいらっしゃいます。女性の起業支援のためにもコワーキングスペースは役立ちます。保育園や小学校からも近くて、清潔で気持ちがいい図書館、ここはコワーキングスペースにぴったりだと私は思っています。また、図書館にコワーキング機能があれば、インフラ部分は公共が持ちつつ、地元のベンチャー企業を支援するということになります。図書館とコワーキングスペースというのはとても相性のいい組み合わせだといわれています。せっかくのいい図書館ですから、たくさんの人にもっと利用してほしいとも思っています。コワーキングスペースを若者や女性が気軽に立ち寄ることができる、図書館内につくってほしいと思っていますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） コワーキングスペースの必要性が、青木村でもそういう時期になってきたのかなという、ある意味うれしく御質問を聞いておりました。

今お話にありましたように、働きながら価値観を共有する人たちの社交の場、懇親の場、コスト削減、こういったいろいろメリットがあつたり、お互いに刺激をし合うということが、もう一つの大きな魅力なのかなというふうに思いました。議員からも資料の提供もいただきました。私も調べてみると、民間でやっているほうが多いですかね。行政でやっているところもありますけれども。上田にも東御にも、それから蓼科にもあるようでございます。

図書館にという御提案、御質問でありますけれども、私も改めて図書館に行ってみました

けれども、さて、スペース的なところは別として、あの静かなところにこれになじむかなというふうに思うと、どうもノーと言わざるを得ないというふうに思っております。

それで、実は社会福祉協議会の中に交流ハウス、多目的ハウスがあるのは御存じでしょうか。これは、実は私が村長になってから若いお母さん方にたまり場がほしいと、こういう御提案をいただきまして見てもらったら、いや、ちょっと汚くてとか、ここをこうしてとかという御提案をいただきまして、たまたまいい補助金がありましたので、そのとおりにリフォームをいたしております。多目的ハウスですから、大学生が泊まったり、あるいは災害の際の避難住宅にもなりますけれども、ふだんはほとんど使っていない状況できれいな場所でもありますから、冷蔵庫もありますし湯沸かし器もありますし、なにならシャワーもありますので、御活用いただければなというふうに思っております。

それから、もう一つは、文化会館があります。ここには一定の条件がありますけれども、公民館活動に登録していただくという条件がありますけれども、近々W i - F i も入りますので、土曜日以外は8時半から22時まで使えます。こういうところも、独立した部屋とか建物でこういったコワーキングスペースという看板を立てられませんが、青木村らしい使い方をしていただければなと、こんなふうに思うわけでありませう。

それから、県のデータですけれども、新規開業事業者の割合の開業率というのがあるんだそうでありまして、長野県では3.97で、47の都道府県のうち下位だったという話でございます。そういうことで、県はことし6月に起業しやすい地域を目指して、企業を検討する人と県内企業の技術的なニーズを橋渡しをする組織として、信州創業応援プラットフォームをつくったということがございますので、こういうようなことも活用していただきながら青木村らしい、こういったスペースになるように活用していただければというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） いい御提案ありがとうございます。私自身、図書館に特段こだわっているわけではありませぬし、やりたい人たちにとっては多目的ルームとか文化会館がどんな感じなのかというのは、またやりたい方々に見ていただいて判断していただければと思いますが、そういったスペースを貸していただけるということであれば、やりたいことができれば私自身はいいんではないかと思っていますので、ありがたくその御提案を、また、やりたい方にはお伝えしていきたいと思っています。ありがとうございます。

続きまして、こちらも前回の質問にて申し上げたこととなります。

起業支援のために支援金の制度をつくってほしいと前回は申し上げたわけですが、予算化



しなければならず、なかなかすぐには難しいようでありました。確かに何年も村からお金を出してほしいというのも少し違うようにも感じています。しかしながら、何らかの優遇策がないと、青木村で起業しようと思うきっかけがありません。少し違う観点で支援することを考えてみてはどうでしょうか。お金は与えるのではなく、今あるものを提供したり貸すというところで優遇できないでしょうか。例えば、移住者で村の資源を生かした起業をする、こういった方に対して1年間村営住宅を無償で貸し出すとか、せっかく温泉のある青木村ですから、温泉1年間無料などあっても魅力的です。先日、海外から来ている方からアドバイスをいただいたんですが、一定期間税負担を軽減するための減免処置をするなどということも、メリットになるのではないのでしょうか。

このように、村の資源を生かした起業する人やそういった企業に対する支援として優遇策を検討してほしいですが、いかがお考えでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村の資源を生かした起業に対する支援、優遇策についてあります。

御質問のとおり、起業の仕立ては起業するまで、あるいはして数年間というのは、なかなか自分の事業として回るまでは大変だろうというふうに思っております。村内ではいわゆる村民活動支援事業補助金というのがありまして、上限20万円でございます。それは、平成21年度から使いまして、トータルとして17件ですかね、もうこのくらい使っていただいております。それから、6次産業フロンティア支援事業というのがありまして、30万円、上限でありますけれども、これも実績としては既にあるわけでありまして、平成26年度1、平成27年度1、平成28年度2の団体に活用していただいております。

それから、もう一つは、これはちょっと規模が大きくなるかもしれませんが工場への新設・増設機械の購入に対しての奨励金制度もあるわけで、今回の9月補正でも交付のところは補正をお願いしておりますけれども、こういったことをぜひ活用していただきたいというふうに思います。

それから、村営住宅の無償化についてでありますけれども、これは一定の条件で今までやってきておりますので、それを覆すというのはなかなかいかがなものかということもありますので、移住のための住宅の手当て、あるいはそういうようなことを応援させていただきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） わかりました。村にもそういった独自の補助の優遇策があるというこ

とでした。そういったものを有効活用した上で、起業する際に役立てられるように、これから起業なさる方などには、私のほうからもアドバイスしていきたいと思います。

私のほうからの質問は以上です。

○議長（沓掛計三君） 1番、宮入隆通議員の一般質問が終了しました。

ここで、堀内議員から保留になっている質問について答弁をお願いいたします。

新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 午前中に堀内議員から御質問いただきました件についてお答えいたします。

一般の住宅の耐震診断の件数と、それに基づく実際の耐震改修の状況ということでございます。

平成17年4月に、国におきまして住宅建築物の耐震改修の制度が策定されまして、それ以来事業を実施してきたわけでございますけれども、この直近の3カ年の数字でございますが、昨年平成28年は耐震化診断が1件、それからその前、平成27年度は2件、平成26年度は耐震化診断が1件でございます。いずれも耐震化診断に基づいた耐震改修というのは、今のところ実施されておられません。

続きまして、村の耐震化の状況なんですけれども、一般の住宅、ちょうど1年前の平成28年8月現在、住宅の総数3,706戸ありまして、そのうち耐震性を満たしているものが1,827戸、耐震化率でいいますと49.3%でございます。これを平成32年までには、村としましては耐震化率90%を目指して耐震改修を進めていきたいという目標で取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員、よろしいですか。

○9番（堀内富治君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） それでは、通告のありました6人の議員の質問は全て終了しました。

---

### ◎総括質疑

○議長（沓掛計三君） 引き続き会議を進めます。

これより平成28年度一般会計及び特別会計の決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 村長は4年前、長らく留守にしていたふるさとに対する恩返し、そういう気持ちの中で帰ってこられて、この4年間で本当にいろんなハード・ソフト、よくこれだけの人員とお金でこれだけの事業ができたなど、私はこんなふうに評価しています。

そんな中で、御自分では言いにくいと思うんですが、有森裕子さんというオリンピックのランナーがいました。あの方が過去に言った言葉を私、覚えているんですが、御自分で御自分を褒めてあげたいというふうな意思のことを言われました。

本当に村長、今、143とか公園とか道の駅とか、あまり例を挙げませんがハード・ソフトいろんな面で、限られた職員の中で本当によくやったなど、このように思うんですが、村長いかがでしょうか。御自分のことなので言いにくいかと思いますが、ざっくばらんに。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 昨年度、そしてその3カ年の総括でありますけれども、自分を褒めるというよりは、議会、村民の皆さんの御協力をいただいて、ここまでよくやってこれたなど。それは、職員を褒めていただきたいと私は思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。ありませんか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 以上で総括質疑を終了いたします。

---

### ◎委員会付託

○議長（沓掛計三君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第1号から議案第8号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） それでは、また、陳情第1号についても常任委員会の付託をしたいと思います。これについても御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） それでは、委員会付託の案件について、事務局より資料を配付いたし

ます。

[事務局資料配付]

○議長（沓掛計三君） それでは、資料はお手元に資料はお届きでしょうか。

よろしいですか。

それでは、井古田事務局長より内容について御説明申し上げます。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、平成29年第3回定例会議案等委員会付託明細について御説明申し上げます。

まず、1ページに委員会付託する案件が記載されております。議案の第1号から第8号まで、それと陳情の第1号について、それぞれ右側に記載されております委員会のほうへ付託させていただきたいと思っております。

以下、報告の2件と、それから議案の9号から16号、それから発議の1号につきましては、最終日の本会議で御審議をお願いしたいと思います。

1番上にあります議案第1号平成28年度青木村一般会計決算の認定については、ちょっと次のページをおめくりいただきたいと思います。

歳入について、2枚目、3枚目に記載になっております。該当するページについては左端に記載をされております。2枚目のそれは、12ページからもう1枚めくり35ページまでが最後になっております。

続いて歳出になりますが、4枚目をちょっとごらんいただきたいと思います。

該当するページが36ページから最後105ページまで、それぞれ細かく記載になっております。

下の特別会計につきましては表のとおりとなります。

なお、委員会のお名前につきましては、右側の欄にそれぞれの委員会名が記載をしておりますので、それぞれの委員会のほうでよろしくをお願いしたいと思います。

ちょっと最初に戻っていただきまして、議案の第2号から4号、それと6号から8号まで、これが社会文教委員会をお願いをしたいと思います。続いて議案の第5号、それから陳情の第1号につきましては、総務建設産業委員会をお願いしたいと思います。

以上、委員会の付託明細について御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（沓掛計三君） 何か不明な点等ございますか。よろしいですか。

[発言する声なし]

---

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

これにて散会といたします。

どうも御苦労さまでした。

散会 午後 4時18分

平成 2 9 年 9 月 2 0 日（水曜日）

（ 第 3 号 ）

## 平成29年第3回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第3号)

平成29年9月20日(水曜日)午前9時開議

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 健全化判断比率について  |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 資金不足比率について   |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 平成28年度青木村一般会計決算の認定について                                   |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 平成28年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について                             |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 平成28年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について                               |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について                             |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 平成28年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について                               |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の<br>認定について                  |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 平成28年度青木村介護保険特別会計決算の認定について                               |
| 日程第10 | 議案第 8号 | 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について                            |
| 日程第11 | 議案第 9号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の<br>一部を改正する条例について           |
| 日程第12 | 議案第10号 | 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について                               |
| 日程第13 | 議案第11号 | 平成28年度(繰越)地方創生拠点整備交付金 道の駅あおき包<br>括的情報提供施設建築工事請負契約について    |
| 日程第14 | 議案第12号 | 監査委員の選任について  |
| 日程第15 | 議案第13号 | 教育委員会委員の任命について   |
| 日程第16 | 議案第14号 | 平成29年度青木村一般会計補正予算について                                    |
| 日程第17 | 議案第15号 | 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算について                                |
| 日程第18 | 議案第16号 | 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予<br>算について                   |
| 日程第19 | 発議第 1号 | 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補<br>助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について |
| 日程第20 | 陳情第 1号 | 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について                            |





教育係長 横沢幸哉君

建設農林課  
国土調査係長

小林義昌君

---

事務局職員出席者

事務局長 井古田嘉雄

事務局員

稲垣和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（沓掛計三君） おはようございます。  
定刻になりましたので、本日の会議を開会します。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（沓掛計三君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告と道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）の特別委員会についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から第2号、議案第1号から第16号までを議題とし、質疑、討論、採決の順で行います。  
なお、報告第1号及び第2号の討論、採決はありません。  
なお、議案第11号については、本議会開会日に採決まで終了しておりますので、御承知おきください。
- 

◎委員長審査報告

- 議長（沓掛計三君） 各委員長より、各委員会に付託されました議案の審議内容についての報告をお願いします。  
最初に、総務建設委員会においての質疑内容等について、委員長より報告を願います。  
堀内総務建設産業委員長。
- 総務建設産業委員長（堀内富治君） 総務建設産業委員会に付託の事件につきまして、審査の結果、会議規則第74条の規定により報告をいたします。  
4課にわたる内容でありますので、整理して申し上げたいと思います。  
議案第1号 平成28年度青木村一般会計決算の認定について、歳入につきましては、村税の未納者への対応や入湯税の動向、ふるさと応援寄附金の状況について、また歳入の半分を占める地方交付税交付金の状況、あるいは今後の動向、各種交付金、補助金の活用状況など

について、質疑並びに意見が出されました。

歳出においては、総務企画課、税務会計課関係では、地域おこし協力隊の活動状況、送迎バスの運行と経営状況、地方創生にかかわる諸事業、消防団、分団の内容等について質疑されました。

また、建設農林課商工観光移住課関係では、道の駅あおき高機能拠点化事業の進捗状況、有害鳥獣対策、松くい虫対策の状況、あるいはまた橋梁点検の状況や昆虫資料館を初めとした観光施設の活用等について、多岐にわたり村の取り組みについて質疑がありました。

反対討論はなく、賛成討論の中では、健全財政が保たれており、限られた財源の中で交付税措置や補助率の高い交付金、補助金を積極的に活用されていることを高く評価いたします。また、未納者への滞納についての個別の事情等により、非常に丁寧な対応をされておる点についても評価をいたしたいと思います。ふるさと応援寄附金も伸びており、財政力が弱い当村において有効な制度であり、適切な運用の中で成果が上がっておるようでありまして、今後も前向きに進められたいということでもあります。

また、道の駅あおきのリニューアルも予定どおり進められており、青木村の拠点施設として有効に活用するとともに、国が進める地方再生のチャンスを実に捉えて、今後も堅実な財政運営を保ちながら、村の発展に向けさらに努力を期待しておりますということで、賛成討論がありまして、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をしました。

続きまして、議案第5号であります。平成28年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について、永住者の状況やテニスコートの使用状況などに質疑があり、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をしました。

以上でございます。

〔「陳情1号も」の声あり〕

○総務建設産業委員長（堀内富治君） それでは、陳情第1号も含めて申し上げたいと思います。

全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情について、国・県等の動向等により質疑がありました。

討論なく、委員から、限られた情報で判断をするということについては材料が乏しいと、こういうようなことがありまして、継続審査としてはどうかというような提案によりまして、全員賛成にて継続審査とすることに決定をしました。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告をお願いします。

居鶴社会文教委員長。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） おはようございます。

社会文教委員会に付託の事件につき、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により御報告申し上げます。

まず、議案第1号です。平成28年度青木村一般会計決算の認定について、社会文教委員会関係部分についてでございます。

教育委員会関係では、保育所に係る財源及び人件費の内訳、村外の幼稚園通園にかかわる補助内容、児童センターの運営状況、奨学金の今後の見通し、指定文化財の数と修繕等の状況、教育委員会点検評価などについて質疑、応答がなされました。

住民福祉課関係におきましては、高齢者の施設入所の状況、未熟児養育医療の内容、出産祝い金の実績、保健師の配置状況、臨時福祉給付金事業の内容、授産所廃止に向けた現状、患者の多い疾病の把握やその工夫などについて質疑応答がなされ、適正な財産管理と限られた財源を工夫し、効率的に予算執行されたことを評価しますとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第2号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

歳入総額に対する各項目の収入比率、財政運営状況、国保税の滞納世帯数、短期被保険者証の発行状況についての質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第3号 平成28年度青木村簡易水道特別会計決算の認定についてでございます。

水道料金の滞納状況や償還の予定について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第4号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定についてでございます。

市ノ沢浄水場建設後の滝川ダムの余水についての質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

歳入では、東京電力福島原発事故に伴う浄化センターの脱水汚泥放射能検査費用について係る補償費の内容について、歳出では、委託料の内容とその効果等について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第7号です。平成28年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてです。

歳入総額に対する各項目の収入比率、介護予防給付費及び権利擁護事業の内容、今後の介護保険特別会計全体の見通し、在宅、施設介護の現状とレポートあおきの入居状況などについて質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第8号です。平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてです。

質疑、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会について、委員長より報告をお願いします。

宮下委員長。

○道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員長（宮下壽章君） それでは、特別委員会のほうから報告させていただきます。

青木村議会議長、沓掛計三殿。

平成29年9月20日。

道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会委員長、宮下壽章。

本委員会における調査の結果を下記のとおり、会議規則第74条の規定により報告いたします。

平成29年6月議会定例会において、重点道の駅あおきの高機能拠点化プロジェクトについての調査研究機関として設置いたしました、全議員による道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業（継続）特別委員会の平成29年6月定例会以降の取り組み状況について報告をさせていただきます。

平成29年6月16日に第1回目、7月12日に第2回目、8月7日に第3回目、9月8日に第4回目の特別委員会を開催し、村長、担当課長並びに担当職員から現在建築中の地域食材供給施設及び農産物加工施設の進捗状況、また包括的情報提供施設の概要と工程について説明がありました。委員からは、耐震基準、加工施設の利用形態、雇用の創出等について質疑並びに意見が出されました。

本プロジェクトも今議会で審議、採決されました包括的情報提供施設の建設をもって、一応の完了となるわけですが、今後、重点道の駅として農業の振興、交流人口の拡大、防災機能の強化、地域福祉の支援がますます充実されることを要望し、委員長報告といたします。

○議長（沓掛計三君） 委員長報告が終了しました。

---

◎報告第1号の質疑

○議長（沓掛計三君） それでは、9月8日の議会開会日にお配りしました議事日程に従って進めてまいります。

報告第1号 健全化判断比率について、質疑のみ行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 報告第1号 健全化判断比率についての質疑を終了します。

---

◎報告第2号の質疑

○議長（沓掛計三君） 続いて、報告第2号 資金不足比率について、質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 報告第2号 資金不足比率についての質疑を終了します。

以上、報告事項については終了いたします。

---

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第1号 平成28年度青木村一般会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第1号 平成28年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第2号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第2号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第3号 平成28年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第3号 平成28年度青木村簡易水道特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第4号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。



〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第4号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第5号 平成28年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第5号 平成28年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第6号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第7号 平成28年度青木村介護保険特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第7号 平成28年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第8号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ございますか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第8号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおりに決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第10号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いいたします。

提案の中で、第7条中「対象者は、」の次に「保険医療機関又は」を加えることを提案していますけれども、その理由は何でしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） お答えいたします。

対象者は、以前につきましては協力医療機関という表現がございまして、その関係で協力機関というのは国保連と協力を契約、委託をして、医療に関する事務手続をするものを協力医療機関とっておきまして、今回、保険医療機関というのは、診療を行っている機関は全般についての表現ということで、あえてここで追加をさせていただいております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、協力機関は保険医療機関に含まれるのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 多分、御存じかと思うんですが、青木村の福祉医療費給付条例がございます。その関係の中で、第2条定義の中に第6号保険医療機関等とございます。そのまた第7号におきましては協力医療機関等とございまして、協力医療機関等ということにつきましては、保険医療機関のうち長野県国保連合会等の定めによる国保連へ提供する事務を契約しているということの表記がございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 含まれるという意味合いでいいんですね。はい、わかりました。

続いて、それにかかわって、これをこの第7条を受けた8条の2項にやはり協力医療機関というところがあるんですが、その第7条を受けたとすれば、こここのところにやはり同じように「当該」の後に「保険医療機関又は」というふうに加える必要はないのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 申しわけございません。もう一度、ちょっとお願いします。すみません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員、お願いします。

○2番（坂井 弘君） まず、今提案なさっているところは、第7条の中で「対象者は、」の後に保険医療機関を加えて「保険医療機関又は協力医療機関」というふうにしたわけですよ。それを受けている8条の第2項、そこに「前項の場合において、支給対象者が前条の規定により」、つまり第7条を指すわけですよ。その前条の規定により協力医療機関等というふうに、ここなっているんですけれども、前条の7条で保険医療機関等を入れるとすれば、この前にも保険医療機関を加える必要はないのかどうかという質問です。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回のこの条例の改正につきましては、基本的には協力医療機関等、等という表現がございますので、そこで含まれるわけでございますが、そもそものこの福祉医療給付条例の設定、制定におきまして、当初から保険医療機関等を加えておけば、さらに内容の濃いものでございましたが、今回この第7条中「対象者は、」の次に「保険医療機関等又は」とにつきましては、今回全般の中を示す中の範囲で入れており

まして、この下の第8条に関連するものについては協力医療機関等、等という表現でなるといふことで、基本的には県からお示しされた準則等に基づきまして今回改正をさせていただいております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 県から示されたものに準じているということなので納得してしまうんですけども、ただ、この法の読み方なんですけれども、前条でとって、7条を8条2項が受けているということであれば、同じ表現をすべきか、あるいは今、課長さんがおっしゃったように7条で2つを併記し、それを受けているというふうなことで、先ほどお答えでも保険医療機関に協力医療機関が含まれるということであるならば、この第2項で今度は保険医療機関を除いて協力医療機関というような形で1つだけ特筆させることは、混乱を招くんじゃないかなというふうに私は思うんですけども、ほかのところの条項を、例えば6条7項、8条3項、4項、5項、6項、それぞれのところに同じ表記になっていて、そこは保険医療機関となっているんですね。統一したほうがこの条項を読んでいく上では誤解がないんじゃないかなと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） この福祉条例につきましては、保険医療機関等と協力医療機関等という2つの表現がございますけれども、今のところそれに伴って支障は出ておりませんので、これで今の段階ではこれが適切であるというふうに判断しております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 了解しますけれども、精査をお願いしたいなというふうに、県のほうからの準則がそうであるというふうなことであれば、それに従いますけれども、一般、平凡な者が読むとやや誤解してしまうかなというふうな嫌いがあるかなと私は思うので、また精査をして検討するときがありましたらまたお願いしたいというふうに思いますけれども。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 答弁よろしいですか。

ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） まず1点お聞きをいたしますが、今回のこの改正は子供の医療費の助成ということですのでよろしいですね。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） はい、そのとおりでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それで、この第4項等にあるんですが、これは対象外になるということはあるんですか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 対象外というの、今回改正をさせていただいているものにつきましては、今回は18歳、高校生以下につきましてはのものとしまして、現物給付ということで対応する予定でございます。対象外というのは医療機関につきましては話でしょうか。それとも年齢の関係でございますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 条件的に該当しないというような方もおありじゃないかというふうに、たしかあるかというふうに思いましたので、結婚されている方どうのこうのというの、たしか中に入っていたかなというふうに思いましたので、その点をちょっと今お聞きしたんですが。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 医療の対象ということで理解させていただきますと、これも給付条例でございますが、基本的には18歳未満の子は全て対象になるということでございますが、ただし、そもそもの福祉医療費の制度の関係で支給対象者ということでございます。対象者としめないものにつきましては、生活保護法の規定に基づく保護を受けている者、あるいは後期高齢者医療被保険者または身体障害者でも細かなものがございませけれども、中にはあとは所得に関するものということで、何でも全てが対象ということではなくて、ある程度、福祉医療制度にのっとった中で基本的なものがある、ベースがありまして、その中で対象になるものにつきましては、この今回の福祉医療給付条例の関係の改正の案件に該当するものというふうに理解しております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 第5項に、当該支給対象者が長野県内に所在する保険医療機関等で療養の給付等を受けた場合に適応と、このようになっているんですが、この福祉医療給付条例を見ますと、中に県外で受けた場合にも一旦自己負担分を支払って、後日、その関係書類を持って提出すれば可能と、こういうところがあるんですが、その点、ここには幾つか、先ほ

どの子供だとか母子・父子家庭等とかいろいろ項目がたしかあるんですが、ただいまの5項につきましてちょっと御説明をいただきたいんですが。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回の改正につきましては、長野県全体でこの改正を行うわけですが、子供に関する医療費の窓口無料化に向けての改正ということでございまして、県外の医療機関につきましては、福祉医療制度として従来どおり県外の医療機関にはそのままお支払いをしていただき、後日、こちらのほうで償還をして、手続を踏んだ上で償還払いという形は変わってございません。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） それでは、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第10号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

議案第11号については、先ほど申し上げましたけれども、採決まで終了しております。

---

#### ◎議案第12号及び議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第12号と議案第13号、人事案件ですので、一括上程にかけますけれども、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]



○議長（沓掛計三君） それでは、議案第12号 監査委員の選任についてを議題とし、提案を求めるとともに、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） お願いしております議案12号及び13号につきましては、人事案件でございますので、慣例に従いまして、別室にての協議をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩といたします。

議員の皆さんは議員控室のほうへお願いします。

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時49分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、議案第12号 監査委員の選任について、事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（沓掛計三君） それでは、議案第12号について、北村村長より説明を願います。

○村長（北村政夫君） 議案第12号 監査委員の選任についてをお願いいたします。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

記。住所、青木村大字田沢610番地、氏名、内藤賢二さん、生年月日、昭和22年5月10日生まれ。

平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 本案件について質疑を行います。

質疑のある方。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第12号 監査委員の選任については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とし提案者の説明を求めます。  
北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 教育委員会委員の任命についてをお願いいたします。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
第4条第2項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

記。住所、青木村大字松村556番地、氏名、片田章偉さん、生年月日、昭和23年10月20日。  
平成29年9月8日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 本案件について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第13号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第14号 平成29年度青木村一般会計補正予算について  
質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 10ページをお願いします。

商工費の中の商工業振興費17万7,000円ですが、御説明をもう一度お願いします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

こちら、商工振興奨励金、補助金の増額補正をお願いしているものでございますが、こちら  
は青木村内で設備、固定資産税等のもとになります設備の高額機械等を増額した場合に、  
それを5年に限り2分の1の範囲で補助するというものでございます。

これが当初予算のときにはわかっていた額で当初予算を組んでいたわけですが、予  
算編成後に、その後、申請がございまして、申請の中身が追加して交付すべきものであると  
認められるものですから、予算が不足してしまいますので、改めて増額をお願いしている  
というものになります。

内訳で言いますと、3件ございまして、1つが12万6,000円、もう一つが7万3,000円、  
最後3件目が4万1,000円でございます。当初との差額、当初の予算の中でやりくりできる  
分が6万3,000円ございますので、今の12万6,000円足す7万3,000円足す4万1,000円。そ  
こからやりくりができる6万3,000円を差し引きまして、17万7,000円増額をお願いしたい  
というものでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 固定資産税の2分の1というお話でしたか。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） そのとおりでございます。固定資産税相当額の2分の1  
でございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。いいです。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 11ページの教育費の教育指導費、説明で002で準要保護等児童生徒就学援助費につきまして、基準額の変更という説明があったかと思いますが、再度説明をお願いをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 再度、説明申し上げます。

国で規定しております要保護児童生徒就学援助費の基準額が変更になりました。これがその表なんですけれども、28年度と29年度でこういう変わりますという数字が出ています。この数字に合わせた変更になります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ここで補正が出ていましたので、今、その基準額というものが予算編成後にはっきりしたと、こういうことですか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） はい、そのとおりであります。

通知が3月31日付で参ったものであります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それで、予算のときに小学校で6万円、それから中学校で8万円というような説明があったかなと、このように思われるんですが、この金額につきましてどのように変更になったのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） こういうことでよろしいでしょうか。

国の補助費の中で学用品とか通学用品とか郊外活動費とかというそれぞれの区分けがありまして、そこに出ている数字を精査をして変更したということで回答になりますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 予算のときに議員のほうから質問があったかと思ひまして、そのときの回答が今の小学校6万円というような、中学8万円というような説明、ちょっと私もどういふあれだか細かくはわかりませんでしたんですが、それとはまた違ってくるということなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） もしかすると、それは新入学児童生徒学用品等のある1項目の金額だったかもしれませんが、今回は1項目ではなくて、すべての項目を精査をして出した計算になります。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 10ページの一番下の土木費の中の道路維持費のところでございますけれども、003の村単事業工事請負費540万ということが記されていますが、これはどの場所をどういうことがあってやったものか、ちょっと御説明をいただきたいんです。

○議長（沓掛計三君） 片田建設農林課長。

○建設農林課長（片田幸男君） お答えいたします。

こちらは当郷区になります、浦野青木線でございます村道、当郷公民館の上流50メートルぐらいの左側の路肩ののり面が8月21日の降雨で若干崩落をいたしまして、そこを手当てする工事費として計上させていただいております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） これはじゃ、災害の補修ということですね。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 災害の申請とかを上げれば、災害の認定にならないこともないかなというところもございますけれども、災害のここで査定を受けたりして申請をしますと、設計会社を入れたりだとか、あるいは積算で技術センターを入れたりだとか、そんなようなことで、今ここで盛っている予算では多分3倍から4倍ぐらいの工事費がかかってしまうなということで、ほかにも何か所もそういうことがあって、一気に災害で手を挙げていくということであれば、ある程度有利な部分もありますが、今回、本当にここだけでございまして、自前の設計でやっていったほうが有利だなという判断でこういう形をとらせていただきました。

それと、災害だとこの崩れたところしか当然直せないわけですが、今回のこの場合というのは、崩れたところも当然問題なんです、その上側の道路のほうの排水の対策ですね、そちらに起因してどうも崩れたという部分が多いものですから、当然崩れた土手は直しますけれども、それよりもその上の、そこへ水が流れ込まないような仕組みをあわせてやりたいということで、こんなような予算組みをさせていただいたところでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 9ページ、農業振興費、節19負担金補助及び交付金、これの共同利用施設設置事業補助金に関してですが、ライスセンターの計量器の分と聞いております。以前、要請として事業費は669万6,000円税込み、経費2分の1補助の要請が出ていたと思います。これの実際の今の申請のある経費と補助率を教えてください。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 経費につきましては、以前お示しをした経費でございます。補助率については、今回15%ということをお願いをしております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

小林議員。

○8番（小林和雄君） 関連なんですけど、その事業費補助というのはあれですか、その都度15%というのは決めているのか、その15%の補助率の決め方についてちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今まで過去の例を見ますと、リンゴの共同出荷とか、それから各市町でもやっております。今回皆さん、議員さんに半分という書類をお渡しして、組合長、あるいは役員と話をした中、それから青木村が余り出し過ぎるとほかの市町村にも迷惑がかかりますので、実はほかの市町村にもどんなもんだないと、こんな話をしました。

過去の例を見ると国庫補助とそれから単独で、いわゆる農協から見た、JAから見た単独と公共にありまして、1割のときもありますし、20%のときもありました。ということで、組合長のほうから、実はこれは15%でお願いしますというお話を逆に向こうからいただきましたので、私どもも大体10から20の間というふうに思っていましたので、これをよしとして15%ということにいたしました。

率が決まっているかということにつきましては、その都度の協議、いわゆる受益の範囲とか国庫補助があるかないか、あるいは他市町村の関係も含めて判断することになります。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） わかりました。

できるだけ、JAのほうも何かライスセンター等については、この前現場を視察しましたけれども、あのような状況でありますので、できるだけ村でも支援をしていただきたいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（沓掛計三君） 答弁はよろしいですか。

○8番（小林和雄君） はい。

○議長（沓掛計三君） ほかに。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 11ページお願いします。

消防費でございますけれども、消防施設費の中で修理費があります。86万4,000円。これはどこのものか、どこを修理をするものか。それから、この消火栓の修理をする基準というものはどんなように考えておるのか。それからまた、村の中に一応、消火栓は何本あるのか、お答えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、この修繕料の内容をまずお伝えしたいと思いますが、消火栓の基準ということになりますけれども、あくまでこちらで勘案するのは、消火栓としての本来の機能が失われたということになりますので、特に今回は消火栓の外見から見て縦に亀裂があります。これは緊急性ということになりますので、これを理由に今回1カ所、消火栓の工事をさせていただきたいということでございます。

それから、村内全体で消火栓の数ということになりますが、こちら把握しているのが227基になります。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そうすると、あと226基というのは現状のところ、とにかく亀裂もないし、全く消火活動には問題ないというその解釈でよろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 村内にこれだけの数がありますので、消防団もそうですが、管理消防署ですね、こちらのほうでも見回りをしていただいて、こういうことがあるかないかもふだん点検をしていただいております。その中で今後も新しく、老朽だけではなくていろんな異常があった場合は、緊急性を伴いますので、随時工事をさせていただきたいと思っております。

○9番（堀内富治君） はい、わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

坂井議員。

○2番(坂井 弘君) お願いします。8ページお願いします。

民生費、社会福祉費、障害者福祉費、19の負担金補助及び交付金の部分ですが、9万2,000円、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業ということですが、この点につきまして6月議会で課題となり、その際の答弁では、対象者はいないということでしたが、対象者は存在したということでしょうか。あるいは対象者がいないけれども、そのための措置としてあらかじめ予算化したということでしょうか。

○議長(沓掛計三君) 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長(花見陽一君) この件につきましては、これから軽度・中等度の補聴を必要とする子が、必要であるという見込みがあることを想定して計上させていただいております。

○議長(沓掛計三君) 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長(花見陽一君) すみません。現在、こちらの情報では必要としている方はいらっしゃらないというふうに確認しておりますが、ただ、必要になった場合に対応するべく、今回は予算計上させていただきました。

○議長(沓掛計三君) 坂井議員。

○2番(坂井 弘君) ありがとうございます。

あわせてもう1点、同じページのところですが、障がい児通園施設利用児療育支援事業1万2,000円、これにかかわってお願いしたいと思います。

同一世帯に2人以上の対象児がいる場合に補助するという説明でしたけれども、この場合は当初予算になかったわけですが、補正で組まれたということは、当初予算では該当なかった見込みだったが、新たに対象者がいるというふうに見込んだということでしょうか。

○議長(沓掛計三君) 上原係長。

○住民福祉課住民福祉係長(上原博信君) そのとおりでございます、4月になりましてお一人の方が申請ありましたので、補正をさせていただくものでございます。

○議長(沓掛計三君) 坂井議員。

○2番(坂井 弘君) ありがとうございます。

もし、対象者がいない年度は、それでは予算化しないということでしょうか。

○議長(沓掛計三君) 上原係長。

○住民福祉課住民福祉係長(上原博信君) 予算化はしませんけれども、県のほうには予算要



望は上げて、いつでも対応できる体制にはなっております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

先ほどの難聴児のところでは、対象者はいないけれども、あらかじめ予算を組んでおく。

こちらのほうの部分について、通園施設利用のほうは、対象者がいるから予算化する、いなければ予算化しないというふうなお答えですが、その整合性はどうなりますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 予算編成の基本的な考え方をまず申し上げたいんですけども、拾える、拾えるというんですか、必要なものについては、12月から始まります予算編成の中でなるべくきめ細かに予算を組んでいきたいと、こういうふうに思っております。

1つ、整合性と言われると、これ、どういうふうにお答えすればいいのか。あえて言えば、あえて言えばじゃなくて説明すれば、補聴器のほうは坂井議員が6月わざわざ質問をしてくれたわけですから、我々は姿勢として、PRとしても兼ねてここで予算化、今のところはありませぬよ、ありませぬけれども、そういうことで予算化したということであります。

それから、たくさんいるものは、ある程度見込みがあるものはやるんですけども、今のよう障害者云々というのは、ほとんど毎年なかつたりしますので、それは当初から予算化はしておりませぬ、必要に応じてやっております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） わかりました。ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 9ページの農林水産業費、高機能拠点施設費です、その中に委託料がありますが、道の駅のPOSシステム連動の委託というふうにお伺いしましたが、どのようなものかもう一度説明をお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今回、道の駅の直売所のリニューアルに伴いまして、新たにクレジットカードの対応しているレジ、外国人の方も当然そうですし、今みたいなマツタケの時期になりますと、一気に高額のお買い物をする方等にも対応できるように、クレジットカードに対応したレジを入れました。これは今までなかったレジでございまして、このクレジットカードを使った精算とPOSシステムということで、生産者さんの品物とかを管理

しているシステムがございますね、あれを連動させるための設定をお願いしたということ  
ございます。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） POSシステムについてはよくわかりました。

続いて、すみません、同じく10ページのほうですが、土木費の中に道の駅管理費がござい  
まして、修繕費、自動ドアのトイレが閉まらなくなったので緊急に修理したということだ  
けけれども、道の駅にあるトイレでよろしいのでしょうか。たしか1カ所しかないと思うん  
ですけれども、そちらでよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） そのとおりでございます。

道の駅のトイレの24時間利用できるトイレでございます。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） すみません、私の認識としましては、トイレは県の管理する施設で  
はなかったかなと思うんですけれども、村の管理に移っているのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 管理は村の管理ということでやっております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 8ページお願いします。

一番下のほうの保育所費の中なんです、工事請負費57万円ということなんですけれども、  
これは遊具の修理、フライヤーとお聞きしたと思うんですけれども、もう一度御説明お願  
いします。

○議長（沓掛計三君） 多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） おっしゃられたとおりでありまして、遊具のリングトンネルジ  
ムの修繕42万1,200円、それから給食用のフライヤーの導入に伴います機種変更に伴いま  
しての増額分14万8,176円という内訳になっております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） わかりました。

これはいつごろつくったものなのか、全てのものに耐用年数ってあると思うんですが、も  
う耐用年数はとうに過ぎてきているよとか、それから、もし修理じゃなくて新しく交換した場合

は、大体幾らくらいでできて、今修理でやると幾らくらいだから、プラスマイナスで修理のほうが有利だよというふうな、そういう考え方とか、これはあれでしょうか、つくったときのメーカー持参か、それとも保証というのは何年間は保証しますよというか、そういうのはあるのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） メーカーの保証期間について、ちょっと私確認してございませんで、申しわけございません。

遊具自体につきましては、平成5年、新築したときに導入したものでありまして、25年ほどの経過になります。今回修理する部分につきましては、トンネルジムの部分でいうとおおよそ5分の1ぐらいが部材になります。幾つかのスパンに分かれておりまして、その部品の部分のベースに、地面についている部分ですね、その部分の腐食がございまして修繕を行うものであります。ですから、全体をつくりかえらるとなるとかなり高額な品物になりますので、今回修繕の中で対応させていただきます。

また、管理につきましては、定期的に毎月、うちの保育士のほうでも点検はしてございますが、4年から5年の間に1回は専門の業者の検査を受けて、安全管理に努めているところです。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 一般論ですけれども、遊具で園児が遊んでいて、何らかの過失があったたまたまけがをしてしまったとか、そういうことがあるんですけれども、想定外のこと、それは本当に幾ら気をつけていても起きてしまうときもあると思うんですけれども、ちょっとこのこととは直接関係ないんですが、園児の保険というのはどんな形でかけていましたか。

○議長（沓掛計三君） 多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） 直接的にけが等の医療費につきましては、学校保険というか、スポーツ保険というような名称の中になりますけれども、補償で保険をかけてございます。それからそのほかの賠償保険的な部分につきましては、民間の会社の保険を別にかけて、それに備えているような状況であります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） いいです。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 先ほど山本議員のほうからも質問があったんですが、10ページの商工業振興費の補助金、商工業振興奨励金についてちょっと1点だけお聞きしておきますが、これホームページ開くとデータが要は古いということなんですが、平成27年中に取得した資産に対して、28年2月15日までというふうになっていまして、要は更新されて今おやりになっていると思うんですが、要は新しくやっていただければ、見た人がそのように思いますので、もう切れているのかなというふうに思われますので、その点につきましてちょっとお聞きだけしておきます。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

ホームページのデータが古くなっているというのは、ちょっと確認をしまして、即、直ちに修正させていただきます。

それから、申請につきましては、やはり年度を区切って申請いただく必要があるので、いつまでかというとこれは明確に区切ってやらせてはいただいております。ですので、今現在これから先、本年度の執行のこの補助金の申請が出てくるとことはございませんけれども、重ねましてホームページのデータは直ちに修正させていただきます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 9ページの林業振興費は、これ県の補助金が168万円であずまやの設計と建築というふうに理解しているんですが、設計料が23万8,000円ということは、これは村単のことになっていますが、378万というのが、これが建設にかかわる部分ですか。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○建設農林課長（片田幸男君） はい、建設にかかわる部分が378万円ということでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） あそこが、もともとあったところが食堂施設に変更になったということで、移転ということになるかと思うんですが、かなり高額だなというふうに私も思うわけですね。両方合わせて400万と、特別に中にいろいろな設備が入るわけでもないが、ちょっと高いかなというような気もしますが、いかがですか。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○建設農林課長（片田幸男君） 今回のあずまやでございますが、以前、芝生のところに長野

県で当時つくっていただいたあずまやがございまして、かなり通常のあずまやよりも大きくて立派なものでございました。今回、移築ですとか、引っ張って行ってやったらどうかとか、いろんなことを検討させていただいた経過がございます。

その中で、はっきり言えば建てかえたほうが安いなというのが1点なんですけど、もう1点、長野県と協議する中で、今までのあずまやはかなり大きいものなので、もう少しサイズダウンして建築することはどうでしょうかというようなことも御相談申し上げたんですが、原則、今まであった機能はそのまま残してもらいたいということで、設計士さんにも旧建物というか旧あずまやも全部見ていただいて、これを再建するのにどのくらいかかるかというようなことで、設計していただいた内容がこの内容ということでございます。かなり立派なあずまやというふうに御理解いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 県のほうからこの168万円以上は無理でしょうか、これ。

それと、もう1点。今、拠点化施設ということであそこ一帯工事にかかっておりますが、設置場所としてはどの辺のところになりますか。

○議長（沓掛計三君） 片田課長。

○建設農林課長（片田幸男君） あずまやにつきましては、本来、通常ですと村の単費で補償工事みたいな形の中で新たにあずまやを建てなくちゃいけなかったわけですけども、以前からこの森林づくり推進支援金というのを、税事業ですね、村のほうでも使わせていただいて、何カ所かあずまや等整備してきた経過がございます。これも県に相談しまして、補償工事で私どものほうで建てかえるんだけれども、この事業を使って少しでも単費を減らしたいということをお願いしましたところ、それを使ってやってもらってもいいですよということだったので、こちらのお金を入れさせていただきました。

この金額につきましては算定の方式があるようでございまして、私どもの要望というよりは、どのくらい森林造成を村内でやっているとか、そんなようなことで計算をされてこの金額が出てくるということで、事業費にリンクして増減するものではないということで御理解をいただければと存じます。

場所につきましては、旧直売所が建っていたところを壊して、今、駐車場の下準備といたしますか、下層路盤まで今やっていますけれども、その何というんですか、北側のところに、以前にちょっと平面図等をお示しした経過があったかと思うんですが、いずれにしてもあの敷地の東側の、駐車場よりも北側のあたりに緑地といたしますか、今まであったような芝

生の緑地を設けて、そこにあずまやを設置したいということで考えてございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） なければ質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第14号 平成29年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第15号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 6ページをお願いします。

水道の関係でございますけれども、先日の説明では、403万5,000円というのは水道の空気弁の交換にかかわるものだと、こういうふうな説明があったわけでございますけれども、今回の水道の断水等については、非常に私もいろいろと感ずるところがあったわけございまして、大変重要だというふうに認識をしたわけでありまして。

それで、ここにありますけれども、本管の空気弁の交換だと、こういうふうに聞いておったわけでありまして。これはどのような損傷であるのか、またこれは定期的にやっぱり交換をしていかなければいけないものであるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回の本管につきましては、1つは中村地区にございまして、水が少し漏れている状況でございますので、交換をしたいということでございます。そちらが約50万円ほど見込んでございますが、そのほかにつきましては、当初予算で587万6,000円見込んでございましたが、既に修繕費として全て費用が終わってしまいましたので、今回、将来の見込みも踏まえまして430万5,000円と計上させていただいております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この空気弁につきましては、これは定期的にやっぱり検査をしながら進めていくというようなことであるというふうに思うんですけども、そういう点検をされておるんですか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） そういう、今回、空気弁についてお話をいただいているわけでございますが、村内各地の管につきましては、やはり最近の断水もそうですけれども、昭和40年代の管が大分傷んできているかなという状況でございます。ただ、その場所とまた年代等を踏まえまして、今回もそうですが、空気弁の定期点検ということは行ってございません。ただ今後、ことし、来年にかけて固定資産台帳を整備する中で、さまざまな施設の状況がわかってまいりますので、今後どのように、点検等を踏まえまして、進めていくのがベターであるか検討していきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そうすると現状、ほかの地域につきましては、当面大丈夫だというその判断でもよろしいですか。前回のやっぱり断水という問題をいろいろと考えると、そういうような細かいところまできちんと検討、整備をしていく必要があるじゃないかというふうに私は考えておりますが、どうですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 断水では大変ご迷惑をおかけしまして、その反省と原因究明を今している最中でございます。

今回の補正予算は、今回の断水とは一部かかわりますけれども、全体を代表するものではなくて、たまたま今、花見課長からお話ありましたように、答弁申し上げましたように、固定資産台帳をつくって、これは過去の工事、過去の工事の内容、年度それを全部1つの台帳

につくことをたまたま今年度と来年度にすることにしております。

一般的に言われますのは40年が1つの経過でありますので、40年を過ぎたもの、あるいは地層、あるいはその使用頻度とか、あるいは今までの漏れが多かったとか、そういうようなところから優先して計画的にその管の、空気弁だけではなくて管路、特に管路、あるいは管路に配水に関係する、直接関係するようなものを優先的に、できれば12月に間に合うかどうかあれですけれども、来年度当初からはしっかりやっていきたいというふうに思っております。

いずれにしても、抜本的な見直しをここでかけなければいけないというふうな反省をしております、その作業を今している最中でございます。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第15号 平成29年度青木村簡易水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第16号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。



質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 6ページをお願いします。

歳出の中の、ここは1件しかありませんからあれですけども、この内容についてもう一度御説明をお願いします。261万4,000円の。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回、修繕料として計上させていただくものでございますが、浄化センターの汚泥脱水機コントローラーの修理に129万6,000円、また、汚泥処理装置プログラマブル指示計の修繕に131万8,000円を計上させていただきました。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） こういった施設を維持管理する場合、計画的に毎年耐用年数が来るから、ことしはこの部品とこの部品を補完しようというふうに計画的にやられていると思うんですが、例えば想定していたよりも何か早く壊れてしまったとか、ふぐあいがあったという場合はやむを得ないんですけども、当初予算では見込めなかった部分ですか。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 今回のものにつきましては、脱水機関連の計器類等のことでございますが、ふぐあいが生じたのが3月下旬以降にちょっとふぐあいが生じまして、それを調査をしました。その調査を進めていく中で原因と、また、何とか供給をとめないように通常営業してまいったところでございますが、あとやはり部品等の関係もございまして、なかなか具体的にどの程度の修繕かという調査に時間がかかりましたもので、今回の補正で計上させていただいたものでございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 当初、想定できなかったというようなことのようなんですけども、できるだけ耐用年数というか寿命というものをあれして、寿命の、ある程度10までいかないうちに前年度の一般会計で予算化して、こう当初予算で組んでやっていくと、総体的にはコスト的には安く上がると思うんですよ。何かあったたびに、ここがだめだったから業者さんお願いして直した、ここも直したってやると、結局トータル的には高いものになっちゃうんで、その辺、やっていらっしゃるんでしょうけれども、またその辺もよくよろしくお願いたいと思います。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議員さんのおっしゃるとおり、計画的にということでございます。現在、浄化センターにおきます長寿命化計画の中では、大がかりな機械装置等につきましては耐用年数等過ぎた中で、調査した中で大がかりな経費につきましては計画的に進めております。このように細かいものにつきましては、やはりまた再度いろいろチェックする中でその都度検討していきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第16号 平成29年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、発議第1号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

発議第1号 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律による補助率等の嵩上げ措置の継続に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、陳情第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についてを議題とし、質疑を行います。

ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） 質疑終了します。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、本案は付託した総務建設委員長からの報告のとおり継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

陳情第1号 全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情については、継続審査とすることに決定いたしました。

### ◎日程の追加

○議長（沓掛計三君） これより追加日程を上程いたします。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（沓掛計三君） お諮りします。

ただいま資料を配付しましたが、議会から議案第17号 村長の専決処分事項の指定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

議案第17号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

---

### ◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 追加日程第1、議案第17号 村長の専決処分事項の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田議会事務局長。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、追加日程第1、議案第17号 村長の専決処分事項の指定についてについて御説明申し上げます。

裏面をごらんいただきたいと思います。

議案第17号 村長の専決処分事項の指定について。

下記の事項に関しては、村長において専決処分ができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月20日提出、青木村議会議長、沓掛計三。

記といたしまして、平成28年度（繰越）地方創生拠点整備交付金、道の駅あおき包括的情報提供施設建築工事請負契約の変更請負契約に関すること。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 後になっているんなことが出てきて、変更というのはいり得ると思うんですが、金額とかそういったことについては、どの程度のことを想定されているのか、最高限度額といたしますか。

○議長（沓掛計三君） 井古田総務課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） この180条自体が地方自治法に規定されているわけですが、その条文から察するに、軽易な事項という言葉になっております。率で申し上げますと2割程度、全体工事費の2割程度に該当するかと思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

ございませんか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第17号 村長の専決処分事項の指定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（沓掛計三君） お諮りします。

本定例会に付託されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会としたいと思いますが、御異議  
ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会とすることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成29年第3回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時42分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員